

令和6年3月26日(火)
午前10時30分
議会棟4階 第1委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第1号 職員の懲戒処分について

報告第2号 市長からの意見聴取について（令和6年2月14日付）

報告第3号 市長からの意見聴取について（令和6年2月16日付）

報告第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく条例の制定に関する意見聴取について

報告第5号 懲戒処分に関する内申について

議決事項

議案第7号 寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則及び寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則の一部を改正する等の規則について

議案第8号 寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について

議案第9号 寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則等の一部を改正する規則について

議案第10号 市長の権限に属する事務の補助執行について

議案第11号 公文書部分開示決定に係る審査請求についての裁決について

議案第12号 寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）の改訂について

議案第13号 令和6年度学校園に対する指示事項について

議案第14号 寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第15号 令和6・7年度寝屋川市青少年指導員の市長への内申について

署名人

高須教育長

中川委員

2月・3月教育委員会一般事務報告

(2月9日～3月26日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
2	9	金	大阪府都市教育長協議会	役員会	ホテルアウイーナ大阪
	10	土	ねやがわ子どもフォーラム2024	講演会	アルカスホール
	13	火	近畿都市教育長協議会	役員会	ホテルアウイーナ大阪
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	15	木	市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議	会議	ホテルアウイーナ大阪
	16	金	令和5年度第5回社会教育委員会会議	会議	議会棟4階 第I・II会議室
	17	土	第47回寝屋川市PTA大会	講演会等	アルカスホール
	18	日	第73回大阪府市町村総合駅伝競走大会	大会	服部緑地
	19	月	学校訪問		神田小学校
	22	木	校長役員会	3月校長会の案件について	総合教育研修センター
	25	日	寝屋川エンジョイマラソン2024	大会	寝屋川公園他
	26	月	3月市議会定例会(第1日)	委員会付託(現年度議案)	市議会議場
	27	火	文教生活常任委員会	付託事件審査(現年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査(現年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
	28	水	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	29	木	3月市議会定例会(第2日)	市政運営方針、委員会付託(新年度議案)、委員長報告(現年度議案)	市議会議場
3	1	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	6	水	3月市議会定例会(第3日)	代表質問	市議会議場
	7	木	3月市議会定例会(第4日)	代表質問	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	9	土	オーサービジット講演会	講演会	アルカスホール
	12	火	文教生活常任委員会	付託事件審査(新年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査(新年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
	13	水	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
	14	木	文教生活常任委員会	付託事件審査(新年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査(新年度議案)	議会棟4階 第1委員会室
	15	金	小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校
	19	火	幼稚園保育証書授与式	保育証書授与式	市立各幼稚園
	20	水	市民ウォーキング	ウォーキング	寝屋川市役所から大阪城公園

月	日	曜	行事名	内容	場所
3	22	金	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	25	月	3月市議会定例会（第5日）	委員長報告（新年度議案）、追加 事件即決	市議会議場
			第2回文化振興会議	会議	職員会館3階
	26	火	教育委員懇話会		議会棟4階 第I・II会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室

3月・4月教育委員会行事計画書

(3月27日～4月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
4	2	火	校園長会	市立学校園への指示事項について	総合教育研修センター
	4	木	小学校入学式		市内各小学校
			市町村教育委員会教育長会議	会議	ホテルアウィーナ大阪
	5	金	中学校入学式		市内各中学校
			第73回市民体育大会総合開会式	式典	アルカスホール
	7	日	市民体育大会 テニスの部	大会	寝屋川公園
			市民体育大会 空手道の部	大会	市民体育館
	8	月	幼稚園入園式	入園式	市立各幼稚園
	12	金	大阪府都市教育長協議会	役員会・総会・定例会	ホテルアウィーナ大阪
	14	日	市民体育大会 ソフトボールの部	大会	大阪公立大学工業高等専門学校、深北緑地ほか
			市民体育大会 バスケットボールの部	大会	市民体育館
	15	月	校長役員会	4月校長会の案件について	総合教育研修センター
	16	火	北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
	17	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	21	日	市民体育大会 サッカーの部	大会	市内中学校
	22	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	24	水	教育委員懇話会		議会棟4階 第I・II会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室
	25	木	近畿都市教育長協議会(～26日)	役員会・定期総会	ダイワロイネットホテル和歌山
	29	月	市民体育大会 バレーボール 6人制の部	大会	市民体育館

報告第1号

職員の懲戒処分について

寢屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和6年3月26日提出

寢屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

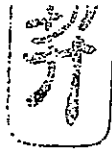
寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により
懲戒処分として令和6年5月31日まで停職する

令和6年2月29日

寝屋川市教育委員会



総人第 3283 号
令和 6 年 2 月 28 日

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔




職員の懲戒等処分について

職員の処分に関し、寝屋川市職員人事審査委員会に付議したところ、同委員会から、当該審査の結果に基づき、下記のように報告があったので、その旨を報告します。

記

次のように処分することが適当である。

- 1 処分対象職員
寝屋川市立第二中学校 

- 2 処分内容
懲戒処分 停職（3 か月）

[処分の理由]

令和 3 年度にも周囲への迷惑行為により懲戒処分を受けているにもかかわらず、他人の所有物を損壊し逮捕されるに至ったことは、服務に関する意識及び公務員としての自覚が著しく欠けているものと言わざるを得ず、断じて見過ごすことができない。

たとえ精神疾患が認められ、被害者と示談がなされたとしても、当該職員の行為は市民との信頼関係を損ない、公務に対する信用を著しく失墜させるものである。

報告第2号

市長からの意見聴取について（令和6年2月14日付け）

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和6年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

1 令和5年度寝屋川市一般会計補正予算(第11号) (教育委員会関係分)

1 歳入 歳入歳出補正予算事項別明細書

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	2,790,612	3,029,291	5,819,903
計	6,529,345	3,032,804	9,562,149

区 分	金 額	説 明
	千円	千円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	467,724	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (補助率) 定額補助金
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	2,539,130	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (補助率) 定額補助

19款 繰入金

1項 基金繰入金

1 公共公益施設整備基金繰入金	749,004	△ 35,302	713,702
5 財政調整基金繰入金	5,199,546	△ 2,986,893	2,212,653

公共公益施設整備基金繰入金	△ 35,302	公共公益施設整備基金繰入金	△ 35,302
財政調整基金繰入金	△ 2,986,893	財政調整基金繰入金	△ 2,986,893

21款 市債

1項 市債

5 教育債	5,926,700	△ 232,200	5,694,500
計	10,482,400	△ 305,900	10,176,500

義務教育施設整備事業債	△ 232,200	中学校債	△ 117,500
		小中一貫校債	△ 114,700

2 歳 出

8 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
1 教育委員会 総務費	647,057	7,721	654,778	-	-	-	7,721
4 学校建設費	5,890,362	△127,541	5,762,821	-	△114,700	△12,841	-
計	7,385,306	△119,820	7,265,486	-	△114,700	△12,841	7,721

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額 千円	
13 使用料及び賃借 料	7,721	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕 1 教育委員会事務局管理業務に要する経費 新聞記事のクリッピング利用料（使） 7,721
12 委託料	△5,500	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕 1 小中一貫校の設置に要する経費 △127,541
14 工事請負費	△122,041	(1) 小中一貫校施設整備に係る建設等工事に伴う 旧校舎棟解体等工事の減額補正 △122,041
工事請負費	△122,041	(2) 小中一貫校施設整備に係る建設等工事に伴う 旧校舎棟解体等工事監理等業務委託料の減額補正 △5,500

-6-

2 項 小学校費

4 学校給食費	1,136,053	0	1,136,053	111,014	-	△111,014	-
				国庫支出金			
計	2,818,762	0	2,818,762	111,014	-	△111,014	-

3 項 中学校費

1 学校管理費	819,270	△130,640	688,630	-	△117,500	-	△13,140
4 学校給食費	729,377	0	729,377	36,341	-	△36,341	-
				国庫支出金			
計	1,784,411	△130,640	1,653,771	36,341	△117,500	△36,341	△13,140

14 工事請負費	△130,640	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕 1 学校園施設の経年化対策に要する経費 第一中学校プール改修工事の減額補正 △130,640
工事請負費	△130,640	

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 教育費	1 教育総務費	小中一貫校施設整備に係る建設等工事に伴う旧校舍棟解体等工事	千円		千円	千円		千円
			854,293	令和5年度	122,041	844,547	令和5年度	0
			令和6年度	732,252		令和6年度	844,547	
		38,500	令和5年度	5,500	37,620	令和5年度	0	
		令和6年度	33,000		令和6年度	37,620		
	3 中学校費	第一中学校プール改修工事	230,412	令和5年度	179,209	183,215	令和5年度	48,569
			令和6年度	51,203		令和6年度	134,646	

製 造 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり製造請負契約を締結する。

令和6年 月 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- 1 契約の目的 寝屋川市学校給食センターにおける学校給食の調理並びに寝屋川市立中学校（第一中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校、友呂岐中学校、中木田中学校、望が丘中学校）及び寝屋川市立小学校（楠根小学校、望が丘小学校）への学校給食の提供
- 2 契約方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契約金額 金702,935,200円
（内消費税及び地方消費税の額 63,903,200円）
- 4 契約期間 「議決に係る通知」の到達日から令和10年3月31日まで
- 5 契約の相手方 東京都台東区東上野一丁目14番4号
株式会社東洋食品
代表取締役 荻久保 英 男

製 造 請 負 契 約 の 変 更

令和5年1月市議会臨時会（議案第3号）において議決を得た製造請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和6年 月 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 業 務 名 中学校給食に係る副食調理等業務（第一中学校外6校）

2 契約の目的

変更前 寝屋川市立中学校（第一中学校、第四中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校、友呂岐中学校、中木田中学校）における学校給食の副食の調理等

変更後 寝屋川市立中学校（第一中学校、第五中学校、第六中学校、第七中学校、友呂岐中学校、中木田中学校、望が丘中学校）における学校給食の副食の調理等

寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に
関する法律第 23 条の規定に基づく職務
権限の特例に関する条例の制定

寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 月 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に
基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 本則各号に掲げる事務に関し、この条例の施行の際現に効力を有する法令等（法令又は条例若しくは教育委員会規則をいう。以下この項において同じ。）の規定により教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項の規定により教育長に委任された事務に係るものにあつては、教育長。以下この項において同じ。）がした処分その他の行為又は現に法令等の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（寝屋川市事務分掌条例の一部改正）

3 寝屋川市事務分掌条例（平成 12 年寝屋川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市民活動部の項に次の 2 号を加える。

- (3) スポーツに関すること。
- (4) 文化に関すること。

（寝屋川市職員定数条例の一部改正）

4 寝屋川市職員定数条例（昭和 40 年寝屋川市条例第 7 号）の一部を次のように

改正する。

第2条第1号中「990人」を「1,000人」に、同条第4号中「165人」を「155人」に改める。

(寝屋川市野外活動センター条例の一部改正)

5 寝屋川市野外活動センター条例（平成16年寝屋川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第3号及び第19条を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第3号中「又は教育委員会」を削る。

第13条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第19条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部改正)

6 寝屋川市立池の里市民交流センター条例（平成18年寝屋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(寝屋川市立市民体育館条例の一部改正)

7 寝屋川市立市民体育館条例（平成19年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第3号を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第3号中「又は教育委員会」を削る。

第13条第1項第2号及び第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表中「教育委員会」を「市長」に改める。

(寝屋川市文化振興条例の一部改正)

8 寝屋川市文化振興条例（平成21年寝屋川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(寝屋川市立地域交流センター条例の一部改正)

9 寝屋川市立地域交流センター条例（平成 22 年寝屋川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 5 条第 3 号を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 5 条第 3 号中「又は教育委員会」を削る。

第 6 条第 5 項、第 14 条第 1 項第 2 号及び第 21 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表備考中「教育委員会」を「市長」に改める。

（寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例の一部改正）

10 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例（平成 24 年寝屋川市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「教育委員会」を「寝屋川市」に改め、同条第 4 号中「を振興し、社会教育の推進に必要な」を「の振興に資する」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「利用者」を「市駅前図書館（ギャラリーを除く。以下この項、第 14 条第 1 項及び第 15 条において同じ。）の利用者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、ギャラリーの来観者が次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーへの入館を拒み、又はギャラリーからの退館を命ずることができる。

(1) 他の来観者に著しい迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理上支障があるとき。

第 7 条、第 8 条及び第 9 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 10 条第 1 項中「教育委員会に」を削り、同条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 11 条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 1 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 12 条及び第 14 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 15 条を次のように改める。

（委任）

第 15 条 この条例に定めるもののほか、市駅前図書館の管理に関し必要な事項は教育委員会規則で、ギャラリーの管理に関し必要な事項は規則で、それぞれ定める。

(寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例の一部改正)

- 11 寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例（昭和 56 年寝屋川市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 6 条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(寝屋川市文化財保護条例の一部改正)

- 12 寝屋川市文化財保護条例（平成 8 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 5 条及び第 7 条第 1 項を除く。）中「教育委員会」を「市長」に、「教委規則」を「規則」に改める。

第 5 条中「寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第 7 条第 1 項中「寝屋川市教育委員会規則（以下「教委規則」という。）」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

(寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の一部改正)

- 13 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	寝屋川市立市民会館指定管理者選定委員会	指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）の候補者の選定についての調査審議に関する事務
	寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会	
	寝屋川市営住宅指定管理者選定委員会	
	寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会	

	寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会
教育委員会	寝屋川市立エスポール指定管理者選定委員会
	寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会

寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく 職務権限の特例に関する条例の制定

No.1

1 寝屋川市事務分掌条例（附則第3項関係）

改 正 案	現 行
<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>経営企画部～市民サービス部（略）</p> <p>市民活動部</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>スポーツに関すること。</u></p> <p>(4) <u>文化に関すること。</u></p> <p>環境部～都市基盤整備部（略）</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>経営企画部～市民サービス部（略）</p> <p>市民活動部</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>環境部～都市基盤整備部（略）</p>

2 寝屋川市職員定数条例（附則第4項関係）

改 正 案	現 行
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する職員を含む。） <u>1,000人</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(4) 教育委員会の事務部局等の職員（教育機関の職員を含む。） <u>155人</u></p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長事務部局の職員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する職員を含む。） <u>990人</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(4) 教育委員会の事務部局等の職員（教育機関の職員を含む。） <u>165人</u></p>

改正案	現 行
(5)~(8) (略)	(5)~(8) (略)

3 寝屋川市野外活動センター条例（附則第5項関係）

改正案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) センターの施設（センター内のロッジ、工作室、会議室その他市長_____の定める施設をいう。以下同じ。）を野外活動その他社会教育に係る学習の用に供すること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、市長_____がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長_____の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) センターの施設（センター内のロッジ、工作室、会議室その他教育委員会の定める施設をいう。以下同じ。）を野外活動その他社会教育に係る学習の用に供すること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、<u>教育委員会</u>がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長<u>又は教育委員会</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p>

改正案	現 行
<p>2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の利用時間等は、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第11条 センターの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の利用時間等は、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第11条 センターの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p>

改正案	現 行
<p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別の設備の設置及び変更の禁止)</p> <p>第17条 利用者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、市長_____及び指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第18条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、市長_____が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別の設備の設置及び変更の禁止)</p> <p>第17条 利用者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>及び指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第18条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

4 寝屋川市立池の里市民交流センター条例（附則第6項関係）

改正案	現 行
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 センターの施設及びその附属設備（以下「センターの施設等」という。）のうち、体育施設及び多目的室（以下「貸出施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長_____の許可を受けなければならない。ただし、市長_____</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 センターの施設及びその附属設備（以下「センターの施設等」という。）のうち、体育施設及び多目的室（以下「貸出施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、<u>教育委員会</u></p>

改正案	現 行
<p>が適当と認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可につき条件を付することができる。</p> <p>4 <u>市長</u>は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を与えないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは<u>市長</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターに入館することを禁止し、又はセンターから退館することを命じることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(体育施設における事業等)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>が適当と認めたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可につき条件を付することができる。</p> <p>4 <u>教育委員会</u>は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を与えないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは<u>教育委員会</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターに入館することを禁止し、又はセンターから退館することを命じることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(体育施設における事業等)</p> <p>第7条 (略)</p>

改正案	現 行
<p>2 体育施設を使用することができる者は、10人以上の者で組織する団体とする。ただし、<u>市長</u>が<u>適当と認め</u>たときは、個人又は9人以下の者で組織する団体がこれを使用することができる。</p> <p>(多目的室における事業等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 多目的室を使用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が<u>適当と認める</u>もの</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、<u>適当と認め</u>たときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第14条 使用者は、貸出施設の使用が終わったとき又は第5条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止又は退去を命じられたときは、その使用した貸出施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第15条 使用者は、貸出施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は目的外に使用してはならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p>	<p>2 体育施設を使用することができる者は、10人以上の者で組織する団体とする。ただし、<u>教育委員会</u>が<u>適当と認め</u>たときは、個人又は9人以下の者で組織する団体がこれを使用することができる。</p> <p>(多目的室における事業等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 多目的室を使用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が<u>適当と認める</u>もの</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第12条 <u>教育委員会</u>は、<u>適当と認め</u>たときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第14条 使用者は、貸出施設の使用が終わったとき又は第5条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止又は退去を命じられたときは、その使用した貸出施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第15条 使用者は、貸出施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は目的外に使用してはならない。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p>

改正案	現 行
<p>(特別の設備の設置等の禁止)</p> <p>第16条 センターの施設等を使用する者は、センターの施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(特別の設備の設置等の禁止)</p> <p>第16条 センターの施設等を使用する者は、センターの施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

5 寝屋川市立市民体育館条例（附則第7項関係）

改正案	現 行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、<u>市長</u>がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の運営に関する業務のうち、<u>市長</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第5条の2 <u>市長</u>は、寝屋川市において体育館がスポーツに関する施策の総合的な推進及び多様なスポーツの機会の</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、<u>教育委員会</u>がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の運営に関する業務のうち、<u>市長又は教育委員会</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第5条の2 <u>教育委員会</u>は、寝屋川市において体育館がスポーツに関する施策の総合的な推進及び多様なスポーツの機会の</p>

改正案	現 行
<p>確保に重要な役割を担う施設であることに鑑み、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第29号）第6条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれにも該当する団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>か定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の利用時間又は利用期間については、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得てこれを</p>	<p>確保に重要な役割を担う施設であることに鑑み、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第29号）第6条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれにも該当する団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>か定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の利用時間又は利用期間については、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得てこれを</p>

改正案	現 行
<p>変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 体育館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u> の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若 しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>規則</u> 若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別の設備の設置及び変更の禁止)</p> <p>第17条 利用者は、体育館の施設に特別の設備を設け、又は変 更を加えてはならない。ただし、<u>市長</u>及び指定管理者 の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第18条 利用者は、故意又は過失により体育館の施設又は附属 設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損 害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u> が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 体育館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員 会</u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若 しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u> 若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別の設備の設置及び変更の禁止)</p> <p>第17条 利用者は、体育館の施設に特別の設備を設け、又は変 更を加えてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>及び指定管理者 の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第18条 利用者は、故意又は過失により体育館の施設又は附属 設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損 害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員 会</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>

改正案	現 行
<p>(委任) 第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則 __で定める。</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>1 団体利用の場合の利用料金</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当するときの利用料金は、当該利用区分に係る利用料金に、当該各号に定める倍数又は割合以内において、指定管理者が市長__の承認を得て定める倍数又は割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開館前及び閉館後に準備等で利用する場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 閉館後(午後10時までに限る。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長__の承認を得てこれを変更することができる。) 1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、当該利用施設に係る夜間の利用料金の5割</p> <p>7・8 (略)</p> <p>2 個人利用の場合の利用料金</p> <p>(1) 通常の利用料金</p> <p>(略)</p>	<p>(委任) 第19条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u> で定める。</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>1 団体利用の場合の利用料金</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当するときの利用料金は、当該利用区分に係る利用料金に、当該各号に定める倍数又は割合以内において、指定管理者が<u>教育委員会</u>の承認を得て定める倍数又は割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開館前及び閉館後に準備等で利用する場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 閉館後(午後10時までに限る。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得てこれを変更することができる。) 1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、当該利用施設に係る夜間の利用料金の5割</p> <p>7・8 (略)</p> <p>2 個人利用の場合の利用料金</p> <p>(1) 通常の利用料金</p> <p>(略)</p>

改正案	現 行
<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個人利用をすることができる体育館の施設は、大体育室、小体育室、卓球室、柔道場、剣道場、トレーニング室及び指定管理者が市長____の承認を得て指定する場所とする。ただし、トレーニング室は、3歳未満の者及び幼児・児童・生徒は利用することができない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(2) トレーニング室を定期利用する場合の利用料金</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 複数月分（6か月までの分に限る。）の定期券を発行する場合の利用料金は、当該利用時間に対応する利用料金に当該月数を乗じた金額の範囲内で指定管理者が市長____の承認を得て定める額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個人利用をすることができる体育館の施設は、大体育室、小体育室、卓球室、柔道場、剣道場、トレーニング室及び指定管理者が教育委員会の承認を得て指定する場所とする。ただし、トレーニング室は、3歳未満の者及び幼児・児童・生徒は利用することができない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(2) トレーニング室を定期利用する場合の利用料金</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 複数月分（6か月までの分に限る。）の定期券を発行する場合の利用料金は、当該利用時間に対応する利用料金に当該月数を乗じた金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>3 (略)</p>

6 寝屋川市文化振興条例（附則第8項関係）

改正案	現 行
<p>(寝屋川市文化振興会議の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 会議は、市長____の諮問に応じ、文化の振興に関する重</p>	<p>(寝屋川市文化振興会議の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 会議は、教育委員会の諮問に応じ、文化の振興に関する重</p>

改正案	現 行
<p>要事項について意見を述べるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員は、市民、学識経験を有する者及び関係団体の代表者等のうちから、<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、会議の組織、運営その他必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>要事項について意見を述べるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員は、市民、学識経験を有する者及び関係団体の代表者等のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、会議の組織、運営その他必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

7 寝屋川市立地域交流センター条例 (附則第9項関係)

改正案	現 行
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項第1号に定める名称のほか、愛称を定めることができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、<u>市長</u>がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項第1号に定める名称のほか、愛称を定めることができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、<u>教育委員会</u>がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p>

改正案	現 行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長_____の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金(附属設備に係るものを除く。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長_____の承認を得て定めるものとする。</p> <p>5 附属設備の利用料金は、規則_____で定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長_____の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 市長_____は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(自転車駐車場の利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ市長_____が定める基準に従い、自転車駐車場の利用料金を免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の利用時間については、指定管理者が必要があると認めるときは、市長_____の承認を得て、これを変更すること</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金(附属設備に係るものを除く。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>5 附属設備の利用料金は、教育委員会規則で定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(自転車駐車場の利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、自転車駐車場の利用料金を免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の利用時間については、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更すること</p>

改正案	現 行
<p>ができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第12条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(附属設備の改造等)</p> <p>第16条 指定管理者は、<u>市長</u>の承認を得て、附属設備の追加及び改造を行うことができる。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第20条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p>	<p>ができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第12条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(附属設備の改造等)</p> <p>第16条 指定管理者は、<u>教育委員会</u>の承認を得て、附属設備の追加及び改造を行うことができる。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第20条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p>

改正案	現 行
<p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 利用者（自転車駐車場の利用者を除く。）の住所（法人又は事業所にあつては、その事務所の所在地）が寝屋川市の区域外であるときは、当該利用区分に係る利用料金の5割以内において、指定管理者が<u>市長</u>の承認を得て定める割合を加算した額を利用料金とすることができる。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用区分に係る利用料金（加算のあるときは、加算して算出した利用料金をいう。）の当該各号に定める割合又は当該各号に定める額以内において、指定管理者が<u>市長</u>の承認を得て定める割合又は額を加算した額を利用料金とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 利用者（自転車駐車場の利用者を除く。）の住所（法人又は事業所にあつては、その事務所の所在地）が寝屋川市の区域外であるときは、当該利用区分に係る利用料金の5割以内において、指定管理者が<u>教育委員会</u>の承認を得て定める割合を加算した額を利用料金とすることができる。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用区分に係る利用料金（加算のあるときは、加算して算出した利用料金をいう。）の当該各号に定める割合又は当該各号に定める額以内において、指定管理者が<u>教育委員会</u>の承認を得て定める割合又は額を加算した額を利用料金とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>

8 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例（附則第10項関係）

改正案	現 行
(ギャラリーの事業)	(ギャラリーの事業)

改正案	現 行
<p>第5条 寝屋川市立市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>寝屋川市</u>の主催による文化事業に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>文化活動の振興に資する</u>事業</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、<u>市駅前図書館</u>（ギャラリーを除く。以下この項、第14条第1項及び第15条において同じ。）の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市駅前図書館への入館を拒み、又は市駅前図書館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>市長は、ギャラリーの来観者が次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーへの入館を拒み、又はギャラリーからの退館を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>他の来観者に著しい迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理上支障があるとき。</u></p> <p>(ギャラリーの使用許可)</p> <p>第7条 ギャラリーを使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>	<p>第5条 寝屋川市立市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>教育委員会</u>の主催による文化事業に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>文化活動を振興し、社会教育の推進に必要な事業</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、<u>利用者</u></p> <p>が次の各号のいずれかに該当するときは、市駅前図書館への入館を拒み、又は市駅前図書館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(ギャラリーの使用許可)</p> <p>第7条 ギャラリーを使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>

改正案	現 行
<p>2 <u>市長</u>は、前項の許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可について条件を付することができる。</p> <p>(ギャラリーの使用の制限)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーの使用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(ギャラリーの使用期間の制限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の使用期間は、ギャラリーの業務に支障がなく、かつ、<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、7日を超えて延長することができる。</p> <p>(ギャラリーの使用料)</p> <p>第10条 ギャラリーを使用する者(以下「使用者」という。)は、<u>別表</u>に定めるギャラリーの使用に係る料金(以下「使用料」という。)を前納しなければならない。</p> <p>2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由その他<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(ギャラリーの使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、ギャラリーの使用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又はその使用の中止若しくは退去を命じることができる。</p>	<p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可について条件を付することができる。</p> <p>(ギャラリーの使用の制限)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーの使用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(ギャラリーの使用期間の制限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の使用期間は、ギャラリーの業務に支障がなく、かつ、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めるときは、7日を超えて延長することができる。</p> <p>(ギャラリーの使用料)</p> <p>第10条 ギャラリーを使用する者(以下「使用者」という。)は、<u>教育委員会に別表</u>に定めるギャラリーの使用に係る料金(以下「使用料」という。)を前納しなければならない。</p> <p>2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由その他<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(ギャラリーの使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 <u>教育委員会</u>は、ギャラリーの使用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又はその使用の中止若しくは退去を命じることができる。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第12条 ギャラリーの使用の許可を受けた者は、その使用が終わったとき又は前条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止若しくは退去を命じられたときは、使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 ギャラリーの使用の許可を受けた者は、その施設又はその附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、<u>市駅前図書館の管理</u>に関し必要な事項は<u>教育委員会規則</u>で、<u>ギャラリーの管理</u>に関し必要な事項は<u>規則</u>で、それぞれ定める。</p>	<p>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第12条 ギャラリーの使用の許可を受けた者は、その使用が終わったとき又は前条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止若しくは退去を命じられたときは、使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 ギャラリーの使用の許可を受けた者は、その施設又はその附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の<u>施行</u>について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

9 寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例（附則第 11 項関係）

改正案	現 行
<p>(入館の禁止等)</p> <p>第 4 条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(入館の禁止等)</p> <p>第 4 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会が</u>定める。</p>

10 寝屋川市文化財保護条例（附則第 12 項関係）

改正案	現 行
<p>(財産権等の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第 5 条 市長 _____ は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第 6 条 市長 _____ は、寝屋川市の区域内に存する有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの又は府条例第 7 条第 1 項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 市長 _____ は、前項の規定による指定をしようとするとき</p>	<p>(財産権等の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第 5 条 <u>寝屋川市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第 6 条 <u>教育委員会</u>は、寝屋川市の区域内に存する有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの又は府条例第 7 条第 1 項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をしようとするとき</p>

改正案	現 行
<p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第8条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>規則</u> 及び<u>市長</u> の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに、その旨を<u>市長</u> に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任した場合も、同様とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(所有者又は管理責任者の変更等)</p> <p>第9条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添えて、速やかに、その旨を<u>市長</u> に届け出なければならない。</p> <p>2 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいて行われた<u>市長</u> の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利及び義務を継承するものとする。</p> <p>3 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を<u>市長</u> に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るものであるときは、届出の際に、指定書を添えなければならない。</p> <p>(滅失、損傷等)</p>	<p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第8条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>教委規則</u> 及び<u>教育委員会</u> の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u> に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任した場合も、同様とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(所有者又は管理責任者の変更等)</p> <p>第9条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添えて、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u> に届け出なければならない。</p> <p>2 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいて行われた<u>教育委員会</u> の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利及び義務を継承するものとする。</p> <p>3 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u> に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るものであるときは、届出の際に、指定書を添えなければならない。</p> <p>(滅失、損傷等)</p>

改正案	現 行
<p>第10条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を市長 _____ に届け出なければならない。</p> <p>（所在の変更）</p>	<p>第10条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>（所在の変更）</p>
<p>第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を市長 _____ に届け出なければならない。ただし、規則 _____ で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。</p> <p>（修理の届出等）</p>	<p>第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教委規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。</p> <p>（修理の届出等）</p>
<p>第12条 （略）</p> <p>2 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を市長 _____ に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う修理、第15条第2項の規定による勧告又は第17条第1項の規定による許可を受けて行う修理については、この限りでない。</p> <p>3 市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、市長 _____ は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言をすることができる。</p> <p>（管理又は修理の補助等）</p>	<p>第12条 （略）</p> <p>2 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う修理、第15条第2項の規定による勧告又は第17条第1項の規定による許可を受けて行う修理については、この限りでない。</p> <p>3 市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言をすることができる。</p> <p>（管理又は修理の補助等）</p>
<p>第13条 （略）</p>	<p>第13条 （略）</p>

改正案	現 行
<p>2 前項の規定により補助金を交付する場合には、<u>市長</u>は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第14条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、寝屋川市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 管理又は修理に関し、この条例又はこれに基づく<u>規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(管理又は修理に関する勧告)</p> <p>第15条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、<u>市長</u>は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、<u>市長</u>は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(有償譲渡の場合の納付金)</p>	<p>2 前項の規定により補助金を交付する場合には、<u>教育委員会</u>は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第14条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、寝屋川市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 管理又は修理に関し、この条例又はこれに基づく<u>教委規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(管理又は修理に関する勧告)</p> <p>第15条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(有償譲渡の場合の納付金)</p>

改正案	現行
<p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、第1号に掲げる算式により得られた数値に第2号に掲げる算式により得られた年数を乗じて得た金額に相当する金額とする。ただし、第2号に掲げる算式により得られた年数に1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (補助金又は負担金の額) ÷ (補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき市長_____が定める耐用年数 (以下この項において「耐用年数」という。))</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第17条 市指定有形文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長_____の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号アに掲げる維持の措置の範囲は、規則_____で定める。</p> <p>3 市長_____は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長_____は、当該許可に係る現状の変更若しく</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、第1号に掲げる算式により得られた数値に第2号に掲げる算式により得られた年数を乗じて得た金額に相当する金額とする。ただし、第2号に掲げる算式により得られた年数に1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (補助金又は負担金の額) ÷ (補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数 (以下この項において「耐用年数」という。))</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第17条 市指定有形文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号アに掲げる維持の措置の範囲は、<u>教委規則</u>で定める。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、<u>教育委員会</u>は、当該許可に係る現状の変更若しく</p>

改正案	現 行
<p>は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市長による公開)</p> <p>第19条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、6か月以内の期間を限って、市長の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する場合のほか、市長は、市指定有形文化財の所有者から市長の行う公開の用に供するため市指定有形文化財を出品したい旨の申出があった場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。</p> <p>4 市長は、第1項又は前項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。</p> <p>(所有者による公開)</p> <p>第20条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、3か月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p>	<p>は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(教育委員会による公開)</p> <p>第19条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6か月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する場合のほか、教育委員会は、市指定有形文化財の所有者から教育委員会の行う公開の用に供するため市指定有形文化財を出品したい旨の申出があった場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。</p> <p>4 教育委員会は、第1項又は前項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。</p> <p>(所有者による公開)</p> <p>第20条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3か月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>3・4 (略)</p> <p>(所有者以外のものによる公開)</p> <p>第22条 市指定有形文化財の所有者以外のものがその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、あらかじめ、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第23条 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。</p> <p>(指定)</p> <p>第24条 <u>市長</u>は、寝屋川市の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの又は府条例第32条第1項の規定により大阪府指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(所有者以外のものによる公開)</p> <p>第22条 市指定有形文化財の所有者以外のものがその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、あらかじめ、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第23条 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。</p> <p>(指定)</p> <p>第24条 <u>教育委員会</u>は、寝屋川市の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの又は府条例第32条第1項の規定により大阪府指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を</p>

改正案	現 行
<p>保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3 市長_____は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第2項の規定による認定をしたときは、市長_____は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。</p> <p>7 市長_____は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認められるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>(解除)</p> <p>第25条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他規則_____で定める事由があるときは、市長_____は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 市長_____は、市指定無形文化財の保持者が支障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときは、その認定を解除することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前項の場合には、市長_____は、その旨を告示するととも</p>	<p>保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第2項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。</p> <p>7 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認められるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>(解除)</p> <p>第25条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他教委規則_____で定める事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者が支障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときは、その認定を解除することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するととも</p>

改正案	現 行
<p>に、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。</p> <p>7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、<u>市長</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>（保持者の氏名変更等）</p> <p>第26条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他<u>規則</u>で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。</p> <p>（保存）</p> <p>第27条 <u>市長</u>は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を講じることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（保存に関する助言又は勧告）</p>	<p>に、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。</p> <p>7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>（保持者の氏名変更等）</p> <p>第26条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他<u>教委規則</u>で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。</p> <p>（保存）</p> <p>第27条 <u>教育委員会</u>は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を講じることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（保存に関する助言又は勧告）</p>

改正案	現 行
<p>第28条 <u>市長</u>は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p>	<p>第28条 <u>教育委員会</u>は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p>
<p>(公開)</p>	<p>(公開)</p>
<p>第29条 <u>市長</u>は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。</p>	<p>第29条 <u>教育委員会</u>は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。</p>
<p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による市指定無形文化財の公開に関し必要な指示をすることができる。</p>	<p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による市指定無形文化財の公開に関し必要な指示をすることができる。</p>
<p>3 第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する費用は、当該公開を<u>市長</u>が行う場合には寝屋川市の負担とし、それ以外の場合には予算の範囲内でその全部又は一部を寝屋川市の負担とすることができる。</p>	<p>3 第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する費用は、当該公開を<u>教育委員会</u>が行う場合には寝屋川市の負担とし、それ以外の場合には予算の範囲内でその全部又は一部を寝屋川市の負担とすることができる。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 前項の規定により補助金を交付する場合には、<u>市長</u>は、その条件として公開に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該公開について指揮監督することができる。</p>	<p>5 前項の規定により補助金を交付する場合には、<u>教育委員会</u>は、その条件として公開に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該公開について指揮監督することができる。</p>
<p>6・7 (略)</p>	<p>6・7 (略)</p>
<p>(指定)</p>	<p>(指定)</p>
<p>第30条 <u>市長</u>は、寝屋川市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの又は府条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち寝屋川</p>	<p>第30条 <u>教育委員会</u>は、寝屋川市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの又は府条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち寝屋川</p>

改正案	現 行
<p>市にとって重要なものを寝屋川市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの又は府条例第38条第1項の規定により大阪府指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2～4 （略） （解除）</p> <p>第31条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他規則で定める事由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除については、市長は、その旨を告示しなければならない。 （市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出）</p> <p>第32条 市指定有形民俗文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、その保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合その他規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 市指定有形民俗文化財を保護するため必要があると認めるときは、市長は、前項の規定による届出に係る市指定</p>	<p>市にとって重要なものを寝屋川市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの又は府条例第38条第1項の規定により大阪府指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2～4 （略） （解除）</p> <p>第31条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他教委規則で定める事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。 （市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出）</p> <p>第32条 市指定有形民俗文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、その保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合その他教委規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 市指定有形民俗文化財を保護するため必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の規定による届出に係る市指定</p>

改正案	現 行
<p>有形民俗文化財の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p>	<p>有形民俗文化財の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p>
<p>(市指定無形民俗文化財の保存)</p>	<p>(市指定無形民俗文化財の保存)</p>
<p>第34条 市長 _____ は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。</p>	<p>第34条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(市指定無形民俗文化財の記録の公開)</p>	<p>(市指定無形民俗文化財の記録の公開)</p>
<p>第35条 市長 _____ は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。</p>	<p>第35条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)</p>	<p>(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)</p>
<p>第36条 市長 _____ は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p>	<p>第36条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p>
<p>(指定)</p>	<p>(指定)</p>
<p>第37条 市長 _____ は、寝屋川市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたもの又は府条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定史跡、寝屋川市指定名勝又は寝屋川市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）</p>	<p>第37条 教育委員会は、寝屋川市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたもの又は府条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定史跡、寝屋川市指定名勝又は寝屋川市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）</p>

改正案	現 行
<p>に指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(解除)</p> <p>第38条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他規則____で定める事由があるときは、<u>市長</u>____は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理及び復旧)</p> <p>第39条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則____及び<u>市長</u>____の指示に従い、当該市指定史跡名勝天然記念物の管理及び復旧にあたるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(標識等の設置)</p> <p>第40条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、規則____に定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。</p> <p>(土地の所在等の異動の届出)</p> <p>第41条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第43条で準用する第8条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、</p>	<p>に指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(解除)</p> <p>第38条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他<u>教委規則</u>で定める事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理及び復旧)</p> <p>第39条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>教委規則</u>及び<u>教育委員会</u>の指示に従い、当該市指定史跡名勝天然記念物の管理及び復旧にあたるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(標識等の設置)</p> <p>第40条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、<u>教委規則</u>に定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。</p> <p>(土地の所在等の異動の届出)</p> <p>第41条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第43条で準用する第8条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、</p>

改 正 案	現 行
<p>市長 _____ に届け出なければならない。 (現状変更等の制限及び原状回復の命令)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 前項の規定により準用する第17条第1項に規定する許可を受けず、又は前項の規定により準用する第17条第3項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、市長 _____ は、原状回復を命じることができる。この場合には、市長 _____ は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(選定等)</p> <p>第44条 市長 _____ は、寝屋川市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの又は府条例第62条第1項の規定により大阪府選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、寝屋川市として保存の措置を講ずる必要があるものを寝屋川市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。</p> <p>2 市長 _____ は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保持することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(解除)</p>	<p>教育委員会に届け出なければならない。 (現状変更等の制限及び原状回復の命令)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 前項の規定により準用する第17条第1項に規定する許可を受けず、又は前項の規定により準用する第17条第3項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、教育委員会は、原状回復を命じることができる。この場合には、教育委員会は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(選定等)</p> <p>第44条 教育委員会は、寝屋川市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの又は府条例第62条第1項の規定により大阪府選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、寝屋川市として保存の措置を講ずる必要があるものを寝屋川市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保持することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(解除)</p>

改正案	現 行
<p>第45条 市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他規則で定める事由があるときは、市長は、その選定を解除することができる。</p> <p>2 市長は、市選定保存技術の保持者が支障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、又は保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなったと認められるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保持団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項について同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(保存)</p> <p>第47条 市長は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、当該市選定保存技術について自ら記録の作成又は伝承者の養成その他当該市選定保存技術の保存のため適当な措置を執ることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第45条 市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他教委規則で定める事由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。</p> <p>2 教育委員会は、市選定保存技術の保持者が支障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、又は保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなったと認められるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保持団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項について同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(保存)</p> <p>第47条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、当該市選定保存技術について自ら記録の作成又は伝承者の養成その他当該市選定保存技術の保存のため適当な措置を執ることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(保存に関する指導又は助言)</p> <p>第49条 <u>市長</u> は、市選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>(埋蔵文化財の保護)</p> <p>第50条 <u>市長</u> は、寝屋川市の区域内に存する法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう所有者その他関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 何人も、<u>市長</u> が行う埋蔵文化財の発掘調査その他保護のための措置に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(文化財保護審議会)</p> <p>第51条 文化財に関する<u>市長</u> の諮問に応ずるため、法第190条の規定に基づき審議会を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、<u>規則</u> で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第52条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u> で定める。</p> <p>第54条 第17条又は第43条の規定に違反して、<u>市長</u> の許可を受けず、又はその許可の条件に従わないで市指定有形文</p>	<p>(保存に関する指導又は助言)</p> <p>第49条 <u>教育委員会</u> は、市選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>(埋蔵文化財の保護)</p> <p>第50条 <u>教育委員会</u> は、寝屋川市の区域内に存する法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう所有者その他関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 何人も、<u>教育委員会</u> が行う埋蔵文化財の発掘調査その他保護のための措置に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(文化財保護審議会)</p> <p>第51条 文化財に関する<u>教育委員会</u> の諮問に応ずるため、法第190条の規定に基づき審議会を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、<u>教委規則</u> で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第52条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教委規則</u> で定める。</p> <p>第54条 第17条又は第43条の規定に違反して、<u>教育委員会</u> の許可を受けず、又はその許可の条件に従わないで市指定有形文</p>

改正案	現 行
化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は市長_____の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。	化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

11 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（附則第13項関係）

改正案			現 行			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
執行機関	附属機関	担 任 事 務	執行機関	附属機関	担 任 事 務	
市 長	寝屋川市立市民会館指定管理者選定委員会	指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の候補者の選定についての調査審議に関する事務	市 長	寝屋川市立市民会館指定管理者選定委員会	指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の候補者の選定についての調査審議に関する事務	
	寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会			寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会		
	寝屋川市営住宅指定管理者選定委員会			寝屋川市営住宅指定管理者選定委員会		
	寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会			寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会		
	寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会			寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会		
教育委員会	寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会		教育委員会	寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会		
	寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会			寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会		
				寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会		
						寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会

令和6年度寝屋川市一般会計予算(教育費のみ)

令和6年度 教育費の状況

1. 当初予算(案)における「教育費」

(単位:千円、%)

	本年度 当初予算額(案)	構成比	前年度 当初予算額	増減額	対前年度比
一般会計	99,090,000	100	96,400,000	2,690,000	102.8
教育費	13,085,765	13.2	13,089,217	△ 3,452	100.0
特別会計	53,511,000	-	53,023,000	488,000	100.9
計	152,601,000	-	149,423,000	3,178,000	102.1
水道事業会計	5,919,000	-	5,765,000	154,000	102.7
下水道事業会計	13,260,000	-	13,305,000	△ 45,000	99.7
合計	171,780,000	-	168,493,000	3,287,000	102.0

2. 教育費の「性質別構成」内訳

(単位:千円、%)

	本年度 当初予算額(案)	構成比	前年度 当初予算額	増減額	対前年度比
教育費	13,085,765	100	13,089,217	△ 3,452	100.0
投資的経費	5,833,036	44.6	5,953,431	△ 120,395	98.0
人件費	2,921,774	22.3	2,838,880	82,894	102.9
物件費	3,338,574	25.5	3,157,646	180,928	105.7
その他の経費	992,381	7.6	1,139,260	△ 146,879	87.1

3. 教育費の「項」別内訳

(単位:千円、%)

	本年度 当初予算額(案)	構成比	前年度 当初予算額	増減額	対前年度比
教育費	13,085,765	100	13,089,217	△ 3,452	100.0
教育総務費	2,737,145	20.9	6,039,751	△ 3,302,606	45.3
小学校費	5,978,952	45.7	3,020,248	2,958,704	198.0
中学校費	2,009,493	15.4	1,644,071	365,422	122.2
幼稚園費	460,399	3.5	548,752	△ 88,353	83.9
社会教育費	1,732,633	13.2	1,662,607	70,026	104.2
社会体育費	167,143	1.3	173,788	△ 6,645	96.2

令和6年度 当初予算(案)主要事業概要(教育委員会関係)

施策名	事業名	本年度 当初予算額 (千円)	担当課等
1. 訴求力のある施策 ファクターI 子どもに最善を尽くす			
施策1 安心して子どもを産み、育てる環境づくり	1 ◎ エージェンシー型教育Act1プラン	116,835	保育課・学務課
	2 ・ 放課後子供教室	43,301	青少年課
	3 ○ 留守家庭児童会の開所及び体制整備	635,212	青少年課
施策2 寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」	4 ・ 小中一貫校の設置	1,116,437	教育政策総務課 施設給食課
	5 ・ 外国人英語講師の派遣	54,792	教育指導課
	6 ・ 学校司書の配置	25,955	教育指導課
	7 ・ 小・中学校休業日等学習支援	56,852	教育指導課
	8 ・ ICT教育推進事業	212,465	教育指導課
	9 ・ ねやがわ版「GIGAスクール」の推進	108,380	教育指導課
	10 ○ 部活動指導員派遣事業及び部活動コーディネーター配置事業	15,840	教育指導課
	11 ○ 中学生サミット	1,049	教育指導課
	12 ・ 学校運営協議会の開催	1,090	教育指導課・青少年課
	13 ・ 学習到達度調査	11,733	総合教育研修センター
	14 ・ 英語村(英語力向上プラン)事業	9,478	総合教育研修センター
	15 ・ 寝屋川方式推進事業	11,534	総合教育研修センター
	16 ・ 児童安全安心事業	16,039	教育政策総務課
	17 ○ 学校トイレリメイク緊急3か年事業	751,557	施設給食課
	18 ◎ 小学校屋内運動場への空調機の設置	164,415	施設給食課
	19 ・ 学校給食の充実に係る事業	3,244,436	施設給食課
	20 ・ 学校給食センター運営事業	15,542	施設給食課
	21 ◎ 小学校給食費標準化支援事業	66,514	施設給食課
	22 ・ 子育て支援としての中学校給食の無償化【がんばれ！子育て応援予算】	258,095	施設給食課
	23 ・ 少人数教育推進人材	156,216	学務課
	24 ・ 学力向上支援人材の活用	33,922	学務課
	25 ○ 通学路安全対策	37,333	学務課
	26 ・ 少人数学級の推進	42,400	学務課
	施策3 子どもを全力で守り抜く	27 ○ 登校支援教室の運営及び移設	6,666
28 ・ 青少年リーダーの養成		3,370	青少年課
29 ・ 地域教育協議会の運営		6,161	青少年課
30 ・ 青少年居場所づくり		12,642	青少年課
31 ・ 家庭教育サポートチームの派遣		25,921	青少年課
3. 暮らしの質を高める施策			
施策14 学びによる市民文化の向上と発展	32 ・ 望が丘地域交流スペースの運営	7,021	社会教育課・中央図書館
	33 ・ 寝屋川文化芸術祭事業補助	16,967	文化スポーツ室
	34 ・ 囲碁・将棋活動推進事業補助	656	文化スポーツ室
	35 ○ 国指定史跡高宮院寺跡活用事業	51,739	文化スポーツ室
	36 ◎ 国登録有形文化財(建造物)の公開活用事業	223	文化スポーツ室
	37 ・ エンジョイフェスタ in ねやがわ事業補助	7,000	文化スポーツ室
	38 ・ ダンスフェスティバル事業補助	1,000	文化スポーツ室
	39 ・ 中央図書館の運営	98,586	中央図書館
	40 ○ (仮称)こども専用図書館整備事業	29,276	中央図書館
	41 ・ オーサービジット事業	572	中央図書館
	42 ・ 図書館の配送事業	5,558	中央図書館
	43 ・ 学校連携配送事業	5,136	中央図書館

※ 事業名欄の「◎」は新規事業、「○」は拡充事業、「・」は継続事業を示しています。

8款 教育費

1項 教育総務費

目	本 年 度 算 額	前 年 度 算 額	比 較 増 減	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
1 教育委員会 総務費	635,612	624,609	11,003	85	-	177	635,350
				国庫支出金			
				30			
				府支出金			
				55			

節 説 明		事 業 一 概 要	
区 分	金 額		
	千 円		千 円
1 報酬	12,195	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕	
委員報酬	9,000	1 就学援助に要する経費	404
一般報酬	3,195	消 4 印 400	
2 給料	285,947	2 教育委員会会議業務に要する経費	10,463
特別職給	9,240	(1) 教育委員報酬(5人)	9,000
一般職給	276,707	(2) 教育委員会交際費	200
3 職員手当等	221,315	(3) 各種負担金	390
		ア 大阪府都市教育委員会連絡協議会	86
地域手当	36,292	イ 北河内地区教育委員会委員研修会	10
扶養手当	8,286	ウ 全国都市教育長協議会	27
管理職手当	22,344	エ 全国都市教育長協議会定期総会	7
通勤手当	5,915	オ 近畿都市教育長協議会	28
時間外勤務手当	9,051	カ 近畿都市教育長協議会定期総会	7
期末手当	72,449	キ 近畿都市教育長協議会研究協議会	7
勤勉手当	55,554	ク 大阪府都市教育長協議会	63
住居手当	4,734	ケ 北河内地区教育長協議会	60
児童手当	6,690	コ 北河内地区教育長協議会管外研修会	50
4 共済費	101,815	サ 中核市教育長会	45
		(4) 総合教育会議	78
共済組合負担金	97,546	消 12 筆 66	

目	本 年 度 算 額 千円	前 年 度 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	

節 ・ 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額		
	千円		千円
災害補償基金負 担金	648	(5) その他 旅 620 筆 175	795
厚生年金負担金	3,171		
雇用保険料	359	3 教育委員会事務局管理業務に要する経費	1,080
労働災害保険料	91	(1) 教育行政事務の点検及び評価会議謝礼(報償)	80
7 報償費	551	(2) 教育振興基金積立金	177
		(3) その他	823
報償費	551	報償 471 旅 91 消 184 食 10	
8 旅費	969	印 61 手 6	
費用弁償	180	4 学校環境整備業務に要する経費	1,615
普通旅費	789	消 719 燃 118 修 75 原 703	
9 交際費	200		
委員会交際費	200	5 学校給食の運営に要する経費	1,591
		小中学校給食運営事業	
10 需用費	3,719	消 33 使 1,558	
一般消耗品費	1,432	6 学校規模の適正化に要する経費	152
燃料費	118	学校選択制印刷経費	
食糧費	10		
印刷製本費	1,600	7 学校運営・管理業務に要する経費	7,766
修繕料	559	(1) 就学通知書等印刷経費	886
11 役務費	504	(2) 学務情報システム	1,994
		消 264 委 1,730	
電話料	243	(3) 各種負担金	39
手数料	6	ア 大阪府都市教職員人事主担課長会	4
保険料	14	イ 大阪府公立学校事務研究会	35
筆耕翻訳料	241	(4) 学校出退勤管理システム	1,705
12 委託料	5,530	修 484 電 191 委 1,030	
		(5) 学校図緊急時連絡体制の構築	2,822
委託料	5,530	電 52 委 2,770	
13 使用料及び賃借 料	1,558	(6) その他	320
		旅 156 消 49 印 101 保 14	

目	本 年 算 額 千円	前 年 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 教育指導費	914,956	787,430	127,526	35,661	-	144	879,151
				国庫支出金 7,060			
				府支出金 28,601			

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額 千円		千円
使用料	1,558	8 教職員人事管理業務に要する経費(消)	167
15 原材料費	703	9 支援教育の推進に要する経費	48
原材料費	703	支援学級就学指導及び検診医師報酬(2人)	
18 負担金、補助及び交付金	429	[人件費等]	
負担金	429	1 人件費等	612,326
24 積立金	177		
教育振興基金積立金	177		
1 報酬	269,707	[安心して子どもを産み、育てる環境づくり]	
委員報酬	1,547	1 幼児期の発達に応じた教育の推進に要する経費	194
一般報酬	268,160	(1) 地域人材活用事業	118
2 給料	11,843	報償 80 消 38	
一般職給	11,843	(2) その他(償)	76
3 職員手当等	70,917	[寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」]	
地域手当	1,423	1 開かれた学校づくりに要する経費	5,990
通勤手当	519	(1) 教育活動支援人材活用事業(報償)	4,900
期末手当	35,333	(2) 学校運営協議会委員報酬(109人)	1,090
勤勉手当	33,642		
4 共済費	63,490	2 人権教育の推進に要する経費	771
共済組合負担金	22,833	(1) 各種研修会等経費	368
災害補償基金負担金	12	報償 100 消 155 印 113	
担金		(2) 各種負担金・補助金	403
		ア 大阪府人権教育研究協議会負担金	140

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	

節 説 明		事 業 概 要	千円
区 分	金 額		
負担金	4,839	(3) 社会科副読本「わたしたちの寝屋川市」(印)	896
補助金	10,815	(4) 各種負担金	2,378
		ア 大阪府都市指導主管課長会	5
		イ 枚方税務署管内租税教育推進協議会	30
		ウ 小中一貫教育全国連絡協議会	30
		エ 大阪府小学校長会	376
		オ 北河内地区小学校長会	69
		カ 大阪府公立小学校教頭会	184
		キ 大阪府公立小学校教育研究会	208
		ク 大阪府支援教育研究会	39
		ケ 北河内地区支援教育研究会	104
		コ 各教科領域別教育研究会	328
		サ 大阪府公立中学校長会	266
		シ 北河内地区中学校長会	60
		ス 大阪府公立中学校教頭会	96
		セ 大阪府公立中学校教育研究会	120
		ソ 大阪府支援教育研究会	21
		タ 北河内地区支援教育研究会	54
		チ 各教科領域別教育研究会	388
		(5) その他	4,293
		報酬 162 旅 1,015 消 9 印 50	
		使 360 備 441 負 2,256	
		6 児童生徒の支援に要する経費	36,312
		(1) 中学生サミット	1,049
		報償 792 使 257	
		(2) ピアサポート研究事業(報償)	3,240
		(3) 在日外国人児童・生徒の自立支援通訳配置事業(報償)	11,206
		(4) スクールソーシャルワーカー配置事業(報償)	7,200
		(5) 子どもサポート会議(報償)	240
		(6) クラブ・部活動活性化事業	12,674
		報償 8,394 旅 120 補 4,160	
		(7) その他	703

目	本 年 算 額 千円	前 年 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
3 総合教育研 修センター 費	61,198	58,955	2,243	-	-	-	61,198

節・説明		事 業 概 要	
区 分	金 額 千円		
		報酬 295 消 289 保 119	千円
		(人件費等)	
1 人件費等			422,941
1 報酬	3,834	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕	
一般報酬	3,834	1 教職員研修等の推進に要する経費	29,812
3 職員手当等	402	(1) 教職員研修・研究	17,551
期末手当	205	ア 寝屋川方式推進事業	11,534
勤勉手当	197	報償 5,456 旅 5,329 消 78 食 1	
4 共済費	653	使 659 負 11	
共済組合負担金	244	イ その他	6,017
厚生年金負担金	357	報償 3,476 旅 79 消 510 食 14	
雇用保険料	34	印 822 電 18 手 5 保 5	
労働災害保険料	18	使 105 備 230 負 753	
7 報償費	11,211	(2) 寝屋川教育フォーラム	528
報償費	11,211	報償 223 旅 30 消 126 食 1	
8 旅費	5,624	(3) 学習到達度調査委託料	11,733
費用弁償	4,684	2 英語村（英語力向上プラン）事業の推進に要する経費	9,478
普通旅費	940	消 279 電 18 委 9,132 備 49	
10 需用費	10,112	3 総合教育研修センター運営・管理業務に要する経費	9,866
一般消耗品費	1,664	(1) 光熱水費	3,776
燃料費	2	(2) 修繕料	500
食糧費	16	(3) 電話料	236
		(4) 各種委託料	3,426
		清掃、警備、電気設備保守点検等	

目	本 年 算 額 千円	前 年 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
4 学校建設費	1,109,837	4,568,757	△3,458,920	20,000 国庫支出金	971,100	108,102	10,635

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額 千円	
印刷製本費	872	(5) 各種負担金 30
光熱水費	6,269	ア 全国教育研究所連盟 20
修繕料	1,283	イ 近畿地区教育研究所連盟 10
医薬材料費	6	(6) その他 1,898
11 役務費	874	旅 92 消 507 燃 2 手 300 保 79 使 358 原 11 備 549
電話料	462	〔子どもを全力で守り抜く〕
手数料	305	
保険料	107	
12 委託料	25,375	
委託料	25,375	(1) 教育相談事業 415 報償 256 消 109 印 50
13 使用料及び賃借料	1,382	(2) 登校状況改善事業 6,666
使用料	1,382	報償 1,800 旅 22 消 55 光 2,493 修 783 医 6 電 190 保 23 委 1,084 使 112 備 98
15 原材料費	11	(人件費等)
原材料費	11	
17 備品購入費	926	1 人件費等 4,961
庁用器具費	549	
図書購入費	207	
教材購入費	170	
18 負担金、補助及び交付金	794	
負担金	794	
12 委託料	59,255	(寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」)
委託料	59,255	1 小中一貫校の設置に要する経費 1,109,837
14 工事請負費	1,050,582	(1) 小中一貫校施設整備に係る建設等工事 1,050,582
		ア 旧校舎棟解体等工事 844,547

目	本 予 年 算 度 額 千円	前 予 年 算 度 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 学校給食センター費	15,542	0	15,542	-	-	9,304	6,238
計	2,737,145	6,039,751	△3,302,606	55,746	971,100	117,727	1,592,572

2 項 小学校費

1 学校管理費	2,258,013	1,374,324	883,689	104,026	1,117,600	50,153	986,234
				国庫支出金			
				102,280			
				府支出金			
				1,746			

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額		
工事附負費	1,050,582	イ グラウンド整備工事	206,035
		(2) 各種委託料	59,255
		ア 旧校舍解体等工事監理業務	37,620
		イ グラウンド整備工事監理業務	11,000
		ウ 旧校舍解体工事に伴う一般廃棄物収集運搬及び処分業務	10,635
10 需用費	3,464	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕	
一般消耗品費	478	1 学校給食の運営に要する経費	15,542
光熱水費	2,968	(1) 各種委託料	5,203
被服費	18	ア 機械警備	42
11 役務費	59	イ インターネット環境整備業務	2,453
		ウ 学校給食センター調理等業務	2,708
手数料	59	(2) 事務用備品	5,035
12 委託料	5,203	(3) 光熱水費	2,968
		(4) 各種手数料	59
委託料	5,203	ア 検便検査（ノロウイルス）	24
17 備品購入費	5,035	イ 水道開栓に伴う竣工検査・設計審査	25
		ウ 水道開栓に伴う立会監督費	10
庁用器具費	5,035	(5) 給食用消耗品	478
18 負担金、補助及び交付金	1,781	(6) 被服費	18
		(7) 水道メーター設置負担金	1,781
負担金	1,781		

1 報酬	105,659	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕	
一般報酬	105,659	1 小中一貫校の設置に要する経費	6,600
2 給料	105,254	小中一貫校施設整備に係る仮設運動場施設（使）	

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額 千円		千円
一般職給	105,254	2 支援教育の推進に要する経費	1,494
3 職員手当等	51,619	(1) 巡回指導報酬(医師)	480
		(2) 送迎用タクシー使用料	66
地域手当	5,001	(3) FM補聴器	383
扶養手当	360	修 50 備 333	
通勤手当	1,594	(4) 階段昇降機	565
時間外勤務手当	836	修 450 委 115	
期末手当	23,049	3 学校備品等の充実に要する経費	81,578
勤勉手当	20,719	(1) 燃料費	317
児童手当	60	(2) 修繕料	1,490
4 共済費	36,049	(3) IP電話等	10,460
		電 8,220 使 2,240	
共済組合負担金	14,045	(4) 各校クリーニング等手数料	1,124
災害補償基金負 担金	77	(5) 管理用備品等	18,588
厚生年金負担金	19,287	給湯器、放送設備、印刷機 他	
雇用保険料	1,843	使 7,702 備 10,886	
労働災害保険料	797	(6) 卒業記念品(報償)	802
7 報償費	802	(7) 児童用用紙 他(消)	44,453
		(8) 児童用お茶(賄)	509
報償費	802	(9) その他	3,835
8 旅費	4,336	食 161 印 2,928 郵 486 使 260	
費用弁償	4,298	4 学校環境整備業務に要する経費	418,620
普通旅費	38	(1) 正門開錠等作業委託料	5,970
10 需用費	508,068	(2) 芝生維持管理事業	1,771
		燃 11 補 1,760	
一般消耗品費	44,721	(3) 児童安全安心事業(通信端末配布)	16,039
燃料費	328	消 30 印 221 手 58 使 15,730	
食糧費	161	(4) 光熱水費	394,840
印刷製本費	3,330		
光熱水費	396,309	5 学校園施設管理業務に要する経費	124,449
修繕料	62,710	(1) 各種手数料	14,842

目	本 年 算 額 千円	前 年 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額 千円	
	509	貯水槽清掃、簡易専用水道定期検査 千円
11 役務費	25,586	給食用グリストラップ清掃
		消防用及び防火設備点検、害虫駆除
電話料	8,220	(2) 各種委託料
郵便料	486	機械整備、樹木管理（剪定・除草）、
手数料	16,024	エレベーター保守点検、水道管漏水調査、鳥害対策、
保険料	856	電気設備保守点検、エレベーター管理業務、
12 委託料	401,982	非常用発電装置保守点検、学校安全監視、
		樹木管理（薬剤散布含）
委託料	401,982	(3) 修繕料
13 使用料及び貸借料	47,060	(4) 原材料費
		(5) 大阪府公立学校施設整備期成会負担金
使用料	47,014	(6) その他
貸借料	46	旅 38 消 50 印 131 債 66
14 工事請負費	956,408	6 学校園施設の経年化対策に要する経費
		(1) 各種委託料
工事請負費	956,408	ア 学校トイレリメイク緊急3か年事業に係る設計業務
15 原材料費	2,139	中央小学校、第五小学校、三井小学校、池田小学校、
		西小学校、田井小学校、石津小学校、堀溝小学校、
原材料費	2,139	木田小学校、神田小学校、成美小学校
17 備品購入費	11,219	イ 学校トイレリメイク緊急3か年事業に係る
		設計業務に伴う発注者支援業務
校用器具費	11,219	ウ 耐力度調査業務
18 負担金、補助及び交付金	1,766	中央小学校
		エ 屋内運動場空調機設置工事に係る設計業務（22校）
負担金	6	オ 屋内運動場空調機設置工事に係る設計業務に伴う
補助金	1,760	発注者支援業務
22 償還金、利子及び割引料	66	カ 屋内運動場屋根・床改修工事及び外壁等改修工事に伴う
		機械整備設備移設復旧
償還金	66	北小学校、木田小学校、田井小学校、和光小学校
		(2) プール改修工事
		石津小学校

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	

節 説 明		事 業 概 要	千円
区 分	金 額 千円		
		(3) 屋内運動場改修工事 北小学校、和光小学校	182,492
		(4) 外壁等改修工事 木田小学校、田井小学校	300,255
		(5) 学校トイレリメイク緊急3か年事業(工) 第五小学校、成美小学校、池田小学校、 中央小学校、堀溝小学校	318,764
		(6) プール排水改修工事 国松緑丘小学校	6,306
		(7) 維持管理工事	9,000
		(8) ブロック塀修繕 木屋小学校、石津小学校	24,000
		(9) その他 消 30 印 50	80
		7 学校園保健衛生の推進に要する経費 全国市長会学校災害賠償補償保険料	856
		8 通学路の安全対策に要する経費	37,647
		(1) 通学路安全対策事業 修 2,620 工 15,828	18,448
		(2) 通学路整備 修 50 原 10	60
		(3) 通学路用地賃借料	46
		(4) 通学路等における防犯カメラの運用 光 1,469 使 14,416 修 3,050	18,935
		(5) その他(消)	158
		[人件費等]	
		1 人件費等	302,399

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 教育振興費	298,551	218,036	80,515	9,318	-	-	289,233
				国庫支出金			

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額 千円	
10 備用費	131,588	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕
一般消耗品費	7,730	1 学校教材・教具等の充実に要する経費 142,359
修繕料	898	(1) 教材教具等購入 133,731
教材費	122,960	ア 児童用図書(教) 10,024
17 備品購入費	15,826	イ 指導用教材・副読本(教) 12,699
教材購入費	13,826	ウ 教師用図書(教) 318
理科教具購入費	2,000	エ 学校図書館への新聞配備(教) 2,594
19 扶助費	151,137	オ 一般教材備品 11,436
就学奨励給与金	151,137	カ 理科教育補助教材備品 2,000
		キ 教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書(教) 94,660
		(2) パソコン経費(消) 7,730
		(3) 教材備品等修繕料 898
		2 支援教育の推進に要する経費 5,055
		(1) 教材費(指導用教材・児童用図書) 2,665
		(2) 教材備品費 2,390
		3 就学援助に要する経費 150,718
		(1) 義務教育就学奨励費(扶) 134,638
		学用品費等
		(1年) 単価 13,230円 支給人員 293人
		(他年) 単価 15,500円 支給人員 1,574人
		入学準備金
		単価 57,060円 支給人員 293人
		修学旅行費
		単価 24,000円 支給人員 394人
		学校給食費
		(1年) 単価 38,850円 支給人員 293人
		(2年) 単価 40,750円 支給人員 270人
		(3、4年) 単価 41,900円 支給人員 614人

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
3 学校保健体 育費	83,207	81,816	1,391	355 国庫支出金	-	3,551	79,301

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額 千円		千円
		(5、6年) 単価 43,050円 支給人員 690人 臨海・林間学会費	
		単価 7,000円 支給人員 339人	
		(2) 特別支援教育就学奨励費(扶)	16,070
		学用品費等	
		単価 6,620円 支給人員 457人	
		入学準備金	
		単価 25,555円 支給人員 79人	
		修学旅行費	
		(実費の1/2) 単価 12,000円 支給人員 85人	
		学校給食費	
		(1年) 単価 19,425円 支給人員 79人	
		(2年) 単価 20,375円 支給人員 66人	
		(3、4年) 単価 20,950円 支給人員 157人	
		(5、6年) 単価 21,525円 支給人員 155人	
		臨海・林間学会費	
		単価 7,000円 支給人員 70人	
		通学費	
		単価 10,000円 支給人員 1人	
		(3) 小規模災害被災世帯に対する教科書支給(扶)	10
		4 通学路の安全対策に要する経費	419
		通学費(扶)	
1 報酬	38,195	[寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」]	
委員報酬	30	1 学校教材・教具等の充実に要する経費	2,524
一般報酬	38,165	(1) 運動会賞品(報償)	252
7 報償費	3,259	(2) 校庭遊具等修繕料	2,272
報償費	3,259	2 学校園保健衛生の推進に要する経費	74,449
10 需用費	10,781	(1) 健康相談医等報償費	2,714
		ア 健康相談医	401
一般消耗品費	4,513	イ 就学時健診医師	2,285

目	本 年 度 算 額 千円	前 年 度 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額		千円
食糧費	1	ウ 学校保健関係講師	28
印刷製本費	364	(2) 児童健康診断	8,703
修繕料	4,272	ア 尿検査(手)	4,186
医薬材料費	1,631	イ 心臓検診(委)	3,180
11 役務費	8,651	ウ X線直接撮影(委)	238
手数料	8,651	エ 結核検診問診票(委)	1,068
12 委託料	10,189	オ 胸部CT(委)	15
委託料	10,189	カ 喀痰検査等(委)	16
13 使用料及び賃借料	269	(3) 校医等報酬	37,109
使用料	269	ア 内科	12,805
17 備品購入費	403	イ 歯科	12,046
備健用備品費	403	ウ 耳鼻科	4,335
18 負担金、補助及び交付金	10,272	エ 眼科	4,335
負担金	9,301	オ 薬剤師	3,588
補助金	971	(4) プール関係経費(薬品・消桶委託)	4,275
19 扶助費	1,188	消 2,300 委 1,975	
医療扶助費	1,188	(5) 保健用関係経費	4,450
		消 828 医 1,219 修 2,000 備 403	
		(6) 日本スポーツ振興センター掛金(負)	9,172
		(7) 市立校園PTA協議会安全共済会補助金	971
		(8) 各種負担金	129
		ア 大阪府学校保健主管課長会	4
		イ 大阪府学校保健会	64
		ウ 大阪府学校保健会養護教諭部会	25
		エ 大阪府学校保健会保健主事部会	23
		オ 北河内学校保健研究協議会	13
		(9) その他	6,926
		報酬 30 消 1,385 食 1 印 364	
		医 412 手 4,465 使 269	
		3 就学援助(医療費)に要する経費	1,188
		医療扶助	

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
4 学校給食費	3,339,181	1,346,072	1,993,109	20,489 国庫支出金	1,980,700	720,146	617,846

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額 千円		
		4 教職員人事管理業務に要する経費	5,046
		(1) 教職員健康診断	3,990
		ア 定期健康診断(委) 検尿、血圧測定、X線直接撮影、心電図 血液検査、胃検診 他	2,527
		イ ストレスチェック 報償 238 委 599	837
		ウ 頸肩腕障害等健診(委)	277
		エ B型肝炎抗体検査(委)	116
		オ B型肝炎予防接種(委)	162
		カ B型肝炎接種後検査(委)	16
		キ 長時間労働者に対する医師の面接指導(報償)	55
		(2) 労働安全衛生管理(報酬)	1,056
1 報酬	3,630	[寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」]	
一般報酬	3,630	1 学校給食の運営に要する経費	3,109,312
2 給料	129,222	(1) 各種委託料	364,146
一般職給	129,222	ア 小学校給食調理業務	229,111
3 職員手当等	58,657	イ 代替給食調理業務 楠根小学校、望が丘小学校	94,779
地域手当	9,839	ウ 市立小中学校親子給食調理場建設工事監理業務	40,139
扶養手当	738	エ シロアリ防除等業務	117
通勤手当	1,950	(2) 市立小中学校親子給食調理場建設工事 楠根小学校	2,512,124
時間外勤務手当	1,918	(3) 各種給食用備品	108,558
期末手当	23,671	ア 給食用備品	14,000
勤勉手当	19,975	イ センター給食用備品	94,558
住居手当	566	(4) 給食用光熱水費	36,885
4 共済費	38,134	(5) 各種手数料	5,517
共済組合負担金	24,155	給食調理員等検便検査、食品・食材細菌検査等、 鼠被害虫駆除・予防等、天井換気扇保守点検	
災害補償基金負担金	199	(6) 給食用消耗品	6,434
		(7) 修繕料	7,000

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	5,978,952	3,020,248	2,958,704	134,188	3,098,300	773,850	1,972,614

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額 千円	
補助金	55	千円
20 貸付金	2,000	
貸付金	2,000	

3 項 中 学 校 費

1 学校管理費	1,087,909	823,074	264,835	68,595	570,700	23,235	425,379
				国庫支出金			
				67,434			
				府支出金			
				1,161			

1 報酬	33,408	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕	
一般報酬	33,408	1 支援教育の推進に要する経費	723
2 給料	32,515	(1) 送迎用タクシー使用料	104
一般職給	32,515	(2) FM補聴器	383
3 職員手当等	25,404	修 50 備 333	
地域手当	3,761	(3) 階段昇降機	236
扶養手当	810	修 150 委 86	
通勤手当	640	2 学校備品等の充実に要する経費	56,849
時間外勤務手当	75	(1) 燃料費	515
期末手当	10,800	(2) 修繕料	840
勤勉手当	9,318	(3) IP電話等	5,725
4 共済費	17,793	電 4,287 使 1,438	
共済組合負担金	11,986	(4) 各校クリーニング等手数料	532
災害補償基金負担金	77	(5) 管理用備品等	10,268
厚生年金負担金	5,008	放送設備、印刷機 他	
雇用保険料	543	使 3,669 備 6,599	
労働災害保険料	179	(6) 卒業記念品（報償）	761
7 報償費	761	(7) 生徒用用紙 他（消）	34,641
報償費	761	(8) 生徒用お茶（賄）	246
		(9) その他	3,321
		食 84 印 1,959 郵 1,142 使 136	
		3 学校環境整備業務に要する経費	177,758

目	本 年 算 額 千円	前 年 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額		
	千円		千円
8 旅費	1,314	(1) 正門開錠等作業委託料	3,052
		(2) 光熱水費	174,706
費用弁償	1,314		
10 需用費	250,283	4 学校施設管理業務に要する経費	47,278
		(1) 各種手数料	6,887
一般消耗品費	34,681	貯水槽清掃、簡易専用水道定期検査、	
燃料費	515	消防用及び防火設備点検、害虫駆除	
食糧費	84	(2) 各種委託料	14,821
印刷製本費	2,011	機械整備、樹木管理（剪定・除草）、エレベーター保守点検、	
光熱水費	174,706	水道管漏水調査、電気設備保守点検、	
修繕料	38,040	ガス空調機フロンガス漏えい定期点検業務、	
賄材料費	246	エレベーター管理業務、非常用発電装置保守点検、	
11 役務費	13,286	樹木管理（薬剤散布含）、苦汁散布業務	
		(3) 修繕料	24,000
電話料	4,287	(4) 原材料費	1,065
郵便料	1,142	(5) 学校用地賃借料	474
手数料	7,419	国有地（第五中学校1,416.11㎡、第八中学校237.85㎡）	
保険料	438	(6) その他	31
12 委託料	87,043	消 10 印 2 使 6 債 13	
委託料	87,043	5 学校施設の経年化対策に要する経費	694,429
13 使用料及び賃借料	5,827	(1) 各種委託料	69,084
		ア 学校トイレメイク緊急3か年事業に係る設計業務	62,096
使用料	5,353	第一中学校、第二中学校、第六中学校、第七中学校、	
賃借料	474	第九中学校、友呂岐中学校	
14 工事請負費	612,265	イ 学校トイレメイク緊急3か年事業に係る	3,358
		設計業務に伴う発注者支援業務	
工事請負費	612,265	ウ 耐力度調査業務	3,190
		第一中学校	
15 原材料費	1,065	エ 外壁等改修工事に伴う機械管設備移設復旧	440
		第五中学校	
原材料費	1,065	(2) プール改修工事	134,646
17 備品購入費	6,932	第一中学校	

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 教育振興費	114,537	190,962	△76,425	4,896 国庫支出金	-	-	109,641

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額 千円	
校用器具費	6,932	(3) 外壁等改修工事 第二中学校、第五中学校 248,475
22 償還金、利子及び割引料	13	(4) 学校トイレリメイク緊急3か年事業(工) 第二中学校、第六中学校、第九中学校 224,144
償還金	13	(5) 維持管理工事 5,000 (6) ブロック塀修繕 13,000 第八中学校 (7) その他 80 消 30 印 50
		6 学校園保健衛生の推進に要する経費 438 全国市長会学校災害賠償補償保険料 〔人件費等〕
		1 人件費等 110,434
10 需用費	20,566	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕
一般消耗品費	4,857	1 学校教材・教具等の充実に要する経費 28,477
修繕料	1,061	(1) 教材教具等購入 22,559
教材費	14,648	ア 生徒用図書(教) 5,637
17 備品購入費	9,864	イ 指導用教材・副読本(教) 6,558
教材購入費	7,864	ウ 教師用図書(教) 156
理科教具購入費	2,000	エ 学校図書館への新聞配付(教) 1,354
19 扶助費	84,107	オ 一般教材備品 6,854
		カ 理科教育補助教材備品 2,000
		(2) パソコン経費(消) 4,857
就学奨励給与金	84,107	(3) 教材備品等修繕料 1,061

目	本年度額 千円	前年度額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節・説明		事業概要	千円
区分	金額 千円		
	2 支援教育の推進に要する経費		1,953
	(1) 教材費 (指導用教材・生徒用図書)		943
	(2) 教材備品費		1,010
	3 就学援助に要する経費		84,107
	(1) 義務教育就学奨励費 (扶)		78,555
	学用品费等		
	(1年) 単価 25,040円 支給人員 370人		
	(他年) 単価 27,310円 支給人員 764人		
	入学準備金		
	単価 63,000円 支給人員 356人		
	修学旅行費		
	単価 48,000円 支給人員 459人		
	学校給食費 (国立・私立中学校分)		
	(1、2年) 単価 54,400円 支給人員 10人		
	(3年) 単価 51,200円 支給人員 9人		
	臨海・林間学舎費		
	単価 8,000円 支給人員 370人		
	(2) 特別支援教育就学奨励費 (扶)		5,356
	学用品费等		
	単価 12,525円 支給人員 155人		
	入学準備金		
	単価 30,490円 支給人員 61人		
	修学旅行費		
	(実費の1/2) 単価 24,000円 支給人員 44人		
	臨海・林間学舎費		
	単価 8,000円 支給人員 61人		
	通学費		
	単価 10,000円 支給人員 1人		
	(3) 中学校夜間学級就学奨励費 (扶)		166
	学用品费等		
	単価 24,970円 支給人員 2人		

目	本 年 度 算 額 千円	前 年 度 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
3 学校保健体育費	44,440	44,802	△362	214 国庫支出金	-	1,712	42,514

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額 千円		
		校外活動費 (実費) 単価 2,310円 支給人員 2人	
		通学費 (実費) 単価 31,570円 支給人員 2人	
		修学旅行費 (実費) 単価 48,000円 支給人員 1人	
		(4) 小規模災害被災世帯に対する教科書支給(扶)	30
1 報酬	19,218	(寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」)	
一般報酬	19,218	1 学校教材・教具等の充実に要する経費	2,087
7 報償費	636	(1) 体育大会賞品(報償)	134
報償費	636	(2) 体育用備品等修繕料	1,197
10 需用費	6,282	(3) 各種負担金	756
一般消耗品費	3,042	ア 大阪府中学校体育連盟	420
印刷製本費	119	イ 北河内地区中学校体育連盟	336
修繕料	2,174	2 学校園保健衛生の推進に要する経費	39,291
医薬材料費	947	(1) 健康相談医等報償費	209
11 役務費	4,663	(2) 生徒健康診断	6,838
手数料	4,663	ア 尿検査(手)	2,247
12 委託料	6,757	イ 心臓検診(委)	3,790
委託料	6,757	ウ X線直接撮影(委)	229
13 使用料及び賃借料	54	エ 結核検診問診票(委)	541
使用料	54	オ 胸部CT(委)	15
17 備品購入費	288	カ 喀痰検査等(委)	16
備健用備品費	288	(3) 校医等報酬	19,218
		ア 内科	6,612
		イ 歯科	6,294
		ウ 耳鼻科	2,220
		エ 眼科	2,220
		オ 薬剤師	1,872
		(4) プール薬品(消)	1,600

目	本 年 予 算 額 千円	前 年 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
4 学校給食費	762,607	585,233	177,374	1,700	23,900	8,044	728,963
				府支出金			

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	5,939	(5) 保健用関係経費 消 1,442 医 947 備 288	2,677
負担金	5,447	(6) 日本スポーツ振興センター掛金(負)	4,660
補助金	492	(7) 市立校園PTA協議会安全共済会補助金	492
19 扶助費	603	(8) 各種負担金	31
医療扶助費	603	ア 大阪府学校保健会保健主事部会	12
		イ 大阪府学校保健会養護教諭部会	12
		ウ 北河内学校保健研究協議会	7
		(9) その他 印 119 修 977 手 2,416 使 54	3,566
		3 就学援助(医療費)に要する経費 医療扶助	603
		4 教職員人事管理業務に要する経費	2,459
		(1) 教職員健康診断	2,459
		ア 定期健康診断(委) 検尿、血圧測定、X線直接撮影、心電図 血液検査、胃検診 他	1,579
		イ ストレスチェック 報償 238 委 354	592
		ウ 頸肩腕障害等健診(委)	110
		エ B型肝炎抗体検査(委)	47
		オ B型肝炎予防接種(委)	69
		カ B型肝炎接種後検査(委)	7
		キ 長時間労働者に対する医師の面接指導(報償)	55
10 需用費	259,505	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕	
一般消耗品費	1,000	1 学校給食の運営に要する経費	762,607
修繕料	676	(1) 中学校給食調理業務委託料	470,892
賄材料費	257,829	(2) センター給食用備品	31,944
12 委託料	470,892	(3) 給食用消耗品	1,000
		(4) 修繕料	676

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較 増 減	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
計	2,009,493	1,644,071	365,422	75,405	594,600	32,991	1,306,497

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額	
	千 円	千 円
委託料	470,892	(5) 子育て支援としての中学校給食の無償化 【がんばれ！子育て応援予算】 財 257,829 補 266
17 備品購入費	31,944	
給食用備品費	31,944	
18 負担金、補助及 び交付金	266	
補助金	266	
		258,095

4 項 幼稚園費

1 幼稚園管理 費	148,357	171,012	△22,655	-	-	18	148,339
--------------	---------	---------	---------	---	---	----	---------

1 報酬	19,828	[安心して子どもを産み、育てる環境づくり]	
一般報酬	19,828	1 公立幼稚園運営・管理業務に要する経費	7,922
2 給料	53,641	(1) 光熱水費	3,920
一般職給	53,641	(2) 電話料	330
3 職員手当等	40,607	(3) 手数料	28
地域手当	6,917	ピアノ調律 他	
扶養手当	876	(4) 幼稚園清掃作業委託料	1,787
管理職手当	3,120	(5) 修繕料	118
通勤手当	219	(6) 管理用備品経費	1,193
時間外勤務手当	24	無線機器、電子コピー 他	
期末手当	15,608	消 13 使 210 備 970	
勤勉手当	12,967	(7) 幼稚園運営経費	364
住居手当	336	ア 卒園記念品、運動会賞品(報償)	27
児童手当	540	イ 園児用更紙 他(消)	133
4 共済費	23,545	ウ 入園願書等(印)	178
共済組合負担金	20,382	エ 園児用お茶(財)	26
		(8) その他	182
		旅 42 医 33 郵 7 広 80	
		使 18 負 2	

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額		
	千円		千円
災害補償基金負 担金	121	(寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」)	
厚生年金負担金	2,714		
雇用保険料	231	1 学校園保健衛生の推進に要する経費	1,134
労働災害保険料	97	(1) 各種手数料	195
7 報償費	27	ア 尿検査	35
		イ 教室空気検査	31
報償費	27	ウ 教室照度検査	31
8 旅費	203	エ 飲料水・プール水質検査	54
		オ ダニ・ダニアレルゲン検査	28
費用弁償	177	カ 検診器具滅菌消毒	16
普通旅費	26	(2) 園医等報酬	900
10 需用費	4,825	ア 内科	257
		イ 歯科	259
一般消耗品費	146	ウ 耳鼻科	135
印刷製本費	178	エ 眼科	135
光熱水費	3,920	オ 薬剤師	114
修繕料	518	(3) 定期健康診断用器具(医)	4
賄材料費	26	(4) 全国市長会学校災害賠償補償保険料	5
医薬材料費	37	(5) 日本スポーツ振興センター掛金(負)	24
11 役務費	918	(6) 市立校園PTA協議会安全共済会補助金	4
		(7) 大阪府学校保健会養護教諭部会負担金	2
電話料	330		
郵便料	7	2 学校園施設管理業務に要する経費	2,419
広告料	80	(1) 消防用設備点検手数料	273
手数料	496	(2) 各種委託料	1,704
保険料	5	機械警備、樹木管理(薬剤散布含)	
12 委託料	3,491	(3) 修繕料	400
		(4) 原材料費	42
委託料	3,491		
13 使用料及び賃借 料	228	(人件費等)	
		1 人件費等	136,882

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 教育振興費	312,042	377,740	△65,698	232,532	-	-	79,510
				国庫支出金 152,518			
				府支出金 80,014			

節 説 明		事 業 概 要	千円
区 分	金 額		
使用料	228		
15 原材料費	42		
原材料費	42		
17 備品購入費	970		
庁用器具費	355		
園用器具費	615		
18 負担金、補助及び交付金	32		
負担金	28		
補助金	4		
1 報酬	1,653	【安心して子どもを産み、育てる環境づくり】	
一般報酬	1,653	1 幼児期の発達に於じた教育の推進に要する経費	947
3 職員手当等	423	(1) 教材費	354
期末手当	216	(2) 教材及び体育備品	193
勤勉手当	207	(3) エージェンシー型教育Act1プラン 就学前教育・保育プログラム事業（消）	400
4 共済費	414	【寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」】	
共済組合負担金	161	1 就園支援に要する経費	308,403
厚生年金負担金	225	(1) 私立幼稚園利用給付（扶）	292,980
雇用保険料	22	(2) 私立幼稚園預かり保育利用給付（扶）	7,800
労働災害保険料	6	(3) 私立幼稚園通園児に対する食糧費支給 消 39 扶 6,384	6,423
8 旅費	202	(4) エージェンシー型教育Act1プラン 就学前教育・保育プログラム事業補助金	1,200
費用弁償	202		
10 需用費	793	【人件費等】	
一般消耗品費	439		
教材費	354		

目	本 年 算 額 千円	前 年 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
計	460,399	548,752	△88,353	232,532	-	18	227,849

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額	
17	備品購入費 193	1 人件費等 千円 2,692
	教材購入費 193	
18	負担金、補助及 び交付金 1,200	
	補助金 1,200	
19	扶助費 307,164	
	子育て支援施設 等利用給付費 300,780	
	補足給付費 6,384	

-82-

5 項 社会教育費

1 社会教育総 務費	402,392	356,731	45,661	25,823 国庫支出金	25,500	9,968	341,101
---------------	---------	---------	--------	-----------------	--------	-------	---------

1 報酬	17,498	〔学びによる市民文化の向上と発展〕	
委員報酬	853	1 学習機会の充実に要する経費	8,321
一般報酬	16,645		
2 給料	94,966	(2) 生涯学習関係経費	669
		消 13 印 656	
一般職給	94,966	(3) 望が丘地域交流スペース整備事業	6,769
		消 1,361 食 51 印 134 光 814	
		修 50 医 5 電 298 保 85	
		委 3,971	
3 職員手当等	73,074	(4) 各種負担金	45
地域手当	11,735	ア 大阪府社会教育振興協議会	5
扶養手当	1,692	イ 全国社会教育研究大会	10
管理職手当	4,416	ウ 近畿地区社会教育研究大会	30
通勤手当	2,740	(5) その他	253
時間外勤務手当	6,750	旅 174 消 72 食 7	
期末手当	23,365		
勤勉手当	19,148		
住居手当	2,268		

目	本年度額 千円	前年度額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節 説 明		事 業 概 要	千円
区 分	金 額		
	児童手当 960	2 文化芸術活動の活性化に要する経費	20,476
4 共済費	35,382	(1) 文化施策振興事業	19,949
	共済組合負担金 32,712	ア 文化振興会議(報酬)	118
	災害補償基金負担金 225	イ 寝屋川ミュージックデー(委)	2,208
	厚生年金負担金 2,141	ウ 囲碁・将棋活動推進事業(補)	656
	雇用保険料 207	エ 寝屋川文化芸術祭事業(補)	16,967
	労働災害保険料 97	(2) 市民管弦楽団支援事業(使)	211
7 報償費	898	(3) 文化振興基金積立金	143
	報償費 898	(4) その他	173
8 旅費	1,671	旅 11 消 162	
	費用弁償 1,555	3 文化振興のための環境整備に要する経費	94,214
	普通旅費 116	(1) 地域交流センター(アルカスホール)管理運営事業	58,616
10 需用費	21,988	ア 指定管理者委託料	56,800
	一般消耗品費 2,263	イ 修繕料	599
	食糧費 58	ウ 施設賠償責任保険料	17
	印刷製本費 1,184	エ 自転車駐車場用地賃借料	1,200
	光熱水費 14,149	(2) 池の里市民交流センター管理運営事業	35,017
	修繕料 4,319	ア 各種委託料	17,002
	医薬材料費 15	受付管理、樹木剪定、機械整備、清掃	
11 役務費	1,258	自家用電気工作物保安管理、薬剤散布	
	電話料 634	エレベーター保守点検	
	手数料 306	イ 光熱水費	13,054
	保険料 318	ウ 修繕料	3,400
12 委託料	88,481	エ 電話料	209
	委託料 88,481	オ その他	1,352
		消 415 印 82 医 10 手 306	
		保 96 使 228 原 97 備 108	
		償 10	
		(3) その他	581
		報償 312 消 99 電 87 保 83	

目	本 年 度 算 額 千円	前 年 度 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額	
13	使用料及び賃借料	4 文化財・地域文化資源の保護と活用体制づくり に要する経費 (1) 文化財保護審議会 ア 委員報酬(5人) イ 審議会専門部会(報償)
	使用料	168
	賃借料	150
14	工事請負費	イ 審議会専門部会(報償) (2) 国指定文化財の整備・管理事業 ア 高宮鹿寺跡環境整備事業 保 22 委 230
	工事請負費	402
15	原材料費	イ 石室殿古墳環境整備補助金 (3) 国指定史跡高宮鹿寺跡活用事業 報償 91 委 6,697 工 44,951
	原材料費	150
17	備品購入費	(4) 府指定文化財の整備・管理事業 ア 神田天満宮のくすのき保存管理補助金 イ 春日神社のスダジイの社殿保存管理補助金
	庁用器具費	70
	図書購入費	70
	体育用備品費	(5) 市指定文化財の整備・管理・公開事業 ア 太秦高塚古墳公園環境整備事業 光 39 保 5 委 1,168 備 55
18	負担金、補助及び交付金	イ 市指定文化財公開活用事業 報償 105 消 10 印 18 備 198 補 80
	負担金	1,852
	補助金	17,993
22	償還金、利子及び割引料	(6) 市内出土遺物整理事業 消 100 負 774
	償還金	10
24	積立金	(7) 各種負担金 ア 全国史跡整備市町村協議会 イ 全国史跡整備市町村協議会近畿地区協議会 ウ 河北文化財愛護推進委員連絡協議会
	文化振興基金積立金	8
		(8) 埋蔵文化財資料館管理運営事業 ア 光熱水費 イ 駐車場賃借料 ウ 共益費(負) エ その他 報償 82 消 15 印 66 電 40 保 5 負 18
		1,545
		242
		120
		957
		226

目	本 年 算 額 千円	前 年 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 成人教育費	36,755	38,930	△2,175	8,935 国庫支出金	-	-	27,820

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額 千円		千円
		(9) ネットワークサイン・ルート環境整備 報償 245 修 270	515
		(10) その他 報償 45 旅 23 消 16 印 228 保 5 委 405 備 10	732
		[人件費等]	
		1 人件費等	221,530
7 報償費	29,162	[子どもを全力で守り抜く]	
報償費	29,162	1 家庭教育の充実に要する経費	27,516
8 旅費	20	(1) ねやがわ子どもフォーラム事業 保 65 委 600	665
普通旅費	20	(2) 家庭教育サポートチーム派遣事業	25,921
10 需用費	565	報償 25,710 旅 7 消 29 食 4 保 171	
一般消耗品費	553	(3) 家庭教育学級事業	930
食糧費	12	報償 870 消 25 食 5 保 30	
11 役務費	408	2 教育コミュニティの充実に要する経費	6,670
保険料	408	(1) 地域教育協議会運営委託料	6,161
12 委託料	6,600	報償 107 旅 5 消 46 食 3 委 6,000	
委託料	6,600	(2) 学校安全体制整備推進事業 消 375 保 134	509
		[学びによる市民文化の向上と発展]	

目	本 年 度 算 額 千円	前 年 度 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
3 図書館費	481,963	485,504	△3,541	4,125 府支出金	10,900	25,032	441,906

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額 千円	
		1 学習機会の充実に要する経費 2,569
		(1) 日本語よみかき促進事業 2,399
		報償 2,325 旅 8 消 58 保 8
		(2) まちのせんせい活用事業 170
		報償 150 消 20
1 報酬	35,041	[学びによる市民文化の向上と発展]
委員報酬	100	1 図書館機能の充実に要する経費 272,765
一般報酬	34,941	(1) 利用者サービス事業 166,574
2 給料	58,896	ア 東図書館窓口業務委託料 15,561
一般職給	58,896	イ 寝屋川市駅前図書館窓口業務委託料 33,264
3 職員手当等	51,626	ウ 車両運転業務委託料 4,597
地域手当	7,346	エ 配送事業 5,558
扶養手当	936	郵 5,246 委 312
管理職手当	1,380	オ 中央図書館等機能整備事業 98,586
通勤手当	2,105	報 120 消 2,828 印 697 光 8,293
時間外勤務手当	5,381	修 150 電 453 保 65 委 10,465
期末手当	17,805	使 5,324 負 70,191
勤勉手当	15,041	カ その他 9,008
住居手当	672	旅 5 消 550 印 354 光 2,323
児童手当	960	修 612 電 490 手 88 保 5
4 共済費	26,473	委 3,141 使 158 負 1,282
共済組合負担金	16,847	(2) 資料収集・保存事務 41,117
災害補償基金負担金	114	ア 図書購入費 30,465
厚生年金負担金	8,473	イ 資料整理及び書庫管理業務委託料 6,825
雇用保険料	858	ウ 収集史料整理業務 681
労働災害保険料	181	報 100 手 121 委 429 使 31
7 報償費	1,076	エ その他 3,146
		消 3,101 印 24 使 21
		(3) ICT化推進事業 14,624
		図書館情報システム運用管理
		消 421 使 14,203

目	本年度 予算額 千円	前年度 予算額 千円	比較増減 千円	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	

節・説明		事業概要	
区分	金額 千円		
		(4) 各種負担金	78
報償費	1,076	ア 大阪公共図書館協会	18
8 旅費	2,151	イ 日本図書館協会	50
		ウ 大阪自治体史連絡協議会	3
費用弁償	2,146	エ 地方史研究協議会	7
普通旅費	5	(5) 寝屋川市駅前図書館施設管理事業	38,878
10 需用費	23,568	ア 図書館・市民ギャラリー清掃業務委託料	1,647
		イ 光熱水費	3,436
一般消耗品費	7,169	ウ 共益費(負)	33,613
食糧費	3	エ その他	182
印刷製本費	1,532	消 52 修 50 保 8 負 72	
光熱水費	14,052	(6) 電子図書館事業(使)	6,358
修繕料	812	(7) 学校連携配送事業	5,136
11 役務費	6,476	消 73 委 5,063	
電話料	943	2 読書活動の推進に要する経費	782
郵便料	5,246	(1) 読書普及啓発事業	638
手数料	209	ア オーサービジット講演会	572
保険料	78	報償 410 消 20 使 142	
12 委託料	105,715	イ その他	66
		報償 50 消 16	
委託料	105,715	(2) 障害者・高齢者・多文化サービス事業	144
13 使用料及び賃借料	26,250	報償 104 消 40	
		3 子ども読書活動の推進に要する経費	34,334
使用料	26,250	(1) 子ども読書活動推進事業	5,058
14 工事請負費	8,990	ア 子ども読書活動推進事業委託料	4,125
		イ 各種講座	476
工事請負費	8,990	報償 392 消 68 食 3 使 13	
17 備品購入費	30,465	ウ 読書通報(ナンバー入)(印)	457
		(2) (仮称)こども専用図書館整備事業	29,276
図書購入費	30,465	委 20,286 工 8,990	

目	本 年 度 算 額 千円	前 年 度 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
4 青少年教育費	83,557	84,436	△879	12,722 国庫支出金 7,722 府支出金 5,000	-	-	70,835

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額 千円	
18 負担金、補助及び交付金	105,236	(人件費等)
負担金	105,236	1 人件費等 174,082
1 報酬	380	[安心して子どもを産み、育てる環境づくり]
委員報酬	380	1 放課後の居場所の充実に要する経費 43,301
2 給料	8,922	放課後子供教室推進事業
一般職給	8,922	報酬 380 報償 6 旅 4 消 40 食 6 保 1,600 委 41,265
3 職員手当等	5,565	[子どもを全力で守り抜く]
地域手当	1,072	1 青少年教育の充実に要する経費 19,624
通勤手当	96	(1) 青少年リーダー育成事業 3,370
時間外勤務手当	699	ア 青少年リーダーの養成(ユースクラブ) 462
期末手当	2,041	報償 50 旅 2 消 58 燃 9
勤勉手当	1,657	食 8 医 3 保 100 使 232
4 共済費	2,363	イ 青少年リーダーの養成(中高生クラブ) 682
共済組合負担金	845	報償 158 消 33 燃 9 食 6
災害補償基金負担金	19	医 2 保 51 使 423
厚生年金負担金	1,368	ウ 青少年リーダーの養成(小学生クラブ) 929
雇用保険料	131	報償 218 消 24 燃 11 食 15
7 報償費	13,556	エ 青年祭事業 1,297
報償費	13,556	保 51 委 1,246
8 旅費	13	(2) 青少年居場所づくり事業 12,642
		青少年の居場所スマイル

目	本 年 算 額 千円	前 年 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 留守家庭児童会費	635,212	606,606	28,606	359 国庫支出金	-	24,658	610,195

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額 千円		千円
普通旅費	13	報償 11,724 消 488 食 28 印 101 修 150 医 5 保 129 使 17	
10 需用費	1,058	(3) 成人式事業 印 30 保 58 委 3,515	3,603
一般消耗品費	652	(4) その他(消)	9
燃料費	29		
食糧費	63	2 教育コミュニティの充実に要する経費	3,782
印刷製本費	151	(1) 青少年指導員会支援事務 報償 1,400 旅 4 印 20 負 50	1,474
修繕料	150	(2) P T A協議会支援事務 旅 3 補 1,200	1,203
医薬材料費	13	(3) 青少年健全育成推進事業 保 5 委 1,100	1,105
11 役務費	2,050	[人件費等]	
保険料	2,050		
12 委託料	47,126		
委託料	47,126		
13 使用料及び賃借料	1,274	1 人件費	16,850
使用料	1,274		
18 負担金、補助及び交付金	1,250		
負担金	50		
補助金	1,200		
1 報酬	161,564	[安心して子どもを産み、育てる環境づくり]	
一般報酬	161,564	1 放課後の居場所の充実に要する経費	25,017
2 給料	196,720	(1) 一般消耗品費	9,065
一般職給	196,720	(2) 修繕料	5,901
3 職員手当等	160,242	(3) 保険料	2,788
		(4) 備品購入費	1,057
		(5) その他	6,206

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額	
	千円	千円
地域手当	23,630	報償 220 旅 3 燃 66 印 473
通勤手当	3,127	医 423 電 1,605 広 675 手 10
時間外勤務手当	52,001	委 2,596 原 35 償 100
期末手当	44,955	
勤勉手当	36,529	(人件費等)
4 共済費	87,053	1 人件費等 610,195
共済組合負担金	32,411	
災害補償基金負担金	408	
厚生年金負担金	49,057	
雇用保険料	4,518	
労働災害保険料	659	
7 報償費	220	
報償費	220	
8 旅費	4,619	
費用弁償	4,616	
普通旅費	3	
10 需用費	15,928	
一般消耗品費	9,065	
燃料費	66	
印刷製本費	473	
修繕料	5,901	
医薬材料費	423	
11 役務費	5,078	
電話料	1,605	
広告料	675	
手数料	10	
保険料	2,788	

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源 千円
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
6 エスポアル費	63,454	61,100	2,354	-	-	11	63,443
7 学び館費	29,300	29,300	0	-	-	-	29,300
計	1,732,633	1,662,607	70,026	51,964	36,400	59,669	1,584,600

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額 千円		千円
12 委託料	2,596		
委託料	2,596		
15 原材料費	35		
原材料費	35		
17 備品購入費	1,057		
庁用器具費	1,057		
22 償還金、利子及び割引料	100		
償還金	100		
10 需用費	500	【学びによる市民文化の向上と発展】	
修繕料	500	1 学習活動のための環境づくりに要する経費	63,454
11 役務費	21	(1) 指定管理者委託料	62,933
保険料	21	(2) その他	521
		修 500 保 21	
12 委託料	62,933		
委託料	62,933		
10 需用費	300	【学びによる市民文化の向上と発展】	
修繕料	300	1 学習活動のための環境づくりに要する経費	29,300
12 委託料	29,000	(1) 指定管理者委託料	29,000
委託料	29,000	(2) 修繕料	300

6 項 社会体育費

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 社会体育総務費	71,549	92,341	△20,792	-	-	10,577	60,972

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額	
1 報酬	1,800	[学びによる市民文化の向上と発展]
委員報酬	1,800	1 生涯スポーツの推進に要する経費 24,237
2 給料	17,120	(1) 寝屋川エンジョイマラソン事業(補) 5,000
一般職給	17,120	(2) 市民ウォーキング(委) 300
3 職員手当等	13,432	(3) エンジョイフェスタ in ねやがわ(補) 7,000
地域手当	2,239	(4) ダンスフェスティバル(補) 1,000
扶養手当	240	(5) 公共施設予約システム 10,637
管理職手当	1,296	消 10 印 50 債 10,577
通勤手当	149	(6) その他 300
時間外勤務手当	1,248	報償 230 旅 16 消 30 保 10
期末手当	4,207	使 14
勤勉手当	3,417	2 競技スポーツの振興に要する経費 8,414
住居手当	336	(1) 市民体育大会及び北河内・府等大会 7,984
児童手当	300	代表選手派遣 委 7,948 負 36
4 共済費	6,058	(2) スポーツ少年団(補) 150
共済組合負担金	6,014	(3) その他 280
災害補償基金負担金	44	報償 250 保 30
7 報償費	480	3 スポーツ団体との体制づくりに要する経費 2,288
報償費	480	(1) スポーツ推進委員報酬(30人) 1,800
8 旅費	107	(2) スポーツ推進委員各種研究協議会等参加経費 139
費用弁償	91	旅 91 負 48
普通旅費	16	(3) その他 349
10 需用費	376	消 4 被 282 保 56 使 7
一般消耗品費	44	[人件費等]
印刷製本費	50	1 人件費等 36,610

目	本 年 度 予 算 額 千円	前 年 度 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
2 社会体育施設費	33,162	28,258	4,904	-	-	1,430	31,732

節 説 明		事 業 概 要
区 分	金 額	
	千円	千円
	282	
11 役務費	96	
保険料	96	
12 委託料	8,248	
委託料	8,248	
13 使用料及び賃借料	21	
使用料	21	
18 負担金、補助及び交付金	13,234	
負担金	84	
補助金	13,150	
22 償還金、利子及び割引料	10,577	
償還金	10,577	
1 報酬	123	〔学びによる市民文化の向上と発展〕
委員報酬	123	1 施設の整備・充実に要する経費
10 需用費	8,380	(1) 学校夜間照明
一般消耗品費	67	ア 修繕料
光熱水費	13	イ 管理業務委託料
修繕料	8,300	ウ その他
11 役務費	103	消 57 償 10
保険料	103	(2) 野外活動センター
12 委託料	24,546	ア 指定管理者委託料
		イ 施設賠償責任保険料
		ウ 修繕料
		エ その他

目	本 予 算 額 千円	前 予 算 額 千円	比 較 増 減 千円	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 府 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
3 市民体育館 費	62,432	53,189	9,243	-	7,000	2,327	53,105
計	167,143	173,788	△6,645	-	7,000	14,334	145,809

節 説 明		事 業 概 要	
区 分	金 額		
委託料	24,546	報酬 123 消 10	
22 償還金、利子及 び割引料	10	(3) 淀川河川グラウンド	6,174
		ア 各種委託料	6,079
		管理運営業務、撤去訓練、工作物撤去復旧作業	
償還金	10	イ その他	95
		光 13 保 82	
10 需用費	5,000	[学びによる市民文化の向上と発展]	
修繕料	5,000	1 施設の整備・充実に要する経費	62,432
11 役務費	168	(1) 指定管理者委託料	48,132
		(2) 施設賠償責任保険料	58
手数料	110	(3) 修繕料	5,000
保険料	58	(4) 館用器具費	1,650
12 委託料	48,132	(5) 設計委託料	7,039
		(6) その他	553
委託料	48,132	手 110 使 443	
13 使用料及び賃借 料	443		
使用料	443		
14 工事請負費	7,039		
工事請負費	7,039		
17 物品購入費	1,650		
館用器具費	1,650		

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 教育費	5 社会教育費	国指定史跡高宮廃寺跡整備 工事	110,395千円	令和6年度	千円 44,951
				令和7年度	65,444
		国指定史跡高宮廃寺跡整備 工事に伴う工事監理業務委 託	10,810千円	令和6年度	5,403
				令和7年度	5,407
		(仮称)こども専用図書館整 備工事	449,483千円	令和6年度	8,990
				令和7年度	440,493
		(仮称)こども専用図書館整 備工事に伴う工事監理業務 委託	16,584千円	令和6年度	4,523
				令和7年度	12,061

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
児童安全安心事業(通信端末配布)に係る経費 (使用料)	令和6年度 ～令和8年度	25,846 千円
学校給食調理業務委託(市立中央小学校・市立神田小学校)	令和6年度 ～令和11年度	203,650 千円
図書館情報システム機器移転経費 (委託料)	令和7年度	3,624 千円
エスポール管理運営経費 (指定管理者委託料)	令和7年度 ～令和10年度	251,732 千円

報告第3号

市長からの意見聴取について（令和6年2月16日付け）

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和6年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和5年9月市議会定例会（議案第89号）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和6年2月26日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 工 事 名 第四中学校区小中一貫校施設整備工事に係る外構工事

2 契約金額

変更前 金157,230,700円
（内消費税及び地方消費税の額 14,293,700円）

変更後 金153,800,900円
（内消費税及び地方消費税の額 13,981,900円）

報告第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく
条例の制定に関する意見聴取について

寝屋川市議会議長から意見聴取のあった地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく条例の制定について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和6年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

議案第 号

寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に 関する法律第 23 条の規定に基づく職務 権限の特例に関する条例の制定

寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 月 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に
基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- (2) 文化に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 本則各号に掲げる事務に関し、この条例の施行の際現に効力を有する法令等（法令又は条例若しくは教育委員会規則をいう。以下この項において同じ。）の規定により教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項の規定により教育長に委任された事務に係るものにあつては、教育長。以下この項において同じ。）がした処分その他の行為又は現に法令等の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（寝屋川市事務分掌条例の一部改正）

3 寝屋川市事務分掌条例（平成 12 年寝屋川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市民活動部の項に次の 2 号を加える。

- (3) スポーツに関すること。
- (4) 文化に関すること。

（寝屋川市職員定数条例の一部改正）

4 寝屋川市職員定数条例（昭和 40 年寝屋川市条例第 7 号）の一部を次のように

改正する。

第2条第1号中「990人」を「1,000人」に、同条第4号中「165人」を「155人」に改める。

(寝屋川市野外活動センター条例の一部改正)

- 5 寝屋川市野外活動センター条例（平成16年寝屋川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第3号及び第19条を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第3号中「又は教育委員会」を削る。

第13条第1項第2号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第19条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(寝屋川市立池の里市民交流センター条例の一部改正)

- 6 寝屋川市立池の里市民交流センター条例（平成18年寝屋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(寝屋川市立市民体育館条例の一部改正)

- 7 寝屋川市立市民体育館条例（平成19年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

本則（第5条第3号を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第3号中「又は教育委員会」を削る。

第13条第1項第2号及び第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表中「教育委員会」を「市長」に改める。

(寝屋川市文化振興条例の一部改正)

- 8 寝屋川市文化振興条例（平成21年寝屋川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項及び第4項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第5項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第12条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(寝屋川市立地域交流センター条例の一部改正)

9 寝屋川市立地域交流センター条例（平成 22 年寝屋川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 5 条第 3 号を除く。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 5 条第 3 号中「又は教育委員会」を削る。

第 6 条第 5 項、第 14 条第 1 項第 2 号及び第 21 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表備考中「教育委員会」を「市長」に改める。

（寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例の一部改正）

10 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例（平成 24 年寝屋川市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「教育委員会」を「寝屋川市」に改め、同条第 4 号中「を振興し、社会教育の推進に必要な」を「の振興に資する」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「利用者」を「市駅前図書館（ギャラリーを除く。以下この項、第 14 条第 1 項及び第 15 条において同じ。）の利用者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、ギャラリーの来観者が次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーへの入館を拒み、又はギャラリーからの退館を命ずることができる。

(1) 他の来観者に著しい迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理上支障があるとき。

第 7 条、第 8 条及び第 9 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 10 条第 1 項中「教育委員会に」を削り、同条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 11 条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 1 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 12 条及び第 14 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 15 条を次のように改める。

（委任）

第 15 条 この条例に定めるもののほか、市駅前図書館の管理に関し必要な事項は教育委員会規則で、ギャラリーの管理に関し必要な事項は規則で、それぞれ定める。

(寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例の一部改正)

- 11 寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例（昭和 56 年寝屋川市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 6 条中「教育委員会が」を「規則で」に改める。

(寝屋川市文化財保護条例の一部改正)

- 12 寝屋川市文化財保護条例（平成 8 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 5 条及び第 7 条第 1 項を除く。）中「教育委員会」を「市長」に、「教委規則」を「規則」に改める。

第 5 条中「寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第 7 条第 1 項中「寝屋川市教育委員会規則（以下「教委規則」という。）」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

(寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の一部改正)

- 13 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	寝屋川市立市民会館指定管理者選定委員会	指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）の候補者の選定についての調査審議に関する事務
	寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会	
	寝屋川市営住宅指定管理者選定委員会	
	寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会	

	寝屋川市立地域交流センター 指定管理者選定委員会
教育委員会	寝屋川市立エスポール指定 管理者選定委員会
	寝屋川市立学び館指定管理 者選定委員会

寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく 職務権限の特例に関する条例の制定

No.1

1 寝屋川市事務分掌条例（附則第3項関係）

改 正 案	現 行
<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>経営企画部～市民サービス部（略）</p> <p>市民活動部</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） <u>スポーツに関すること。</u></p> <p>（4） <u>文化に関すること。</u></p> <p>環境部～都市基盤整備部（略）</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第2条 前条の内部組織において分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>経営企画部～市民サービス部（略）</p> <p>市民活動部</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>環境部～都市基盤整備部（略）</p>

2 寝屋川市職員定数条例（附則第4項関係）

改 正 案	現 行
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 市長事務部局の職員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する職員を含む。） <u>1,000人</u></p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（4） 教育委員会の事務部局等の職員（教育機関の職員を含む。） <u>155人</u></p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 市長事務部局の職員（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する職員を含む。） <u>990人</u></p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（4） 教育委員会の事務部局等の職員（教育機関の職員を含む。） <u>165人</u></p>

改正案	現 行
(5)~(8) (略)	(5)~(8) (略)

3 寝屋川市野外活動センター条例（附則第5項関係）

改正案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) センターの施設（センター内のロッジ、工作室、会議室 その他市長_____の定める施設をいう。以下同じ。）を野外活動その他社会教育に係る学習の用に供すること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、<u>市長</u>がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長_____の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) センターの施設（センター内のロッジ、工作室、会議室 その他<u>教育委員会</u>の定める施設をいう。以下同じ。）を野外活動その他社会教育に係る学習の用に供すること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、<u>教育委員会</u>がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、<u>市長又は教育委員会</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ<u>市長</u>が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の利用時間等は、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第11条 センターの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の利用時間等は、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第11条 センターの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p>

改正案	現 行
<p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則 若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 (3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別の設備の設置及び変更の禁止)</p> <p>第17条 利用者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は 変更を加えてはならない。ただし、市長 及び指定管理 者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第18条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附 属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた 損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、市長 が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で 定める。</p>	<p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則 若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 (3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別の設備の設置及び変更の禁止)</p> <p>第17条 利用者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は 変更を加えてはならない。ただし、教育委員会及び指定管理 者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第18条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附 属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた 損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、教育委 員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が 定める。</p>

4 寝屋川市立池の里市民交流センター条例（附則第6項関係）

改正案	現 行
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 センターの施設及びその附属設備（以下「センターの 施設等」という。）のうち、体育施設及び多目的室（以下「貸 出施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長 の許可を受けなければならない。ただし、市長</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 センターの施設及びその附属設備（以下「センターの 施設等」という。）のうち、体育施設及び多目的室（以下「貸 出施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育 委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会</p>

改正案	現 行
<p>が適当と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長_____は、第1項の許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可につき条件を付することができる。</p> <p>4 市長_____は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を与えないことができる。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長_____は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長_____の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第6条 市長_____は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターに入館することを禁止し、又はセンターから退館することを命じることができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(体育施設における事業等)</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>が適当と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可につき条件を付することができる。</p> <p>4 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可を与えないことができる。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターに入館することを禁止し、又はセンターから退館することを命じることができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(体育施設における事業等)</p> <p>第7条 (略)</p>

改正案	現 行
<p>2 体育施設を使用することができる者は、10人以上の者で組織する団体とする。ただし、<u>市長</u>が適当と認めたときは、個人又は9人以下の者で組織する団体がこれを使用することができる。</p> <p>(多目的室における事業等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 多目的室を使用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が適当と認めるもの</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、適当と認めたときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第14条 使用者は、貸出施設の使用が終わったとき又は第5条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止又は退去を命じられたときは、その使用した貸出施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第15条 使用者は、貸出施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は目的外に使用してはならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p>	<p>2 体育施設を使用することができる者は、10人以上の者で組織する団体とする。ただし、<u>教育委員会</u>が適当と認めたときは、個人又は9人以下の者で組織する団体がこれを使用することができる。</p> <p>(多目的室における事業等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 多目的室を使用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が適当と認めるもの</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第12条 <u>教育委員会</u>は、適当と認めたときは、使用料を免除することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第14条 使用者は、貸出施設の使用が終わったとき又は第5条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止又は退去を命じられたときは、その使用した貸出施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第15条 使用者は、貸出施設を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は目的外に使用してはならない。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p>

改正案	現 行
<p>(特別の設備の設置等の禁止)</p> <p>第16条 センターの施設等を使用する者は、センターの施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>(特別の設備の設置等の禁止)</p> <p>第16条 センターの施設等を使用する者は、センターの施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

5 寝屋川市立市民体育館条例（附則第7項関係）

改正案	現 行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、<u>市長</u>がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の運営に関する業務のうち、<u>市長</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第5条の2 <u>市長</u>は、寝屋川市において体育館がスポーツに関する施策の総合的な推進及び多様なスポーツの機会の</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、<u>教育委員会</u>がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の運営に関する業務のうち、<u>市長又は教育委員会</u>の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第5条の2 <u>教育委員会</u>は、寝屋川市において体育館がスポーツに関する施策の総合的な推進及び多様なスポーツの機会の</p>

改正案	現 行
<p>確保に重要な役割を担う施設であることに鑑み、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第29号）第6条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれにも該当する団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長_____の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 市長_____は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、あらかじめ市長_____か定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の利用時間又は利用期間については、指定管理者が必要があると認めるときは、市長_____の承認を得てこれを</p>	<p>確保に重要な役割を担う施設であることに鑑み、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成29年寝屋川市条例第29号）第6条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれにも該当する団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、あらかじめ教育委員会か定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用時間等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の利用時間又は利用期間については、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを</p>

改正案	現 行
<p>変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 体育館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u> <u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若 しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則</u> <u>若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別の設備の設置及び変更の禁止)</p> <p>第17条 利用者は、体育館の施設に特別の設備を設け、又は変 更を加えてはならない。ただし、<u>市長</u>及び指定管理者 の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第18条 利用者は、故意又は過失により体育館の施設又は附属 設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損 害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u> <u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第11条 体育館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員</u> <u>会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若 しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則</u> <u>若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別の設備の設置及び変更の禁止)</p> <p>第17条 利用者は、体育館の施設に特別の設備を設け、又は変 更を加えてはならない。ただし、<u>教育委員会</u>及び指定管理者 の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第18条 利用者は、故意又は過失により体育館の施設又は附属 設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損 害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員</u> <u>会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p>

改正案	現 行
<p>(委任) 第19条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u> __で定める。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1 団体利用の場合の利用料金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当するときの利用料金は、当該利用区分に係る利用料金に、当該各号に定める倍数又は割合以内において、指定管理者が<u>市長</u>の承認を得て定める倍数又は割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開館前及び閉館後に準備等で利用する場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 閉館後(午後10時までに限る。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得てこれを変更することができる。) 1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、当該利用施設に係る夜間の利用料金の5割</p> <p>7・8 (略)</p> <p>2 個人利用の場合の利用料金</p> <p>(1) 通常の利用料金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div>	<p>(委任) 第19条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u> __で定める。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <p>1 団体利用の場合の利用料金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 次の各号のいずれかに該当するときの利用料金は、当該利用区分に係る利用料金に、当該各号に定める倍数又は割合以内において、指定管理者が<u>教育委員会</u>の承認を得て定める倍数又は割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 開館前及び閉館後に準備等で利用する場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 閉館後(午後10時までに限る。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得てこれを変更することができる。) 1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、当該利用施設に係る夜間の利用料金の5割</p> <p>7・8 (略)</p> <p>2 個人利用の場合の利用料金</p> <p>(1) 通常の利用料金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</div>

改 正 案	現 行
<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個人利用をすることができる体育館の施設は、大体育室、小体育室、卓球室、柔道場、剣道場、トレーニング室及び指定管理者が市長____の承認を得て指定する場所とする。ただし、トレーニング室は、3歳未満の者及び幼児・児童・生徒は利用することができない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(2) トレーニング室を定期利用する場合の利用料金</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 複数月分（6か月までの分に限る。）の定期券を発行する場合の利用料金は、当該利用時間に対応する利用料金に当該月数を乗じた金額の範囲内で指定管理者が市長____の承認を得て定める額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個人利用をすることができる体育館の施設は、大体育室、小体育室、卓球室、柔道場、剣道場、トレーニング室及び指定管理者が教育委員会の承認を得て指定する場所とする。ただし、トレーニング室は、3歳未満の者及び幼児・児童・生徒は利用することができない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(2) トレーニング室を定期利用する場合の利用料金</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 複数月分（6か月までの分に限る。）の定期券を発行する場合の利用料金は、当該利用時間に対応する利用料金に当該月数を乗じた金額の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>3 (略)</p>

6 寝屋川市文化振興条例（附則第8項関係）

改 正 案	現 行
<p>(寝屋川市文化振興会議の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 会議は、市長____の諮問に応じ、文化の振興に関する重</p>	<p>(寝屋川市文化振興会議の設置)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 会議は、教育委員会の諮問に応じ、文化の振興に関する重</p>

改正案	現 行
<p>要事項について意見を述べるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員は、市民、学識経験を有する者及び関係団体の代表者等のうちから、<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、会議の組織、運営その他必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>要事項について意見を述べるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 委員は、市民、学識経験を有する者及び関係団体の代表者等のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、会議の組織、運営その他必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

7 寝屋川市立地域交流センター条例 (附則第9項関係)

改正案	現 行
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項第1号に定める名称のほか、愛称を定めることができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、<u>市長</u>がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項第1号に定める名称のほか、愛称を定めることができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、<u>教育委員会</u>がその職務を行う。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長_____の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金(附属設備に係るものを除く。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長_____の承認を得て定めるものとする。</p> <p>5 附属設備の利用料金は、規則_____で定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長_____の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 市長_____は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(自転車駐車場の利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ市長_____が定める基準に従い、自転車駐車場の利用料金を免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の利用時間については、指定管理者が必要があると認めるときは、市長_____の承認を得て、これを変更すること</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会の権限に属する事務を除く業務</p> <p>(利用料金の納入)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金(附属設備に係るものを除く。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>5 附属設備の利用料金は、<u>教育委員会規則</u>で定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(利用料金の収入)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>(自転車駐車場の利用料金の減免)</p> <p>第8条 指定管理者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>が定める基準に従い、自転車駐車場の利用料金を免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の利用時間については、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、これを変更すること</p>

改正案	現 行
<p>ができる。 (休館日) 第12条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(利用の制限) 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略) (2) <u>利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則</u>若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 (3)～(7) (略) 2 (略) (附属設備の改造等) 第16条 指定管理者は、<u>市長</u>の承認を得て、附属設備の追加及び改造を行うことができる。</p> <p>(損害賠償義務) 第20条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (委任)</p>	<p>ができる。 (休館日) 第12条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</p> <p>(利用の制限) 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、許可を取り消し、又は利用の中止若しくは退去を命じることができる。</p> <p>(1) (略) (2) <u>利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則</u>若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 (3)～(7) (略) 2 (略) (附属設備の改造等) 第16条 指定管理者は、<u>教育委員会</u>の承認を得て、附属設備の追加及び改造を行うことができる。</p> <p>(損害賠償義務) 第20条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (委任)</p>

改正案	現 行
<p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則 __で定める。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 利用者（自転車駐車場の利用者を除く。）の住所（法人又は事業所にあつては、その事務所の所在地）が寝屋川市の区域外であるときは、当該利用区分に係る利用料金の5割以内において、指定管理者が市長____の承認を得て定める割合を加算した額を利用料金とすることができる。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用区分に係る利用料金（加算のあるときは、加算して算出した利用料金をいう。）の当該各号に定める割合又は当該各号に定める額以内において、指定管理者が市長____の承認を得て定める割合又は額を加算した額を利用料金とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>第21条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 利用者（自転車駐車場の利用者を除く。）の住所（法人又は事業所にあつては、その事務所の所在地）が寝屋川市の区域外であるときは、当該利用区分に係る利用料金の5割以内において、指定管理者が<u>教育委員会</u>の承認を得て定める割合を加算した額を利用料金とすることができる。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用区分に係る利用料金（加算のあるときは、加算して算出した利用料金をいう。）の当該各号に定める割合又は当該各号に定める額以内において、指定管理者が<u>教育委員会</u>の承認を得て定める割合又は額を加算した額を利用料金とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5～7 (略)</p>

8 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例（附則第10項関係）

改正案	現 行
(ギャラリーの事業)	(ギャラリーの事業)

改正案	現 行
<p>第5条 寝屋川市立市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>寝屋川市</u>の主催による文化事業に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>文化活動の振興に資する</u> <u>事業</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、<u>市駅前図書館</u>（ギャラリーを除く。以下この項、第14条第1項及び第15条において同じ。）の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市駅前図書館への入館を拒み、又は市駅前図書館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>市長は、ギャラリーの来観者が次の各号のいずれかに該当するときは、ギャラリーへの入館を拒み、又はギャラリーからの退館を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>他の来観者に著しい迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理上支障があるとき。</u></p> <p>(ギャラリーの使用許可)</p> <p>第7条 ギャラリーを使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>	<p>第5条 寝屋川市立市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>教育委員会</u>の主催による文化事業に関すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>文化活動を振興し、社会教育の推進に必要な事業</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、<u>利用者</u></p> <p>が次の各号のいずれかに該当するときは、市駅前図書館への入館を拒み、又は市駅前図書館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(ギャラリーの使用許可)</p> <p>第7条 ギャラリーを使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第12条 ギャラリーの使用の許可を受けた者は、その使用が終わったとき又は前条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止若しくは退去を命じられたときは、使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 ギャラリーの使用の許可を受けた者は、その施設又はその附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、<u>市駅前図書館の管理</u>に<u>関し必要な事項は教育委員会規則で、ギャラリーの管理に<u>関し必要な事項は規則で、それぞれ定める。</u></u></p>	<p>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第12条 ギャラリーの使用の許可を受けた者は、その使用が終わったとき又は前条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止若しくは退去を命じられたときは、使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 ギャラリーの使用の許可を受けた者は、その施設又はその附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

9 寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例（附則第11項関係）

改正案	現 行
<p>(入館の禁止等)</p> <p>第4条 市長 _____ は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(入館の禁止等)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

10 寝屋川市文化財保護条例（附則第12項関係）

改正案	現 行
<p>(財産権等の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第5条 市長 _____ は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第6条 市長 _____ は、寝屋川市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの又は府条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 市長 _____ は、前項の規定による指定をしようとするとき</p>	<p>(財産権等の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第5条 <u>寝屋川市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、寝屋川市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの又は府条例第7条第1項の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をしようとするとき</p>

改正案	現 行
<p>は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長_____は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、第51条に規定する寝屋川市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 第1項の規定による指定をしたときは、市長_____は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p> <p>（解除）</p> <p>第7条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他規則 _____で定める事由があるときは、市長_____は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の場合には、市長_____は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。</p> <p>5 第2項で準用する前条第4項又は前項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、当該有形文化財の所有者は、速やかに前条第6項に規定する指定書を市長_____に返付しなければならない。</p>	<p>は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、第51条に規定する寝屋川市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p> <p>（解除）</p> <p>第7条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他寝屋川市教育委員会規則（以下「教委規則」という。）で定める事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。</p> <p>5 第2項で準用する前条第4項又は前項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、当該有形文化財の所有者は、速やかに前条第6項に規定する指定書を教育委員会に返付しなければならない。</p>

改正案	現 行
<p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第8条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>規則</u> 及び<u>市長</u> の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに、その旨を<u>市長</u> に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任した場合も、同様とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(所有者又は管理責任者の変更等)</p> <p>第9条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添えて、速やかに、その旨を<u>市長</u> に届け出なければならない。</p> <p>2 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいて行われた<u>市長</u> の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利及び義務を継承するものとする。</p> <p>3 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を<u>市長</u> に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るものであるときは、届出の際に、指定書を添えなければならない。</p> <p>(滅失、損傷等)</p>	<p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第8条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>教委規則</u> 及び<u>教育委員会</u> の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u> に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任した場合も、同様とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(所有者又は管理責任者の変更等)</p> <p>第9条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添えて、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u> に届け出なければならない。</p> <p>2 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいて行われた<u>教育委員会</u> の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利及び義務を継承するものとする。</p> <p>3 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u> に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者に係るものであるときは、届出の際に、指定書を添えなければならない。</p> <p>(滅失、損傷等)</p>

改正案	現 行
<p>第10条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を市長_____に届け出なければならない。</p>	<p>第10条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p>（所在の変更）</p>	<p>（所在の変更）</p>
<p>第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を市長_____に届け出なければならない。ただし、規則_____で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。</p>	<p>第11条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教委規則_____で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。</p>
<p>（修理の届出等）</p>	<p>（修理の届出等）</p>
<p>第12条 （略）</p>	<p>第12条 （略）</p>
<p>2 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を市長_____に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う修理、第15条第2項の規定による勧告又は第17条第1項の規定による許可を受けて行う修理については、この限りでない。</p>	<p>2 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う修理、第15条第2項の規定による勧告又は第17条第1項の規定による許可を受けて行う修理については、この限りでない。</p>
<p>3 市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、市長_____は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言をすることができる。</p>	<p>3 市指定有形文化財を保護するため必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言をすることができる。</p>
<p>（管理又は修理の補助等）</p>	<p>（管理又は修理の補助等）</p>
<p>第13条 （略）</p>	<p>第13条 （略）</p>

改正案	現 行
<p>2 前項の規定により補助金を交付する場合には、<u>市長</u>は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第14条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、寝屋川市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 管理又は修理に関し、この条例又はこれに基づく<u>規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(管理又は修理に関する勧告)</p> <p>第15条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、<u>市長</u>は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、<u>市長</u>は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(有償譲渡の場合の納付金)</p>	<p>2 前項の規定により補助金を交付する場合には、<u>教育委員会</u>は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第14条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、寝屋川市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 管理又は修理に関し、この条例又はこれに基づく<u>教委規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(管理又は修理に関する勧告)</p> <p>第15条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。</p> <p>2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(有償譲渡の場合の納付金)</p>

改正案	現 行
<p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、第1号に掲げる算式により得られた数値に第2号に掲げる算式により得られた年数を乗じて得た金額に相当する金額とする。ただし、第2号に掲げる算式により得られた年数に1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (補助金又は負担金の額) ÷ (補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき市長 _____ が定める耐用年数 (以下この項において「耐用年数」という。))</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第17条 市指定有形文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長 _____ の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号アに掲げる維持の措置の範囲は、規則 _____ で定める。</p> <p>3 市長 _____ は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長 _____ は、当該許可に係る現状の変更若しく</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、第1号に掲げる算式により得られた数値に第2号に掲げる算式により得られた年数を乗じて得た金額に相当する金額とする。ただし、第2号に掲げる算式により得られた年数に1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (補助金又は負担金の額) ÷ (補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数 (以下この項において「耐用年数」という。))</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第17条 市指定有形文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号アに掲げる維持の措置の範囲は、教委規則 _____ で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、当該許可に係る現状の変更若しく</p>

改正案	現 行
<p>は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>	<p>は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>
<p>5 (略) (市長による公開)</p>	<p>5 (略) (教育委員会による公開)</p>
<p>第19条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、6か月以内の期間を限って、市長の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p>	<p>第19条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6か月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項に規定する場合のほか、市長は、市指定有形文化財の所有者から市長の行う公開の用に供するため市指定有形文化財を出品したい旨の申出があった場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。</p>	<p>3 第1項に規定する場合のほか、教育委員会は、市指定有形文化財の所有者から教育委員会の行う公開の用に供するため市指定有形文化財を出品したい旨の申出があった場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。</p>
<p>4 市長は、第1項又は前項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。</p>	<p>4 教育委員会は、第1項又は前項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。</p>
<p>(所有者による公開)</p>	<p>(所有者による公開)</p>
<p>第20条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、3か月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p>	<p>第20条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3か月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p>
<p>2 市長は、前項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p>	<p>2 教育委員会は、前項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p>

改正案	現 行
<p>3・4 (略)</p> <p>(所有者以外のものによる公開)</p> <p>第22条 市指定有形文化財の所有者以外のものがその主催する 展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧 に供しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長 に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、市指定有形文化財を保護するため必要がある と認めるときは、前項の規定による届出に係る公開及び当 該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をす ることができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第23条 市長は、必要があると認めるときは、市指定有 形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文 化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報 告を求めることができる。</p> <p>(指定)</p> <p>第24条 市長は、寝屋川市の区域内に存する無形文化財 (法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定された もの又は府条例第32条第1項の規定により大阪府指定無形文 化財に指定されたものを除く。)のうち寝屋川市にとって重要 なものを寝屋川市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」 という。)に指定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による指定をするに当たっては、 当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(所有者以外のものによる公開)</p> <p>第22条 市指定有形文化財の所有者以外のものがその主催する 展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧 に供しようとするときは、あらかじめ、その旨を教育委員会 に届け出なければならない。</p> <p>2 教育委員会は、市指定有形文化財を保護するため必要な と認めるときは、前項の規定による届出に係る公開及び当 該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をす ることができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第23条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有 形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文 化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報 告を求めることができる。</p> <p>(指定)</p> <p>第24条 教育委員会は、寝屋川市の区域内に存する無形文化財 (法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定された もの又は府条例第32条第1項の規定により大阪府指定無形文 化財に指定されたものを除く。)のうち寝屋川市にとって重要 なものを寝屋川市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」 という。)に指定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、 当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を</p>

改正案	現 行
<p>保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3 <u>市長</u> は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第2項の規定による認定をしたときは、<u>市長</u> は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。</p> <p>7 <u>市長</u> は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認められるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>(解除)</p> <p>第25条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他<u>規則</u> で定める事由があるときは、<u>市長</u> は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 <u>市長</u> は、市指定無形文化財の保持者が支障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときは、その認定を解除することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前項の場合には、<u>市長</u> は、その旨を告示するととも</p>	<p>保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u> は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第2項の規定による認定をしたときは、<u>教育委員会</u> は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。</p> <p>7 <u>教育委員会</u> は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認められるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>(解除)</p> <p>第25条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他<u>教委規則</u> で定める事由があるときは、<u>教育委員会</u> は、その指定を解除することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u> は、市指定無形文化財の保持者が支障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときは、その認定を解除することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 前項の場合には、<u>教育委員会</u> は、その旨を告示するととも</p>

改正案	現 行
<p>に、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。</p> <p>7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、<u>市長</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>（保持者の氏名変更等）</p> <p>第26条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他<u>規則</u>で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。</p> <p>（保存）</p> <p>第27条 <u>市長</u>は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適切な措置を講じることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（保存に関する助言又は勧告）</p>	<p>に、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。</p> <p>7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>（保持者の氏名変更等）</p> <p>第26条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他<u>教委規則</u>で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。</p> <p>（保存）</p> <p>第27条 <u>教育委員会</u>は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適切な措置を講じることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（保存に関する助言又は勧告）</p>

改正案	現 行
<p>第28条 市長 _____ は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。 (公開)</p>	<p>第28条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。 (公開)</p>
<p>第29条 市長 _____ は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2 市長 _____ は、前項の規定による市指定無形文化財の公開に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する費用は、当該公開を市長 _____ が行う場合には寝屋川市の負担とし、それ以外の場合には予算の範囲内でその全部又は一部を寝屋川市の負担とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項の規定により補助金を交付する場合には、市長 _____ は、その条件として公開に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該公開について指揮監督することができる。</p> <p>6・7 (略) (指定)</p>	<p>第29条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による市指定無形文化財の公開に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する費用は、当該公開を教育委員会が行う場合には寝屋川市の負担とし、それ以外の場合には予算の範囲内でその全部又は一部を寝屋川市の負担とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 前項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その条件として公開に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該公開について指揮監督することができる。</p> <p>6・7 (略) (指定)</p>
<p>第30条 市長 _____ は、寝屋川市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの又は府条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち寝屋川</p>	<p>第30条 教育委員会は、寝屋川市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの又は府条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち寝屋川</p>

改正案	現 行
<p>市にとって重要なものを寝屋川市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの又は府条例第38条第1項の規定により大阪府指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2～4 （略） （解除）</p> <p>第31条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合<u>その他規則</u>で定める事由があるときは、<u>市長</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除については、<u>市長</u>は、その旨を告示しなければならない。 （市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出）</p> <p>第32条 市指定有形民俗文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。ただし、その保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合<u>その他規則</u>で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 市指定有形民俗文化財を保護するため必要があると認めるときは、<u>市長</u>は、前項の規定による届出に係る市指定</p>	<p>市にとって重要なものを寝屋川市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの又は府条例第38条第1項の規定により大阪府指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2～4 （略） （解除）</p> <p>第31条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合<u>その他教委規則</u>で定める事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除については、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示しなければならない。 （市指定有形民俗文化財の現状変更等の届出）</p> <p>第32条 市指定有形民俗文化財に関して、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。ただし、その保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である場合<u>その他教委規則</u>で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 市指定有形民俗文化財を保護するため必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、前項の規定による届出に係る市指定</p>

改正案	現行
<p>有形民俗文化財の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(市指定無形民俗文化財の保存)</p> <p>第34条 市長_____は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(市指定無形民俗文化財の記録の公開)</p> <p>第35条 市長_____は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)</p> <p>第36条 市長_____は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>(指定)</p> <p>第37条 市長_____は、寝屋川市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたもの又は府条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定史跡、寝屋川市指定名勝又は寝屋川市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)</p>	<p>有形民俗文化財の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(市指定無形民俗文化財の保存)</p> <p>第34条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(市指定無形民俗文化財の記録の公開)</p> <p>第35条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)</p> <p>第36条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p>(指定)</p> <p>第37条 教育委員会は、寝屋川市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたもの又は府条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち寝屋川市にとって重要なものを寝屋川市指定史跡、寝屋川市指定名勝又は寝屋川市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)</p>

改正案	現 行
<p>に指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(解除)</p> <p>第38条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合<u>その他規則</u>で定める事由があるときは、<u>市長</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理及び復旧)</p> <p>第39条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>規則</u>及び<u>市長</u>の指示に従い、当該市指定史跡名勝天然記念物の管理及び復旧にあたるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(標識等の設置)</p> <p>第40条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、<u>規則</u>に定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。</p> <p>(土地の所在等の異動の届出)</p> <p>第41条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第43条で準用する第8条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、</p>	<p>に指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(解除)</p> <p>第38条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合<u>その他教委規則</u>で定める事由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その指定を解除することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理及び復旧)</p> <p>第39条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、この条例並びにこれに基づく<u>教委規則</u>及び<u>教育委員会</u>の指示に従い、当該市指定史跡名勝天然記念物の管理及び復旧にあたるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(標識等の設置)</p> <p>第40条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、<u>教委規則</u>に定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。</p> <p>(土地の所在等の異動の届出)</p> <p>第41条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第43条で準用する第8条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、</p>

改正案	現 行
<p>市長 _____ に届け出なければならない。 (現状変更等の制限及び原状回復の命令)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 前項の規定により準用する第17条第1項に規定する許可を受けず、又は前項の規定により準用する第17条第3項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、市長 _____ は、原状回復を命じることができる。この場合には、市長 _____ は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(選定等)</p> <p>第44条 市長 _____ は、寝屋川市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの又は府条例第62条第1項の規定により大阪府選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、寝屋川市として保存の措置を講ずる必要があるものを寝屋川市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。</p> <p>2 市長 _____ は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保持することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(解除)</p>	<p>教育委員会に届け出なければならない。 (現状変更等の制限及び原状回復の命令)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 前項の規定により準用する第17条第1項に規定する許可を受けず、又は前項の規定により準用する第17条第3項の規定による許可の条件に従わないで、市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、教育委員会は、原状回復を命じることができる。この場合には、教育委員会は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(選定等)</p> <p>第44条 教育委員会は、寝屋川市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの又は府条例第62条第1項の規定により大阪府選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、寝屋川市として保存の措置を講ずる必要があるものを寝屋川市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保持することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(解除)</p>

改正案	現 行
<p>第45条 市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他規則____で定める事由があるときは、市長____は、その選定を解除することができる。</p> <p>2 市長____は、市選定保存技術の保持者が支障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、又は保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなったと認められるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保持団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項について同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、市長____は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(保存)</p> <p>第47条 市長____は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、当該市選定保存技術について自ら記録の作成又は伝承者の養成その他当該市選定保存技術の保存のため適当な措置を執ることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第45条 市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他教委規則で定める事由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。</p> <p>2 教育委員会は、市選定保存技術の保持者が支障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、又は保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなったと認められるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保持団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項について同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(保存)</p> <p>第47条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、当該市選定保存技術について自ら記録の作成又は伝承者の養成その他当該市選定保存技術の保存のため適当な措置を執ることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(保存に関する指導又は助言)</p> <p>第49条 <u>市長</u> は、市選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>(埋蔵文化財の保護)</p> <p>第50条 <u>市長</u> は、寝屋川市の区域内に存する法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう所有者その他関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 何人も、<u>市長</u> が行う埋蔵文化財の発掘調査その他保護のための措置に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(文化財保護審議会)</p> <p>第51条 文化財に関する<u>市長</u> の諮問に応ずるため、法第190条の規定に基づき審議会を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、<u>規則</u> で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第52条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u> で定める。</p> <p>第54条 第17条又は第43条の規定に違反して、<u>市長</u> の許可を受けず、又はその許可の条件に従わないで市指定有形文</p>	<p>(保存に関する指導又は助言)</p> <p>第49条 <u>教育委員会</u> は、市選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>(埋蔵文化財の保護)</p> <p>第50条 <u>教育委員会</u> は、寝屋川市の区域内に存する法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう所有者その他関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 何人も、<u>教育委員会</u> が行う埋蔵文化財の発掘調査その他保護のための措置に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(文化財保護審議会)</p> <p>第51条 文化財に関する<u>教育委員会</u> の諮問に応ずるため、法第190条の規定に基づき審議会を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、<u>教委規則</u> で定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第52条 この条例の施行について必要な事項は、<u>教委規則</u> で定める。</p> <p>第54条 第17条又は第43条の規定に違反して、<u>教育委員会</u> の許可を受けず、又はその許可の条件に従わないで市指定有形文</p>

改正案	現 行
化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は市長_____の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。	化財又は市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

11 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（附則第13項関係）

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
執行機関	附属機関	担 任 事 務	執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	寝屋川市立市民会館指定管理者選定委員会	指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の候補者の選定についての調査審議に関する事務	市 長	寝屋川市立市民会館指定管理者選定委員会	指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の候補者の選定についての調査審議に関する事務
	寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会			寝屋川市立高齢者福祉センター指定管理者選定委員会	
	寝屋川市営住宅指定管理者選定委員会			寝屋川市営住宅指定管理者選定委員会	
	寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会		寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会	教育委員会	
寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会	寝屋川市野外活動センター指定管理者選定委員会				
寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会	寝屋川市立地域交流センター指定管理者選定委員会				
教育委員会	寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会		寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会		

報告第5号

懲戒処分に関する内申について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和6年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

議案第 7 号

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則及び寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則の一部を改正する等の規則について

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則及び寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則等の一部改正等を行うため、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 26 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定による機構改革の実施に伴い、関係規則の改正等を行うため。

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則及び寝屋川市立
寝屋川市駅前図書館条例施行規則の一部を改正する等の規則

(寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部改正)

第1条 寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則(昭和50年寝屋川市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(課の設置)

第2条 事務局に、次の課を置く。

- (1) 教育政策総務課
- (2) 施設給食課
- (3) 学務課
- (4) 教育指導課
- (5) 社会教育推進課

第3条第1項中「部に部長、室に室長、室及び」を「事務局に部長を、」に改め、同条第2項中「及び教育監」を「、教育監及び次長」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項を同条第3項とし、同条第6項中「部に特定の事務又は特定の室若しくは課を担当する部長を、室及び」を削り、同項を同条第4項とする。

第4条第1項中「所属し若しくは担当する部、室若しくは課の分掌事務又は担当する事務」を「事務局において担任する事務又は当該課の分掌事務若しくは当該課における担当の事務」に改め、同条第10項中「室長及び」及び「又は第6項」を削り、同項を同条第11項とし、同条第7項から同条第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項中「並びに同条第6項の規定により置かれる部長及び課長は、それぞれ上司」を「は、上司」に改め、「部、室又は」を削り、同項を同条第7項とし、同条第3項から同条第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「部長、室長及び課長は、それぞれ上司」を「課長は、上司」に改め、「部、室又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項

を加える。

2 部長は、上司の命を受けて所管する事務を総理する。

第5条の表を次のように改める。

課	事務分掌
教育政策総務課	<ol style="list-style-type: none">(1) 教育行政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。(2) 教育委員会の会議に関すること。(3) 文書及び公印の管守に関すること。(4) 教育委員会の規則その他の規程の公布に関すること。(5) 秘書に関すること。(6) 表彰に関すること。(7) 人事管理に関すること。(8) 教育関係資料の収集に関すること。(9) 学校園の備品台帳の整備及び保管に関すること。(10) 教育費予算及び決算に関すること。(11) 就学援助に関すること。(12) 奨学資金に関すること。(13) 校庭の芝生の管理等に関すること。(14) 情報化に関する施策の推進に関すること。(15) 事務局各課の総合調整に関すること。(16) 事務局内他課の所管に属さないこと。(17) 事務局の庶務に関すること。
施設給食課	<ol style="list-style-type: none">(1) 教育財産の管理の総括に関すること。(2) 学校園施設の将来計画に関すること。(3) 学校園施設の国庫、府補助及び起債に関すること。(4) 学校園施設台帳の整備に関すること。(5) 学校園施設の用途廃止に関すること。(6) 学校園施設の使用許可に関すること。

	<p>(7) 学校園施設設備の保守点検及び簡易修繕に関する こと。</p> <p>(8) 学校園施設の防災に関すること。</p> <p>(9) 学校給食に関すること。</p> <p>(10) 学校給食会に関すること。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、学校園施設及び学校給 食に関すること。</p>
学務課	<p>(1) 通学区域及び適正就学に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の転出入に関すること。</p> <p>(3) 学齢簿の作成及び管理に関すること。</p> <p>(4) 学級編成に関すること。</p> <p>(5) 学校園に係る調査に関すること。</p> <p>(6) 教科書の無償給与事務に関すること。</p> <p>(7) 学校園の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(8) 通学路及び学童交通指導員等通学安全に関するこ と。</p> <p>(9) 学校保健に関すること。</p> <p>(10) 独立行政法人日本スポーツ振興センター及び市立 校園 PTA 協議会安全共済会との連絡調整に関するこ と。</p> <p>(11) 府費負担教職員の人事に関すること。</p> <p>(12) 府費負担教職員の労務管理に関すること。</p> <p>(13) 府費負担教職員の健康管理及び福利厚生に関する こと。</p> <p>(14) 公立幼稚園の運営管理に関すること。</p>
教育指導課	<p>(1) 学校園教育の計画及び指導助言に関すること。</p> <p>(2) 教育課程の内容及び指導に関すること。</p> <p>(3) 教育課程の実施に係る調査統計に関すること。</p> <p>(4) 支援学級の設置計画及び指導助言に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 学級指導及び生徒等指導に関する事。 (6) 学校行事計画その他指導に関する事。 (7) 教科用図書及び教材採択の指導に関する事。 (8) 教育研究会の助成に関する事。 (9) 校長会及び教頭会に関する事。 (10) 学校教材及び教具等の国・府の補助金事務に関する事。 (11) 学校教材及び教具等の購入計画及び指導に関する事。 (12) 人権教育推進についての計画及び指導に関する事。
社会教育推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の推進及び総合調整に関する事。 (2) 社会教育施策の計画及び進行管理に関する事。 (3) 社会教育委員及び社会教育委員の会議に関する事。 (4) 成人教育施策に関する事。 (5) エスポアールに関する事。 (6) 学び館に関する事。 (7) 地域交流スペースに関する事。 (8) 青少年の健全育成に関する事。 (9) 青少年への支援に関する事。 (10) 青少年の居場所に関する事。 (11) 地域・家庭の教育力の向上を図る施策に関する事。 (12) 放課後児童対策に関する事。 (13) 青少年健全育成団体の指導助言に関する事。 (14) 青少年指導員に関する事。 (15) 成人式に関する事。

(寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則の一部改正)

第2条 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則 (平成 24 年寝屋川市教育

委員会規則第 16 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条から第 13 条までを削り、第 14 条を第 5 条とし、第 15 条を第 6 条とし、第 16 条を第 7 条とする。

(寝屋川市スポーツ推進委員に関する規則等の廃止)

第 3 条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 寝屋川市スポーツ推進委員に関する規則 (昭和 37 年寝屋川市教育委員会規則第 19 号)
- (2) 寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例施行規則 (昭和 56 年寝屋川市教育委員会規則第 4 号)
- (3) 寝屋川市文化財保護条例施行規則 (平成 9 年寝屋川市教育委員会規則第 1 号)
- (4) 寝屋川市野外活動センター条例施行規則 (平成 16 年寝屋川市教育委員会規則第 15 号)
- (5) 寝屋川市立池の里市民交流センター条例施行規則 (平成 18 年寝屋川市教育委員会規則第 12 号)
- (6) 寝屋川市立市民体育館条例施行規則 (平成 19 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号)
- (7) 寝屋川市文化振興会議規則 (平成 22 年寝屋川市教育委員会規則第 3 号)
- (8) 寝屋川市立地域交流センター条例施行規則 (平成 22 年寝屋川市教育委員会規則第 5 号)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則 (以下この項において「新規則」という。)の施行の際、現に同条の規定による改正前の寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に規定する次表左欄に掲げる課の課長、課長代理、係長若しくは副係長に命ぜられている者又は同表左欄に掲げる課に勤務を命ぜられている者は、別段の発令が行われな

い限り、新規則の施行の日において、それぞれ、新規則に規定する同表右欄に掲げる課の課長、課長代理、係長若しくは副係長に命ぜられ、又は同表右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

左欄		右欄
部	課	課
学校教育部	教育政策総務課	教育政策総務課
	施設給食課	施設給食課
	学務課	学務課
	教育指導課	教育指導課
社会教育部	社会教育課	社会教育推進課
	青少年課	

(寝屋川市教育委員会公印規則の一部改正)

3 寝屋川市教育委員会公印規則(昭和44年寝屋川市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「学校教育部教育政策総務課長(以下「教育政策総務課長」という。)」を「教育政策総務課長」に改める。

第13条中「学校教育部教育政策総務課(以下「教育政策総務課」という。)」を「教育政策総務課」に改め、同条第3号中「(第1号様式)」を「(別記様式)」に改める。

第19条中「学校教育部長」を「教育委員会事務局部長」に改める。

第1号様式を次のように改める。

別記様式(第13条関係)



(寝屋川市立図書館処務規則の一部改正)

- 4 寝屋川市立図書館処務規則(昭和45年寝屋川市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第20号を削る。

(寝屋川市教育委員会の後援に関する規則の一部改正)

- 5 寝屋川市教育委員会の後援に関する規則(昭和46年寝屋川市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、文化」を削る。

第7条中「学校教育部長」を「教育委員会事務局部長」に改める。

(寝屋川市校区問題審議会規則の一部改正)

- 6 寝屋川市校区問題審議会規則(昭和49年寝屋川市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第6条中「学校教育部教育政策総務課」を「教育委員会事務局教育政策総務課」に改める。

(寝屋川市社会教育委員会議規則の一部改正)

- 7 寝屋川市社会教育委員会議規則(昭和59年寝屋川市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条中「社会教育部社会教育課」を「教育委員会事務局社会教育推進課」に改める。

(寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正)

- 8 寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則(昭和61年寝屋川市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「、室長」を削る。

(寝屋川市立学校施設目的外使用規則の一部改正)

- 9 寝屋川市立学校施設目的外使用規則(平成元年寝屋川市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第12条中「学校教育部長」を「教育委員会事務局部長」に改める。

(寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部改正)

- 10 寝屋川市立幼稚園条例施行規則(平成4年寝屋川市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第 18 条中「学校教育部長」を「教育委員会事務局部長」に改める。

(寝屋川市立エスポール条例施行規則の一部改正)

- 11 寝屋川市立エスポール条例施行規則（平成 20 年寝屋川市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 5 号中「社会教育部における部長」を「教育委員会事務局部長」に改める。

(寝屋川市教育財産管理規則の一部改正)

- 12 寝屋川市教育財産管理規則（平成 24 年寝屋川市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「の属する部の長」を「を担当する部長」に改める。

第 6 条中「部の事務」を「当該部長が所管する事務」に、「部の所管」を「部長の所管」に、「部の長」を「部長」に改める。

第 7 条第 4 項中「部の長」を「部長」に改める。

第 23 条中「学校教育部長」を「教育委員会事務局部長」に改める。

(寝屋川市立小・中学校結核対策委員会規則の一部改正)

- 13 寝屋川市立小・中学校結核対策委員会規則（平成 25 年寝屋川市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「学校教育部学務課」を「教育委員会事務局学務課」に改める。

(寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部改正)

- 14 寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成 25 年寝屋川市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「学校教育部教育指導課」を「教育委員会事務局教育指導課」に改める。

(寝屋川市教育支援委員会規則の一部改正)

- 15 寝屋川市教育支援委員会規則（平成 25 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「教育監」を「教育委員会事務局教育監」に改め、同項第 5 号中「学校教育部学務課における課長」を「教育委員会事務局学務課長」に改め、同項第 6 号中「学校教育部教育指導課における課長」を「教育委員会事務局教育指導課長」に改める。

第8条中「学校教育部教育指導課」を「教育委員会事務局教育指導課」に改める。

(寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会規則の一部改正)

- 16 寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会規則（平成25年寝屋川市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第8条中「社会教育部中央図書館」を「寝屋川市立中央図書館」に改める。

(寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則の一部改正)

- 17 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則（平成27年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「社会教育部青少年課」を「教育委員会事務局社会教育推進課」に改める。

(寝屋川市立学び館条例施行規則の一部改正)

- 18 寝屋川市立学び館条例施行規則（平成27年寝屋川市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「社会教育部における部長」を「教育委員会事務局部長」に改める。

(寝屋川市いじめ問題対策委員会規則の一部改正)

- 19 寝屋川市いじめ問題対策委員会規則（平成28年寝屋川市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「学校教育部教育指導課」を「教育委員会事務局教育指導課」に改める。

(寝屋川市立小・中学校教職員安全衛生管理規則の一部改正)

- 20 寝屋川市立小・中学校教職員安全衛生管理規則（平成29年寝屋川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 教育委員会事務局教育監（学務課担当）
- (2) 教育委員会事務局学務課長

第17条中「学校教育部学務課」を「教育委員会事務局学務課」に改める。

(寝屋川市総合教育研修センター処務規則の一部改正)

- 21 寝屋川市総合教育研修センター処務規則（平成31年寝屋川市教育委員会規

則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「又は室」を削る。

(寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則の一部改正)

22 寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則(平成31年寝屋川市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「社会教育部長」を「教育委員会事務局部長」に改める。

(寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の一部改正)

23 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則(令和2年寝屋川市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第12号から第15号までを次のように改める。

- (12) 教育委員会事務局学務課の課長
- (13) 教育委員会事務局教育指導課の課長
- (14) 教育委員会事務局社会教育推進課の課長
- (15) 寝屋川市立中央図書館の館長

第9条中「社会教育部中央図書館」を「寝屋川市立中央図書館」に改める。

(寝屋川市立地域交流スペース条例施行規則の一部改正)

24 寝屋川市立地域交流スペース条例施行規則(令和5年寝屋川市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条中「教育委員会事務局社会教育部長」を「教育委員会事務局部長」に改める。

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則及び寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則の一部を改正する等の規則

No.1

1 寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（第1条関係）

改 正 案	現 行																											
<p>(_____ 課の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の _____ 課を置く。</p> <p>(1) 教育政策総務課</p> <p>(2) 施設給食課</p> <p>(3) 学務課</p> <p>(4) 教育指導課</p> <p>(5) 社会教育推進課</p>	<p>(部、室及び課の設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の部、室及び課を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部</th> <th style="width: 33%;">室</th> <th style="width: 33%;">課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">学校教育部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">教育政策総務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">施設給食課</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">学務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">教育指導課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">社会教育部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">社会教育課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化スポーツ室</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">青少年課</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる施設は、それぞれ同表の右欄に定める部又は室に属するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設</th> <th style="width: 50%;">部・室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総合教育研修センター</td> <td style="text-align: center;">学校教育部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中央図書館（分館を含む。）</td> <td style="text-align: center;">社会教育部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">埋蔵文化財資料館</td> <td style="text-align: center;">社会教育部文化スポーツ室</td> </tr> </tbody> </table>	部	室	課	学校教育部		教育政策総務課		施設給食課		学務課		教育指導課	社会教育部		社会教育課	文化スポーツ室			青少年課	施設	部・室	総合教育研修センター	学校教育部	中央図書館（分館を含む。）	社会教育部	埋蔵文化財資料館	社会教育部文化スポーツ室
部	室	課																										
学校教育部		教育政策総務課																										
		施設給食課																										
		学務課																										
		教育指導課																										
社会教育部		社会教育課																										
	文化スポーツ室																											
		青少年課																										
施設	部・室																											
総合教育研修センター	学校教育部																											
中央図書館（分館を含む。）	社会教育部																											
埋蔵文化財資料館	社会教育部文化スポーツ室																											

(職の設置)

第3条 事務局に部長、_____ 課に課長を置く。

2 事務局に教育次長、理事、教育監及び次長を置くことができる。

(削る)

(削る)

3 課に課長代理、係長及び副係長を置くことができる。

4 _____ 課に特定の事務を担当する課長を置くことができる。

(職務)

第4条 前条各項の規定により設置する職に命ぜられた者(以下「役付者」という。)は、事務局において担任する事務又は当該課の分掌事務若しくは当該課における担当の事務に関し、その執行状況を常に把握し、随時上司に報告し、必要な指示を受けて、処理をし、又は所属し若しくは当該事務に従事する職員を指揮監督する。

2 部長は、上司の命を受けて所管する事務を総理する。

3 _____ 課長は、上司の命を受けて所属の分掌事務を掌理し、当該事務に関し他の_____ 課との調整を行い、所属職員を指導教育し、人材育成に努める。

4 教育次長は、教育長を補佐し、局務を整理する。

5 理事は、上司の命を受け、市教育行政のうち特に重要な特定の事務を掌理する。

6 教育監は、上司の命を受け、学校教育及び教職員に係る事

(職の設置)

第3条 部に部長、室に室長、室及び課に課長を置く。

2 事務局に教育次長、理事及び教育監 _____ を置くことができる。

3 部に次長を置くことができる。

4 室に次長、課長代理、係長及び副係長を置くことができる。

5 課に課長代理、係長及び副係長を置くことができる。

6 部に特定の事務又は特定の室若しくは課を担当する部長を、室及び課に特定の事務を担当する課長を置くことができる。

(職務)

第4条 前条各項の規定により設置する職に命ぜられた者(以下「役付者」という。)は、所属し若しくは担当する部、室若しくは課の分掌事務又は担当する事務 _____に関し、その執行状況を常に把握し、随時上司に報告し、必要な指示を受けて、処理をし、又は所属し若しくは当該事務に従事する職員を指揮監督する。

(新設)

2 部長、室長及び課長は、それぞれ上司の命を受けて所属の分掌事務を掌理し、当該事務に関し他の部、室又は課との調整を行い、所属職員を指導教育し、人材育成に努める。

3 教育次長は、教育長を補佐し、局務を整理する。

4 理事は、上司の命を受け、市教育行政のうち特に重要な特定の事務を掌理する。

5 教育監は、上司の命を受け、学校教育及び教職員に係る事

務を掌理する。

7 前条第4項の規定により置かれる課長_____

_____は、上司の命を受けて担当の事務を掌理し、当該事務に関し他の_____課との調整を行い、当該事務を担当する職員を指導教育し、人材育成に努める。

8 次長及び課長代理は、それぞれ上司の命を受けて所属の分掌事務又は担当の事務を掌理し、それぞれの長を補佐し、長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 係長は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、当該事務に関し、調査、研究及び企画立案を行い、上司を補佐し、上司と協力して当該事務を担当する職員を指導教育するとともに、その他の事務に従事する。

10 副係長は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。

11 役付者を除く所属職員の配置は部長が、当該所属職員の事務分担は所属長（_____課長（前条第1項の規定により置かれる課長をいい、同条第4項_____の規定により置かれる課長を除く。）をいう。）が定める。

（分掌事務）

第5条（略）

課	事務分掌
教育政策総務課	(1)~(14) (略)
	(15) 事務局各課_____の総合調整に関すること。

務を掌理する。

6 前条第4項の規定により置かれる課長並びに同条第6項

の規定により置かれる部長及び課長は、それぞれ上司の命を受けて担当の事務を掌理し、当該事務に関し他の部、室又は課との調整を行い、当該事務を担当する職員を指導教育し、人材育成に努める。

7 次長及び課長代理は、それぞれ上司の命を受けて所属の分掌事務又は担当の事務を掌理し、それぞれの長を補佐し、長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 係長は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、当該事務に関し、調査、研究及び企画立案を行い、上司を補佐し、上司と協力して当該事務を担当する職員を指導教育するとともに、その他の事務に従事する。

9 副係長は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。

10 役付者を除く所属職員の配置は部長が、当該所属職員の事務分担は所属長（室長及び課長（前条第1項の規定により置かれる課長をいい、同条第4項又は第6項の規定により置かれる課長を除く。）をいう。）が定める。

（分掌事務）

第5条（略）

部	室	課	事務分掌
学校教 育部		教育政 策総務 課	(1)~(14) (略) (15) 教育委員会事務局各部及び部内の総合調整に関すること。

	(16) 事務局内他課の所管に属さないこと。 (17) 事務局の庶務に関すること。			(16) 部中他課の所管に属さないこと。 (17) 部の庶務に関すること。
施設給食課	(1)~(11) (略)		施設給食課	(1)~(11) (略)
学務課	(1)~(14) (略)		学務課	(1)~(14) (略)
教育指導課	(1)~(12) (略)		教育指導課	(1)~(12) (略)
社会教育推進課	(1) 生涯学習の推進及び総合調整に関すること。 (2) 社会教育施策の計画及び進行管理に関すること。 (3) 社会教育委員及び社会教育委員の会議に関すること。 (4) 成人教育施策に関すること。 (5) エスポアールに関すること。 (6) 学び館に関すること。 (7) 地域交流スペースに関すること。 (8) 青少年の健全育成に関すること。 (9) 青少年への支援に関すること。 (10) 青少年の居場所に関すること。 (11) 地域・家庭の教育力の向上を図る施策に関すること。 (12) 放課後児童対策に関すること。 (13) 青少年健全育成団体の指導助言に関すること。	社会教育部	社会教育課	(1) 生涯学習の推進及び総合調整に関すること。 (2) 社会教育施策の計画及び進行管理に関すること。 (3) 社会教育委員及び社会教育委員の会議に関すること。 (4) 成人教育施策に関すること。 (5) エスポアールに関すること。 (6) 学び館に関すること。 (7) 地域交流スペースに関すること。 (8) 部内の総合調整に関すること。 (9) 部中他課の所管に属さないこと。 (10) 部の庶務に関すること。
			文化スポーツ室	(1) 文化・芸術・体育・スポーツの振興に関すること。 (2) 文化・芸術・体育・スポーツの施設整備計画に関すること。

<p>と。</p> <p>(14) <u>青少年指導員に関すること。</u></p> <p>(15) <u>成人式に関すること。</u></p>	
<p>(3) <u>文化・芸術・体育・スポーツの調査研究及び資料収集に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文化財に関すること。</u></p> <p>(5) <u>埋蔵文化財の保護及び調査に関すること。</u></p> <p>(6) <u>スポーツ推進委員及びスポーツリーダーに関すること。</u></p> <p>(7) <u>各種スポーツ施設の利用に関すること。</u></p> <p>(8) <u>池の里市民交流センターに関すること。</u></p> <p>(9) <u>地域交流センターに関すること。</u></p> <p>(10) <u>市民体育館に関すること。</u></p> <p>(11) <u>野外活動センターに関すること。</u></p>	<p>青少年課</p>
	<p>(1) <u>青少年の健全育成に関すること。</u></p> <p>(2) <u>青少年への支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>青少年の居場所に関すること。</u></p> <p>(4) <u>地域・家庭の教育力の向上を図る施策に関すること。</u></p> <p>(5) <u>放課後児童対策に関すること。</u></p> <p>(6) <u>青少年健全育成団体の指導助言に関すること。</u></p> <p>(7) <u>青少年指導員に関すること。</u></p> <p>(8) <u>成人式に関すること。</u></p>

2 寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例施行規則（第2条関係）

改正案	現 行
(削る)	<p>(ギャラリーの使用許可の申請)</p> <p><u>第5条 条例第7条第1項の規定により寝屋川市立市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、市民ギャラリー使用許可申請書に所要の事項を記載し、教育委員会に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する申請は、次の各号に掲げる使用期間の区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 木曜日を搬入日とし、金曜日から翌週の水曜日までの6日間使用する場合 使用しようとする日の属する月の1年前の初日</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる期間以外の期間 使用しようとする日の属する月の11か月前の日の初日</u></p> <p><u>3 第1項に規定する申請の受付は、第3条に規定する市駅前図書館の開館時間（第4条に規定する休館日を除く。）に行うものとする。</u></p>
(削る)	<p>(ギャラリーの使用許可の決定)</p> <p><u>第6条 教育委員会は、使用許可を行うことを決定したときは、市民ギャラリー使用許可書（以下「使用許可書」という。）を、当該申請を行った者に交付する。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、使用許可を行わないことを決定したときは、その理由を添えて当該申請を行った者に通知する。</u></p>

改正案	現 行
(削る)	<p><u>3 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に際しては、使用許可書を提示しなければならない。</u> <u>(ギャラリーの使用料の徴収)</u></p> <p><u>第7条 使用料は、前条第1項の使用許可書を交付する際に徴収する。</u> <u>(ギャラリーの使用許可の変更)</u></p>
(削る)	<p><u>第8条 使用者は、条例第7条第1項後段の規定により使用許可を受けた事項の変更を受けようとするときは、市民ギャラリー使用許可変更申請書に使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、使用許可の変更を許可するときは、駅前図書館ギャラリー使用変更許可書(以下「変更許可書」という。)により、当該申請を行った者に通知する。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、使用許可の変更を許可しないことを決定したときは、その理由を添えて当該申請を行った者に通知する。</u></p> <p><u>4 変更許可を受けた者は、既納の使用料が当該変更後の使用料に満たないときは、その差額を、変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。</u></p> <p><u>5 教育委員会は、既納の使用料が当該変更後の使用料を超えるときは、条例第10条第2項ただし書の規定により、その差額を変更許可書を交付する際に還付するものとする。</u> <u>(使用許可の取消しの申出)</u></p>
(削る)	<p><u>第9条 使用者は、使用許可の取消しを受けようとするときは、使用許可書を添えて、教育委員会に申し出なければならない</u></p>

改正案	現 行
(削る)	<p><u>ない。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第10条 第8条第5項に定めるもののほか、条例第10条第2項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその還付する額は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用できない場合</u> <u>使用できなかった日数に1日当たりの使用料を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めた場合 教育委員会が必要と認めた額</u></p>
(削る)	<p><u>(使用者の遵守事項)</u></p> <p><u>第11条 使用者は、ギャラリーを使用する際は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 使用許可を受けた期間については、責任者を置いて展示作品の監視等を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 火気を使用しないこと。</u></p> <p><u>(3) 使用許可を受けた目的以外にギャラリーを使用しないこと。</u></p> <p><u>(4) 附属設備をギャラリー及び市駅前図書館の外に持ち出さないこと。</u></p> <p><u>(5) 使用許可に係る施設以外の施設又はその附属設備を使用しないこと。</u></p> <p><u>(6) 指定の場所以外でポスター等の掲示をしないこと。</u></p> <p><u>(7) 指定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p><u>(8) 使用が終わったとき、又は条例第11条第1項の規定に</u></p>

改正案	現 行
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(入館者の義務) 第5条 (略) (汚損等の報告) 第6条 (略) (委任等) 第7条 (略)</p>	<p><u>より使用許可の取消しを受けたときは、使用した施設及び附属設備を速やかに原状に回復すること。</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。</u> <u>(ギャラリーの使用報告)</u></p> <p><u>第12条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに市民ギャラリー使用報告書を教育委員会に提出しなければならない。条例第11条第1項の規定により許可を取り消され、又は使用の中止若しくは退去を命じられたときも、同様とする。</u></p> <p><u>(免責事項)</u></p> <p><u>第13条 寝屋川市は、使用者の展示作品又は使用者が準備した附属設備が災害、盗難等により損傷し、又は滅失した場合であっても、損害賠償の責めを負わない。</u></p> <p>(入館者の義務) 第14条 (略) (汚損等の報告) 第15条 (略) (委任等) 第16条 (略)</p>

3 寝屋川市教育委員会公印規則 (附則第3項関係)

改正案	現 行
<p>(公印台帳) 第7条 _____ 教育政策総務課長 _____ は、公印台帳を備え、すべての公印を登録し、</p>	<p>(公印台帳) 第7条 <u>学校教育部教育政策総務課長</u> (以下「<u>教育政策総務課長</u>」という。) は、公印台帳を備え、すべての公印を登録し、</p>

4 寝屋川市立図書館処務規則（附則第4項関係）

改正案	現行
<p>（中央図書館の所掌事務）</p> <p>第4条 中央図書館の所掌する事務は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>（中央図書館の所掌事務）</p> <p>第4条 中央図書館の所掌する事務は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 市民ギャラリーに関すること。</p>

5 寝屋川市教育委員会の後援に関する規則（附則第5項関係）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 教育_____の振興に寄与することを目的とした事業の開催者は、当該事業につき、寝屋川市教育委員会の後援（以下「後援」という。）を受けることができる。</p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p>（文書等の様式）</p> <p>第7条 この規則に定める文書等の様式は、<u>教育委員会事務局</u>部長が定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 教育、文化の振興に寄与することを目的とした事業の開催者は、当該事業につき、寝屋川市教育委員会の後援（以下「後援」という。）を受けることができる。</p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p>（文書等の様式）</p> <p>第7条 この規則に定める文書等の様式は、<u>学校教育部長</u>が定める。</p>

6 寝屋川市校区問題審議会規則（附則第6項関係）

改正案	現行
<p>（庶務）</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局教育政策総務課</u>において行う。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>学校教育部教育政策総務課</u>において行う。</p>

7 寝屋川市社会教育委員会議規則（附則第7項関係）

改正案	現行
(庶務) 第7条 会議の庶務は、 <u>教育委員会事務局社会教育推進課</u> で行う。	(庶務) 第7条 会議の庶務は、 <u>社会教育部社会教育課</u> で行う。

8 寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則（附則第8項関係）

改正案	現行								
別表（第2条関係） <table border="1"> <tr> <td>補職名</td> <td>教育次長、理事、部長、教育監、次長____、課長、所長、館長、課長代理、所長代理、館長代理、園長、園長代理、分館長、係長、副係長、指導主事、専門員</td> </tr> <tr> <td>職務名</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	補職名	教育次長、理事、部長、教育監、次長____、課長、所長、館長、課長代理、所長代理、館長代理、園長、園長代理、分館長、係長、副係長、指導主事、専門員	職務名	(略)	別表（第2条関係） <table border="1"> <tr> <td>補職名</td> <td>教育次長、理事、部長、教育監、次長、<u>室長</u>、課長、所長、館長、課長代理、所長代理、館長代理、園長、園長代理、分館長、係長、副係長、指導主事、専門員</td> </tr> <tr> <td>職務名</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	補職名	教育次長、理事、部長、教育監、次長、 <u>室長</u> 、課長、所長、館長、課長代理、所長代理、館長代理、園長、園長代理、分館長、係長、副係長、指導主事、専門員	職務名	(略)
補職名	教育次長、理事、部長、教育監、次長____、課長、所長、館長、課長代理、所長代理、館長代理、園長、園長代理、分館長、係長、副係長、指導主事、専門員								
職務名	(略)								
補職名	教育次長、理事、部長、教育監、次長、 <u>室長</u> 、課長、所長、館長、課長代理、所長代理、館長代理、園長、園長代理、分館長、係長、副係長、指導主事、専門員								
職務名	(略)								

9 寝屋川市立学校施設目的外使用規則（附則第9項関係）

改正案	現行
(文書等の様式) 第12条 この規則に定める文書等の様式は、 <u>教育委員会事務局</u> 部長が定める。	(文書等の様式) 第12条 この規則に定める文書等の様式は、 <u>学校教育部長</u> が定める。

10 寝屋川市立幼稚園条例施行規則（附則第10項関係）

改正案	現行
(委任等)	(委任等)

改正案	現 行
第18条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則について必要な事項は、 <u>教育委員会事務局</u> 部長が定める。	第18条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則について必要な事項は、 <u>学校教育部長</u> が定める。

11 寝屋川市立エスポアール条例施行規則（附則第11項関係）

改正案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が指定し、又は任命する。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) <u>教育委員会事務局</u>部長</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が指定し、又は任命する。</p> <p>(1)～(4)</p> <p>(5) <u>社会教育部</u>における部長</p>

12 寝屋川市教育財産管理規則（附則第12項関係）

改正案	現 行
<p>(教育財産に関する事務の分掌)</p> <p>第3条 教育財産の管理に関する事務（以下「教育財産管理事務」という。）は、当該財産を公用又は公共用に供する事務又は事業を所管する課等（以下「所管課等」という。）を<u>担当する部長</u>（以下「所管部長」という。）が行うものとする。</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(組織変更に伴う所管換え)</p> <p>第6条 所管部長は、<u>当該部長が所管する事務・事業の全部又は一部が教育委員会事務局の他の部長の所管に属することとなったときは</u>、直ちにその事務・事業の用に供する教育財産を、<u>当該他の部長</u>に所管換えしなければならない。</p> <p>(引継ぎの手続等)</p>	<p>(教育財産に関する事務の分掌)</p> <p>第3条 教育財産の管理に関する事務（以下「教育財産管理事務」という。）は、当該財産を公用又は公共用に供する事務又は事業を所管する課等（以下「所管課等」という。）の<u>属する部の長</u>（以下「所管部長」という。）が行うものとする。</p> <p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(組織変更に伴う所管換え)</p> <p>第6条 所管部長は、<u>部の事務</u>・事業の全部又は一部が教育委員会事務局の他の<u>部の所管</u>に属することとなったときは、直ちにその事務・事業の用に供する教育財産を、<u>当該他の部の長</u>に所管換えしなければならない。</p> <p>(引継ぎの手続等)</p>

改正案	現 行
第7条 (略) 2～3 (略) 4 前3項の規定は、第6条の規定により教育財産を教育委員会事務局の他の <u>部長</u> に所管換えする場合について準用する。 第8条～第22条 (略) (文書等の様式) 第23条 この規則に定める文書等の様式は、 <u>教育委員会事務局部長</u> が定める。	第7条 (略) 2～3 (略) 4 前3項の規定は、第6条の規定により教育財産を教育委員会事務局の他の <u>部の長</u> に所管換えする場合について準用する。 第8条～第22条 (略) (文書等の様式) 第23条 この規則に定める文書等の様式は、 <u>学校教育部長</u> が定める。

13 寝屋川市立小・中学校結核対策委員会規則 (附則第13項関係)

改正案	現 行
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局学務課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>学校教育部学務課</u> において処理する。

14 寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則 (附則第14項関係)

改正案	現 行
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局教育指導課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>学校教育部教育指導課</u> において処理する。

15 寝屋川市教育支援委員会規則 (附則第15項関係)

改正案	現 行
(組織) 第2条 (略)	(組織) 第2条 (略)

改正案	現 行
2 (略) (1)~(3) (略) (4) <u>教育委員会事務局教育監</u> 1人 (5) <u>教育委員会事務局学務課長</u> 1人 (6) <u>教育委員会事務局教育指導課長</u> 1人 (7)~(8) (略) 第3条~第7条 (略) (庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局教育指導課</u> において処理する。	2 (略) (1)~(3) (略) (4) <u>教育監</u> 1人 (5) <u>学校教育部学務課</u> における課長 1人 (6) <u>学校教育部教育指導課</u> における課長 1人 (7)~(8) (略) 第3条~第7条 (略) (庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>学校教育部教育指導課</u> において処理する。

16 寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会規則 (附則第16項関係)

改正案	現 行
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>寝屋川市立中央図書館</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>社会教育部中央図書館</u> において処理する。

17 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則 (附則第17項関係)

改正案	現 行
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局社会教育推進課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>社会教育部青少年課</u> において処理する。

18 寝屋川市立学び館条例施行規則（附則第18項関係）

改正案	現行
(組織) 第2条 (略) 2 (略) (1)~(4) (略) (5) <u>教育委員会事務局部長</u>	(組織) 第2条 (略) 2 (略) (1)~(4) (略) (5) <u>社会教育部における部長</u>

19 寝屋川市いじめ問題対策委員会規則（附則第19項関係）

改正案	現行
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局教育指導課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>学校教育部教育指導課</u> において処理する。

20 寝屋川市立小・中学校教職員安全衛生管理規則（附則第20項関係）

改正案	現行
(寝屋川市立小・中学校安全衛生協議会) 第14条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) <u>教育委員会事務局教育監(学務課担当)</u> (2) <u>教育委員会事務局学務課長</u> (3) (略) 第15条~第16条 (略) (協議会の庶務) 第17条 協議会の庶務は、 <u>教育委員会事務局学務課</u> において処理する。	(寝屋川市立小・中学校安全衛生協議会) 第14条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) <u>教育監(学校教育部学務課担当)</u> (2) <u>学校教育部学務課長</u> (3) (略) 第15条~第16条 (略) (協議会の庶務) 第17条 協議会の庶務は、 <u>学校教育部学務課</u> において処理する。

21 寝屋川市総合教育研修センター処務規則（附則第 21 項関係）

改正案	現 行
<p>(職務)</p> <p>第 3 条 所長は、上司の命を受けてセンターの業務を掌理し、教育委員会事務局の課_____との調整を行い、所属職員を指揮監督するとともに、指導教育し、人材育成に努める。</p> <p>2 課長は、上司の命を受けてセンターの業務のうち所長が指定する特定の業務を掌理し、当該事務に関し、教育委員会事務局の課_____との調整を行い、当該業務に関する事務を担当する職員を指揮監督するとともに、指導教育し、人材育成に努める。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(職務)</p> <p>第 3 条 所長は、上司の命を受けてセンターの業務を掌理し、教育委員会事務局の課又は室との調整を行い、所属職員を指揮監督するとともに、指導教育し、人材育成に努める。</p> <p>2 課長は、上司の命を受けてセンターの業務のうち所長が指定する特定の業務を掌理し、当該事務に関し、教育委員会事務局の課又は室との調整を行い、当該業務に関する事務を担当する職員を指揮監督するとともに、指導教育し、人材育成に努める。</p> <p>3～6 (略)</p>

22 寝屋川市立青少年の居場所条例施行規則（附則第 22 項関係）

改正案	現 行
<p>(委任等)</p> <p>第 7 条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、教育委員会事務局部長が定める。</p>	<p>(委任等)</p> <p>第 7 条 この規則に定める文書等の様式及びこの規則の施行について必要な事項は、社会教育部長_____が定める。</p>

23 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則（附則第 23 項関係）

改正案	現 行
<p>(委員)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 教育委員会事務局学務課の課長</p> <p>(13) 教育委員会事務局教育指導課の課長</p> <p>(14) 教育委員会事務局社会教育推進課の課長</p>	<p>(委員)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 学校教育部学務課_____の課長</p> <p>(13) 学校教育部教育指導課_____の課長</p> <p>(14) 社会教育部社会教育課_____の課長</p>

改正案	現 行
<p>(15) <u>寝屋川市立中央図書館の館長</u> 第4条～第8条 (略) (庶務) 第9条 委員会の庶務は、<u>寝屋川市立中央図書館</u>において処理する。</p>	<p>(15) <u>社会教育部中央図書館長</u> 第4条～第8条 (略) (庶務) 第9条 委員会の庶務は、<u>社会教育部中央図書館</u>において処理する。</p>

24 寝屋川市立地域交流スペース条例施行規則（附則第24項関係）

改正案	現 行
<p>(書面の様式) 第6条 この規則の施行に関し必要な書面の様式は、<u>教育委員会事務局部長</u>が定める。 (委任) 第7条 この規則に定めるもののほか、地域交流スペースの管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会事務局部長</u>が定める。</p>	<p>(書面の様式) 第6条 この規則の施行に関し必要な書面の様式は、<u>教育委員会事務局社会教育部長</u>が定める。 (委任) 第7条 この規則に定めるもののほか、地域交流スペースの管理に関し必要な事項は、<u>教育委員会事務局社会教育部長</u>が定める。</p>

議案第 8 号

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 26 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定による機構改革の実施に伴い、関係規程の改正を行うため。

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱
規程の一部を改正する規程

(寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 寝屋川市教育委員会事務決裁規程(昭和49年寝屋川市教育委員会規程
第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号及び第5号中「、室長」を削り、同条第2項を削る。

第3条を削る。

第4条第2項中「第3条第5項」を「第3条第4項」に改め、同条を第3条
とし、第5条を第4条とする。

第6条第1項第1号中「学校教育部長」を「部長(教育政策総務課を担当す
る部長とする。次号から第4号までにおいて同じ。)」に改め、同項第2号から
第4号までの規定中「学校教育部長」を「部長」に改め、同項第5号中「部課
等」を「課」に改め、「又は室長」を削り、同条を第5条とする。

第7条第2項中「若しくは担当する部長」を削り、同条を第6条とする。

第8条中「(特定事務担当部長を含む。以下この条において同じ。)」及び「(室
に置かれる次長を除く。次項において同じ。)」を削り、同条ただし書を削り、
同条第2項中「(その事務が室長の所管するものであるときは、室長)」を削り、
同条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

(寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第2条 寝屋川市教育委員会文書取扱規程(昭和60年寝屋川市教育委員会規程
第1号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

課等	文書記号
教育政策総務課	教総
施設給食課	教施

学務課	教学
教育指導課	教指
総合教育研修センター	教研
社会教育推進課	教社
中央図書館	教図

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

改正案	現 行
<p>(課長の専決事項)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>2 特定事務担当課長(寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則第3条第4項に規定する課長をいう。以下同じ。)が置かれた場合には、その担当する事務に関しては、当該特定事務担当課長が前項各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(理事等の専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(合議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) その事務が財政計画に関係あるものについては、<u>教育政策総務課長及び部長(教育政策総務課を担当する部長とする。次号から第4号までにおいて同じ。)</u></p> <p>(2) その事務が人事に関連するものについては、<u>教育政策総務課長及び部長</u></p> <p>(3) その事務が法令、例規等に関連するものについては、<u>教育政策総務課長及び部長</u></p> <p>(4) その事務が議案に関連するものについては、<u>教育政策総務課長及び部長</u></p> <p>(5) 前各号のほか、その事務が他の課_____<u>に</u>関連するものについては、関連する課長_____<u>及び部長</u></p> <p>2~4 (略)</p> <p>(教育長不在のときの代決)</p>	<p>(課長の専決事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>2 特定事務担当課長(寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則第3条第5項に規定する課長をいう。以下同じ。)が置かれた場合には、その担当する事務に関しては、当該特定事務担当課長が前項各号に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(理事等の専決事項)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(合議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) その事務が財政計画に関係あるものについては、<u>教育政策総務課長及び学校教育部長</u></p> <hr/> <p>(2) その事務が人事に関連するものについては、<u>教育政策総務課長及び学校教育部長</u></p> <p>(3) その事務が法令、例規等に関連するものについては、<u>教育政策総務課長及び学校教育部長</u></p> <p>(4) その事務が議案に関連するものについては、<u>教育政策総務課長及び学校教育部長</u></p> <p>(5) 前各号のほか、その事務が他の部課等_____<u>に</u>関連するものについては、関連する課長又は室長<u>及び部長</u></p> <p>2~4 (略)</p> <p>(教育長不在のときの代決)</p>

改正案	現 行
(課長が不在のときの代決等) 第8条 課長が専決できる事務又は合議すべき事務について、 課長が不在のときは、課長代理がその事務を代決し又は代わ つて合議することができる。	(課長が不在のときの代決等) 第10条 課長が専決できる事務又は合議すべき事務につい て、課長が不在のときは、課長代理がその事務を代決し又は 代わつて合議することができる。

2 寝屋川市教育委員会文書取扱規程 (第2条関係)

改正案	現 行																																										
別表 (第2条関係) <table border="1" data-bbox="241 667 1144 1295"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 667 696 725">課等</th> <th data-bbox="696 667 1137 725">文書記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 773 696 809">教育政策総務課</td> <td data-bbox="696 773 1137 809">教総</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 824 696 860">施設給食課</td> <td data-bbox="696 824 1137 860">教施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 876 696 912">学務課</td> <td data-bbox="696 876 1137 912">教学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 928 696 964">教育指導課</td> <td data-bbox="696 928 1137 964">教指</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 980 696 1016">総合教育研修センター</td> <td data-bbox="696 980 1137 1016">教研</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1063 696 1099">社会教育推進課</td> <td data-bbox="696 1063 1137 1099">教社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1208 696 1244">中央図書館</td> <td data-bbox="696 1208 1137 1244">教図</td> </tr> </tbody> </table>	課等	文書記号	教育政策総務課	教総	施設給食課	教施	学務課	教学	教育指導課	教指	総合教育研修センター	教研	社会教育推進課	教社	中央図書館	教図	別表 (第2条関係) <table border="1" data-bbox="1178 667 2094 1295"> <thead> <tr> <th data-bbox="1184 667 1632 725">部課等名</th> <th data-bbox="1632 667 2087 725">文書記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1184 733 1632 769">学校教育部</td> <td data-bbox="1632 733 2087 769"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 785 1632 821">教育政策総務課</td> <td data-bbox="1632 785 2087 821">学総</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 837 1632 873">施設給食課</td> <td data-bbox="1632 837 2087 873">学施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 889 1632 925">学務課</td> <td data-bbox="1632 889 2087 925">学学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 940 1632 976">教育指導課</td> <td data-bbox="1632 940 2087 976">学指</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 992 1632 1028">総合教育研修センター</td> <td data-bbox="1632 992 2087 1028">学研</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 1036 1632 1072">社会教育部</td> <td data-bbox="1632 1036 2087 1072"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 1088 1632 1124">社会教育課</td> <td data-bbox="1632 1088 2087 1124">社社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 1139 1632 1176">文化スポーツ室</td> <td data-bbox="1632 1139 2087 1176">社文ス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 1191 1632 1227">埋蔵文化財資料館</td> <td data-bbox="1632 1191 2087 1227">社文埋</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 1243 1632 1279">中央図書館</td> <td data-bbox="1632 1243 2087 1279">社図</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1184 1295 1632 1331">青少年課</td> <td data-bbox="1632 1295 2087 1331">社青</td> </tr> </tbody> </table>	部課等名	文書記号	学校教育部		教育政策総務課	学総	施設給食課	学施	学務課	学学	教育指導課	学指	総合教育研修センター	学研	社会教育部		社会教育課	社社	文化スポーツ室	社文ス	埋蔵文化財資料館	社文埋	中央図書館	社図	青少年課	社青
課等	文書記号																																										
教育政策総務課	教総																																										
施設給食課	教施																																										
学務課	教学																																										
教育指導課	教指																																										
総合教育研修センター	教研																																										
社会教育推進課	教社																																										
中央図書館	教図																																										
部課等名	文書記号																																										
学校教育部																																											
教育政策総務課	学総																																										
施設給食課	学施																																										
学務課	学学																																										
教育指導課	学指																																										
総合教育研修センター	学研																																										
社会教育部																																											
社会教育課	社社																																										
文化スポーツ室	社文ス																																										
埋蔵文化財資料館	社文埋																																										
中央図書館	社図																																										
青少年課	社青																																										

議案第 9 号

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援
本部に関する規則等の一部を改正する規則について

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則等の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 26 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定による機構改革の実施に伴い、関係規則の改正等を行うため。

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援
本部に関する規則等の一部を改正する規則

(寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の一部改正)

第1条 寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則(令和3年寝屋川市規則・寝屋川市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号を次のように改める。

(1) 教育委員会教育長が指定する教育委員会事務局部長

第15条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 教育委員会事務局学務課長

(4) 教育委員会事務局社会教育推進課長

(寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会規則の一部改正)

第2条 寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会規則(令和2年寝屋川市規則・寝屋川市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会事務局学校教育部学務課」を「教育委員会事務局学務課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則等の一部を改正する規則

No.1

1 寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(子育て・教育総合支援副本部長)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) <u>教育委員会教育長が指定する教育委員会事務局部長</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(子育て・教育総合支援本部員)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>教育委員会事務局学務課長</u></p> <p>(4) <u>教育委員会事務局社会教育推進課長</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>(子育て・教育総合支援副本部長)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) <u>教育委員会事務局学校教育部長</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(子育て・教育総合支援本部員)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>教育委員会事務局学校教育部学務課長</u></p> <p>(4) <u>教育委員会事務局社会教育部青少年課長</u></p> <p>(5) (略)</p>

2 寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会規則（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、こども部保育課及び<u>教育委員会事務局学務課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、こども部保育課及び<u>教育委員会事務局学校教育部学務課</u>において処理する。</p>

議案第10号

市長の権限に属する事務の補助執行について

市長から協議のあった市長の権限に属する事務の補助執行について回答するため、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

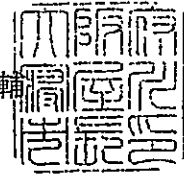
寝屋川市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の制定による機構改革の実施に伴い、市長部局へ移管する寝屋川市立市民ギャラリーに関する事務について、寝屋川市立中央図書館の職員が補助執行することについて、協議を行い回答するため。

令和 6 年 3 月 15 日

寝屋川市教育委員会

教育長 高 須 郁 夫 様

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔



市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

当職の権限に属する事務の一部を下記のとおりとしたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により協議します。

記

1 補助執行をさせる職員及び事務

(1) 職員

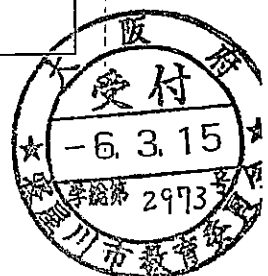
寝屋川教育委員会事務局における寝屋川市立中央図書館を担当する部長及び次長並びに寝屋川市立中央図書館の館長その他の職員

(2) 事務

寝屋川市立市民ギャラリーに関する事務

総務部総務課

担当：伴・橋田 内線：2355



議案第11号

公文書部分開示決定に係る審査請求についての裁決について

公文書部分開示決定に係る審査請求について、別紙のとおり裁決するため、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

公文書の部分開示決定（令和3年8月5日付け社文ス第934号）に対し、審査請求人が令和3年11月4日に提起した審査請求について、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の答申に基づき、裁決するため。

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 寝屋川市教育委員会

審査請求人が令和3年11月4日付け審査請求書により提起した「処分庁が令和3年8月5日付け社文ス第934号部分開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）により行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）」について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 公文書の開示の請求

審査請求人は、令和3年8月2日、処分庁に対し、条例第5条第1項の規定により、次に掲げる公文書の開示を請求した（以下、当該公文書の開示の請求を「本件開示請求」という。）。

公文書の件名

「令和3年4月1日締結 寝屋川市立地域交流センター指定管理者基本協定書」

「令和3年4月1日締結 寝屋川市立地域交流センター指定管理者年度協定書」

2 本件処分

処分庁は、令和3年8月5日、審査請求人に対し、本件開示請求について、

次のとおり部分開示する（一部の開示を拒否する）旨の本件処分を行い、条例第7条及び第10条第3項の規定により、本件通知書によって審査請求人に通知した。

(1) 開示拒否することを決定した部分

「基本協定書及び年度協定書のうち、指定管理者及び学校法人大阪電気通信大（以下「本件法人」という。）の実印の印影（以下「本件不開示部分」という。）」

(2) 開示を拒否する理由

「実印は法人の内部において管理され、一般に公開されているものではなく、開示することにより、偽造等によって当該法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあると認められることから、寝屋川市情報公開条例第6条第1項第2号アに該当するため。」

3 審査請求

審査請求人は、令和3年11月4日、審査庁に対し、同日付け審査請求書を提出し、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件処分について、概ね次の理由により取り消されるべきであると主張している。

(1) 法人の代表者印の印影は、法人が契約をする場合には、契約の相手方には、相手方が誰であってもその相手方には公開されていることから、生産技術又は販売上の情報等とは性質が明らかに異なる。また、印影は、外形であり、生産技術のような内容を伴わないものである。さらに、生産技術又は販売上の情報等は、公開されただけで不利益を生じさせるおそれがあるのに対し、法人の代表者印の印影は、公開されてもそれだけでは不利益を生じさせるものではなく、その上で偽造がされることによって不利益を生じさせるものである。

(2) 法人の代表者印の印影を不開示としたことについて、過去に2度の異議申

立てを行ったところ、各異議申立てについていずれも不開示の決定を取り消す旨の審査会の答申（平成11年5月14日付け寝情審答申第1号答申及び平成16年5月28日付け寝情審答申第1号答申）及び寝屋川市長の決定（平成11年5月26日付け決定及び平成16年9月6日付け決定）（以下これら審査会の答申及び寝屋川市長の決定を総称して「平成11年答申・決定及び平成16年答申・決定」という。）がなされた。そして、処分庁は、平成16年以降、条例に基づく開示請求がなされた場合には法人の代表者印の印影を開示しているところ、本件処分は、処分庁の従来の方針を変更するものであり、処分庁は、本件処分の理由だけではなく、当該方針の変更の理由についても本件処分の通知書に付記すべきであった。

- (3) 本件通知書に開示を拒否する理由として記載しなかった理由（条例第6条第1項第5号の情報にも該当するというもの）を本件審査請求の手續において追加して主張することは、ルール違反である。

2) 処分庁の主張の要旨

(1) 本件処分の理由について

ア 条例の規定

条例第6条第1項は、実施機関は、公文書の開示の請求に係る情報が同項各号のいずれかに該当する場合を除き、開示しなければならない旨を定め、同項第2号本文は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報若しくは当該個人から提供された事業に関しない情報であって、次に掲げるもの。」と、同号アは、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

イ 本件処分において開示を拒否することを決定した部分及び開示を拒否した理由

- (ア) 本件処分の対象となった公文書は、寝屋川市と地域交流センター（以下「市民会館」という。）の指定管理者である株式会社（以下「本件会社」という。）との間の、地域交流センターの管理運営に関する協定書及び年度協定書（以下これらの公文書を「本件公文書」という。）であり、本件

処分において開示を拒否することを決定した部分は、本件公文書のうち、本件会社の記名欄の本件会社の代表取締役にあたる者の氏名の末尾付近及び袋綴じ部分に顕出された印影並びに本件法人の記名欄の本件法人の理事長にあたる者の氏名の末尾付近及び袋綴じ部分に顕出された印影（以下「本件印影」という。）である。

本件印影の外周の線は、円状であり、本件印影のうち、本件会社に係る印影には、外周の内側に本件会社の商号及び本件会社の機関の名称が、本件印影のうち、本件法人に係る印影には、本件法人の機関の名称が表示されている。

また、商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 9 条第 3 項は、登記所に提出する印鑑の大きさについて、「印鑑の大きさは、辺の長さが一センチメートルの正方形に収まるもの又は辺の長さが三センチメートルの正方形に収まらないものであつてはならない。」と規定しているところ、本件印影の外周の直径を計測した結果を踏まえると、本件印影は、「辺の長さが一センチメートルの正方形に収まるもの又は辺の長さが三センチメートルの正方形に収まらないもの」には当たらない。

そして、本件開示請求に係る事務を担当する処分庁の職員が、本件開示請求がなされた後、本件処分がなされるまでの間に、本件会社及び本件法人（以下「本件会社等」という。）の従業員に対して問合せを行ったところ、本件印影は、本件会社等のいわゆる実印（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）の規定に基づく登記所への印鑑の提出に用いられた印章のことを指す。以下「実印」という。）を押印して顕出されたものに当たり、公にすることを予定していない情報である旨の回答をそれぞれ得た。

また、実印の印影の形状については、東京高等裁判所第 9 民事部平成 18 年 11 月 29 日判決によれば、「丸い形のものが一般的である」ことが公知の事実とされている。

(イ) これらの本件印影に関する事情を総合すると、本件印影は、本件会社等の実印をそれぞれ押印して顕出されたものであると認められ、仮に本件印影が本件会社等の実印を押印して顕出されたものではない場合に

においても、本件印影は、上記(ア)記載の事情に鑑みると、本件公文書という地域交流センターの管理運営に関する寝屋川市と本件会社との権利義務を定める内容の文書に表示されたものであり、作成名義及び記載事項の内容が真正であることを示す必要がある文書に顕出されたものであること等が認められ、本件公文書の作成名義及び記載事項の内容が真正なものであることを示す実印を押印して顕出されたものと同程度の認証的機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることに変わりがない。

(ウ) したがって、本件印影は、本件会社等の意思により限定された用途に限り、限定された相手方に対してのみ示される性質のものであり、そのような限定なく公にすることは予定されていないという意味で本件会社等の内部管理に属する情報と認められ、本件印影を開示した場合には、本件印影を基にした文書の偽造等の悪用が行われるおそれがあり、それによって本件会社等が経済的損害を被ること等により本件会社等の正当な利益を害するおそれがあることから、本件印影は、条例第6条第1項第2号アの情報に該当する。また、本件印影について上記に検討したことを踏まえて考えると、本件印影は、文書の偽造等の犯罪に利用されるおそれがあることから、「開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」(条例第6条第1項第5号)にも該当する。

(2) その他の審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、法人の代表者印の印影は、法人の契約の相手方であれば誰に対しても公開されている旨主張している。しかし、法人が取引の相手方等に対し、自己の意思に基づいて法人の代表者印の印影が表示された文書を交付する等の方法により示すことと、当該印影を何人も知りうる状態に置くこととは同じことではない。

イ 審査請求人が指摘する平成11年答申・決定及び平成16年答申・決定は、あくまでもそれぞれの開示決定等に係る異議申立てという個別の事件に係る答申及び決定であり、審査請求人が主張する処分庁の方針というようなものではない。また、処分庁が法人の代表者印の印影を開示又は不開示

と判断するための基準を定めたこともない。

したがって、本件処分が処分庁の従来の方針を変更するものであるとの審査請求人の主張は当たらず、そのことを前提として、従来の方針を変更する理由を付記すべきであったという審査請求人の主張は、前提を欠くものである。

ウ 本件通知書に開示を拒否する理由として記載しなかった理由（本件印影が条例第6条第1項第5号の情報に該当するというもの）を本件審査請求の手續において追加して主張することは、ルール違反であるとの審査請求人の主張については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の本件処分に関係する法令等には、処分の理由として付記したもの以外の理由を、審査請求の手續において追加して主張することを禁じる旨の特別の規定は存在しないことから、ルール違反には当たらない。この点については、他の市の情報公開条例に基づく公文書一部公開拒否処分に係る取消訴訟において、同旨の判断を行った最高裁判所の判決（最高裁判所第二小法廷平成11年11月19日判決）などがある。

理 由

1 検討

(1) 本件印影が条例第6条第1項第2号アの情報に該当するかどうか

ア 条例第6条第1項第2号アは、法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示の情報として定めるところ、条例第6条第1項が開示請求に係る公文書を原則として開示しなければならない旨を定めることに照らすと、上記の「おそれ」があるというためには、開示すれば法人等の権利等を害することとなる単なる可能性があるだけでは足りず、社会通念上保護に値するだけの蓋然性が必要であると解される。

イ 処分庁が「審理関係人の主張の要旨」2、(1)イ(7)で主張する本件印影の大きさ及び形状等の本件印影に関する客観的な事実については、

いずれも本件公文書を見分した結果に合致するものである。また、本件会社等の従業員に対して問合せを行った事実及び本件会社等の従業員から回答を得た事実については、特に不自然又は不合理なところは認められない。

よって、「審理関係人の主張の要旨」2、(1)イの処分庁の主張する事実については、そのまま事実として認定することができる。

その上で検討すると、本件印影が本件会社等の実印を押印して顕出されたものであるとの本件会社等の従業員の回答の内容については、本件印影の大きさが商業登記規則第9条第3項の規定に抵触しないものであること及びその形状等により、信用することができ、本件印影は、本件会社等の実印を押印して顕出されたものであると認められる。

ウ 実印の印影については、文書の作成者が代表権を有することを確認する機能を有し、用途としては、これを利用して法務局から印鑑証明書の発行に必要な手続を行うことができ、また登記に関する申請等の重要な書類に利用されるものである。

これらの実印の印影の機能及び用途に鑑みると、実印の印影の性質については、一般に、法人等の権利、義務又は法的な地位を変動させる行為に用いられることが想定されるものであり、法人等の内部において厳重に管理され、限定的な用途や相手方との間で用いられることが予定されており、その印影が無限定に広く知れ渡ることが容認されているわけではないのが通常であると考えられる。

本件印影についても、これらと異なる取扱いがなされていると認めるに足りる特段の事情は認められないため、上記の性質のものと認められる。

なお、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会は、「科学技術等の発達により複写技術が向上した事情等に鑑みると、現在においては、法人の代表者の印影が、その形状等から実印と同等程度の認証的機能を有していると認められる場合は、実印を押印して顕出された印影であるかどうかを問わず不開示とすることが相当であると考え」との判断を示している。

エ 本件印影については、その利用方法次第では、本件会社等の意思に反して本件会社等の権利等に変動を生じさせる可能性のあるものであること、本件会社等の意思により限定された用途に限り、限定された相手方に対してのみ示される性質のものであり、そのような限定なく公にすることは予定されていないものであること、及び本件印影を開示した場合には、本件印影を基にした文書の偽造等の悪用が行われるおそれがあることという事情が認められる。これらの事情があるにもかかわらず、本件印影を開示すると、どのような者であっても本件印影を入手することができるようになり、今日の複写技術をもってすれば、本件印影を基にした文書の偽造等の悪用が行われることにより、経済的損害を被る等本件会社等の正当な利益を害するおそれがある。そのおそれは、上記の具体的な事情に鑑みると、単なる可能性があるにとどまらず、法的保護に値する程度の蓋然性を有するものと認められることから、本件印影は、条例第6条第1項第2号アに定める不開示情報に該当する。

(2) 本件印影が条例第6条第1項第5号の情報に該当するかどうか

上記(1)で検討した内容によると、本件印影は、今日の複写技術をもってすれば文書の偽造等の犯罪に利用されるおそれがあることから、条例第6条第1項第5号に定める不開示情報にも該当する。

(3) その他の審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、本件印影のような印影について、法人等が有する生産技術又は販売上の情報等のように元々外部に示すことが想定されていない情報とは性質が異なる旨主張している。確かに、印影は、元々一定の範囲で外部に示して使用することが想定されているものであり、法人等が有する生産技術又は販売上の情報等に関する情報のように元々外部に示すことが想定されていない情報とは、その点においては異なるものであると考えられる。しかし、印影に関しては、法人等が具体的にどのような印影をどのような相手方に対して示すかについては、それぞれの法人等がその意思に基づいて決することができるものであり、そのことを考慮すると、法人等がその意思に基づいて外部に示して使用することと、条例に基づく開示請求に対して開示し公にする、すなわち何人も

知り得る状態に置くこととは、質的に異なるものであると言わざるを得ない。

したがって、審査請求人の上記主張については、本件印影が条例第6条第1項第2号ア及び第5号の情報に該当するとの審査庁の判断を左右するものとは認められない。

また、審査請求人は、印影については、外形に過ぎず、生産技術又は販売上の情報等のように内容を伴わないものである旨、及び、公になること自体によって法人等の事業者の不利益を生じさせることがないということも主張している。この点について、印影を見た者が他の印影と照合することによってそれらの印影が同一のものであるかどうかを判断する資料になり、あるいは他の印影と照合することなく印影に表示された文字や印影の形から、当該印影が押印された文書を作成した者が当該文書を作成する権限を有する者かどうかを判断する資料になり得ること、また、生産技術又は販売上の情報等についても、公開されただけでは不利益は生じず、公開された情報を同業他社が知り、さらにその後当該情報を利用した事業活動がなされた場合に不利益が生じるものであると考えられ、印影と生産技術又は販売上の情報等との間に、条例第6条第1項第2号アに該当するかどうかに関わる有意な違いがあるとは認められない。

したがって、審査請求人のこれらの主張についても、本件印影が条例第6条第1項第2号ア及び第5号の情報に該当するとの判断を左右するものとは認められない。

イ また、審査請求人は、本件処分は処分庁の方針を変更するものであり、処分庁は、本件処分の理由だけではなく、当該方針の変更の理由についても本件処分の通知書に付記すべきであったと主張している。

しかしながら、処分庁において、法人の代表者の印影の開示又は不開示について、方針やその判断をするための基準を定めていた事実は、認められない。

したがって、処分庁が従来の方針等を変更したことを前提として、その理由についても本件処分に当たって付記すべきであったとする審査

請求人の主張は、前提を欠くものであると言わざるを得ない。

ウ さらに、審査請求人は、処分の理由として付記したものの以外の理由を審査請求の手續において追加して主張することはルール違反であると主張している。しかし、行政不服審査法その他の本件処分に関係する法令等には、そのような主張を禁じる旨の特別の規定は存在しない。また、本件においては、審査請求人において、本件印影が条例第6条第1項第5号に該当する旨の処分庁の主張について、反論書、再反論書及び口頭意見陳述の手續において反論する機会があったことから、反論の機会がなかった事情に基づいて裁決がなされるという審査請求人にとっての不意打ち的な結果が生じるとは認められないことも併せて考えると、不開示の追加を認めても、不合理とは言えない。

(4) その他

その他、本件処分が違法又は不当であると判断するに足りる事情は、認められない。

(5) 検討の結果

以上の次第であり、本件印影は、条例第6条第1項第2号ア及び第5号の規定に該当し、当該規定により不開示とする理由があるものと認められ、本件印影を不開示とした本件処分が違法又は不当なものとする認められない。

結 論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年 月 日

審査庁 寝屋川市教育委員会

(教 示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寝屋川市を被告として（訴訟において、寝屋川市を代表する者は寝屋川市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、寝屋川市を被告として（訴訟において、寝屋川市を代表する者は寝屋川市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第12号

寝屋川市特定事業主行動計画（令和3年度～令和7年度）の
改訂について

「こども未来戦略方針」において、地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標が引き上げられたことに伴い、計画を改定するため、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）に係る男性の育児休業取得率の政府目標が引き上げられたことに伴い、本市における目標値を変更するため。

議案第13号

令和6年度学校園に対する指示事項について

別紙のとおり令和6年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るため。

令和6年度

— 学校園に対する指示事項 —

(案)

寝屋川市教育委員会

はじめに

近年、AIなどに代表される急速な技術革新やグローバル化の進展などにより、社会の変化を予測することが難しくなっており、正しい情報を取捨選択し、活用していくことが必要な社会となっている。こうした中で、子どもたちが自らの人生を切り拓き、それぞれの夢に向かって豊かに、たくましく生き抜いていく力を育むことが必要である。

令和6年4月に本市で初となる施設一体型の望が丘小学校・中学校が開校した。望が丘小学校・中学校では、今後の本市小中一貫教育を牽引する取組を進めるとともに、全中学校区において、これまで推進してきた小中一貫教育の成果と課題等を踏まえ、今後さらに保護者・地域・学校が、小中学校9年間のビジョンを共有し連携を深め、子どもたちの豊かな成長を支えていくとともに、就学前教育を含めた15年間の見通しをもった次なる小中一貫教育を進めていく。

子どもたちが自らの人生を切り拓き、それぞれの夢に向かって豊かに、たくましく生き抜いていくためには、子どもたちの「考える力」の育成、また「考える力」をベースとした「学力」「体力」「非認知能力」などを着実に育成していくために「寝屋川教育」を確立し、本市における教育全体の質の向上を図ることが重要である。

「考える力」の育成については、ディベート教育を通じて、論理的思考力や問題解決能力、情報選択能力等を養うとともに、道徳教育などを通じて、他人を思いやる心や豊かな人間性を醸成する。また、「寝屋川教育」の確立については、寝屋川市内のどの公立学校においても、子どもたちを指導する際に大切にしたい視点や方向性をまとめた市で統一した指導法である「ねやがわスタンダード」を通して、市内全教職員が質の高い教育を推進する。

さらに、教職員の働き方改革の推進が喫緊の課題であり、前例踏襲に捉われることなく、徹底した教職員の意識改革と業務の断捨離を行い、子どもたちと向き合う時間の確保を図る。

今後も、令和6年3月に改訂した、教育大綱の趣旨を踏まえ、「“寝屋川”だから学べる」を基本理念のもと、「考える力」の育成と、「安心して学べる教育環境」の整備等を大きな柱とし、常に教育改革を進め、「考える力を身に付けた たくましく生き抜く子」を育成していかなければならない。

教育大綱基本理念

『“寝屋川” だから学べる』

“寝屋川” だから学ぶことができる教育内容・教育環境等の実現を2つの視点から目指す

重点取組1 「考える力」の確立

重点取組2 特色ある「寝屋川教育」の確立

＜目指す子ども像＞

「考える力を身に付けた たくましく生き抜く子」

＜寝屋川が目指す教育のイメージ図＞



重点取組 1 「考える力」の確立

- ディベート教育や道徳教育等、教育活動全体を通じて、コミュニケーション力、他人を思いやる心、豊かな人間性の醸成を図り、「考える力」の育成を図ること。
- ねやがわスタンダードにより、全ての教職員が共通理解のもと、指導を行うこと。
- 「考える力」をベースとし、基礎から発展につながる「学力」、様々な理論に基づき鍛え上げる「体力」、よりよく生きるための「非認知能力」などを確実に身に付けさせ、子どもたちの「生き抜く力」を育むこと。
- 支援教育の充実を図り、障害の有無にかかわらず、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育支援を行うこと。
- 心と体の調和のとれた発育・発達を目指すため、健康や食に関心を持つための指導を行い、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力の育成に努めること。

○ディベート教育の推進

ディベート教育を通して、論理的思考力、問題解決能力、情報活用能力、客観的・多角的に見る力、話し合う力の育成を図ること。

実施にあたっては、総合的な学習の時間を核としつつ、各教科・領域における活動と積極的に関連を図り、教科横断的に取り組む中で、「考える力」の育成を図ること。指導にあたっては、身近な地域社会の課題を取り扱う等、学習内容と社会（世の中）との関連に留意するとともに、探究活動の過程においては、言語活動や体験活動を重視し、他者と協働して問題を解決する活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする活動の充実を図ること。

○道徳教育の充実

道徳教育については、「道徳科」を要として、学校の教育活動全体を通じて、生命の尊さや物事の善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成するため、計画的・発展的に行い、児童・生徒の豊かな人間性の育成に努めること。また、学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長が道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、全教職員が参画する体制を具現化し、多様な指導方法について取組を進めること。児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、各教科等との連携を図りながら、道徳教育の全体計画、全体計画別業及び年間指導計画を全教職員による共通理解のもとで作成すること。その際に、児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、発達の段階に応じ、自然体験活動や集団宿泊体験活動、職場体験などの多様な体験活動を進め、児童・生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科の特質に応じて、体系的・系統的に指導すること。さらに、道徳科の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進すること。資料の活用にあたっては、「『特別の教科道徳』実践事例集」（平成 30 年 3 月）や「『大切なところ』を見つめ直して～『こころの再生』府民運動～」(平成 27 年 3 月、26 年 3 月)等を学校の教育活動全体を通じて積極的に活用すること。取組にあたっては、児童・生徒が道徳的価値観を自分事とし、多面的・多角的に考えたり議論したりすることにより、多様な価値観に触れながら、自己や人間としての生き方について考え、より良い方向を目指す、資質・能力を育むよう指

導すること。その際、問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育成すること。評価にあたっては、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めるとともに、成長を認め励ます個人内評価を行うこと。

○総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間においては、探究的な学習を重視するとともに各教科、特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）及び特別活動との役割分担を明らかにし、生きる力の育成に向け、教科横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた全体計画、年間指導計画及び単元計画を見直し、授業改善を図ること。指導にあたっては、社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域社会の課題を取り扱う等、学習内容と社会（世の中）との関連に留意すること。また、探究的活動の過程においては、言語活動を重視し、他者と協働して問題を解決する活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする活動の充実を図ること。

また、児童・生徒が身近な家族から、学校、地域へと、社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、主体的に判断し、行動できる力の基盤が身につけられるよう、また、福祉・環境・ボランティア活動などを通して内面に根差した豊かな心の育成を図ること。

○人権教育の充実

・人権尊重の教育の推進

人権が尊重された平和な社会を目指し、人権及び人権問題についての実践力を高めるため、研究授業などを通じた研修の充実に努めること。特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう、「教職員人権研修ハンドブック」（令和4年3月改訂）「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成29年11月）等を活用し、研修に努めること。また、様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図る等、校内推進体制等の充実に努め、人権尊重の理念を学校運営に反映するように、指導計画を作成し、家庭・地域社会や関係諸機関及び校種間との連携を図り、総合的に推進すること。

すべての教職員が、「児童の権利に関する条例」「こども基本法」及び「大阪府子ども条例」の趣旨をふまえ、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じた適切な指導を行うこと。

人権教育の推進に当たっては、教職員自身が人権及び人権問題に深い理解と認識を持つことはもとより、日常の教育活動が、人権が尊重された教育として行われることが必要であることから、子どもの人権をはじめ、男女平等、障がい者、同和問題、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等の様々な人権問題の解決に向け、豊かな人権意識・人権感覚をもってあらゆる教育活動を展開することができるよう、全ての教職員が、人権教育研修を積極的に受講し、自己研鑽に努めること。また、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」（令和3年3月）、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」（平成30年3月）、「人権教育実践事例集」（平成29年6月）、「人権教育教材集・資料」（平成28年11月）等の関係資料を活用し、指導の工夫・改善を行いながら、計画的・総合的に推進すること。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意すること。

各教科等において補助教材を使用する際には、教育基本法、学校教育法、学習指導要

領等の趣旨に従った上で、幼児・児童・生徒の心身の発達の段階に即し、特定の見方や考え方に偏った取り扱いとならないよう指導すること。

・ジェンダー平等教育の推進

関係法令及び府条例の趣旨をふまえ、全ての教育活動において男女の人権を尊重し、固定的な役割分担や意識を見直すとともに、必要のない男女別の指導は行わない、男女混合名簿を実施する等、男女共同参画を推進するための視点から学校環境の点検・整備に努めること。性的マイノリティ等の児童・生徒については、「性同一性障害や性的指向・性自分に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月）に沿って、個々の状況に応じ、教職員が協力して児童生徒の心情に配慮した対応をすること。また、性的指向及び性自認の多様性について、幼児・児童・生徒が正しく理解できる取組を推進すること。

・国際理解教育の推進

国際化が進展する中で、自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、互いの違いを認め、共に生きていく力や自分の意思を表現できる基礎的な能力の育成に努めること。また、日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、学校生活への円滑な適応が図られるよう、「外国人児童生徒受入れの手引」（平成31年3月改訂）等を活用し、国際理解の視点に立った指導を進めるとともに、個別の指導計画を作成し、「特別の教育課程」を実施する等、学習言語としての日本語習得が図られるよう、指導の充実に努めること。

○支援教育の充実

・支援教育の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月）を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人一人の障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行うとともに、合理的配慮の基礎となる学校づくり・集団づくりをより一層進めること。また、一人一人の教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を本人や保護者参画のもと作成し、効果的に活用するとともに、定期的な評価・点検・見直しを行い、内容の充実に努めること。また、本人や保護者の同意を得たうえで、医療・福祉・保健等の関係機関で共有を図るとともに、進学先・就労先等に適切に引き継ぐよう努めること。

乳幼児期から一貫した支援を行うため、市の「はちかづきノート」を活用しながら、校種間のもとより、医療や福祉・保健・労働等の関係諸機関と連携し、早期から切れ目のない支援体制の構築に努めること。また、通級による指導を受けている児童・生徒や、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒についても、作成・活用の一層の促進を図り、校内における支援体制の充実に努めること。更に「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」（平成31年3月）を踏まえ、障がいの有無に関わらず、支援教育の視点を全ての教職員に浸透するよう取組を進めるとともに、障がいの特性を踏まえた適切な指導・支援が行われるよう共通理解を深め、関係諸機関との連携を図り、校内委員会の適切な運営・支援教育コーディネーターの組織的な活用・巡回相談の活用等、総合的な支援体制の整備・充実に努めること。また、全ての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育への理解啓発をより一層推進させること。

・障がいのある児童・生徒の就学相談・支援と教育課程の編成

「障害者基本法」及び「学校教育法施行令の一部改正」（平成 25 年 9 月）の趣旨を踏まえ、障がいのある児童・生徒は、校区の学校に就学することを原則とし、「障害者差別解消法」（令和 3 年 6 月）における合理的配慮の観点を踏まえ、早い時期から適切な説明及び情報提供を行い、本人・保護者の意向を最大限尊重しながら、幼児・児童・生徒の状況に応じた適切な就学相談・支援を行うこと。また、「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」（平成 30 年 2 月文科省）を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」を基本に、保護者、教職員が交流及び共同学習の意義やねらい等について十分理解したうえで、学校全体で組織的に取り組むこと。また、支援学級における特別の教育課程の編成及び、通級による指導で実施する特別の指導については、保護者と連携を密にして一人一人の障がいのニーズに応じた適切なものとなるよう努めること。

・障がい者理解と啓発

地域における共生社会の実現を目指し、障がいのある児童・生徒及び障がいへの理解と認識を深めるため、支援学校や関係機関との連携や交流を学校全体で組織的、計画的に図るとともに、「発達障害について 保護者の理解を促進するために」（平成 30 年 3 月改訂）を活用し、家庭、地域社会への啓発に努めること。また、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、障がいの有無に関わらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、教育環境や適切な配慮・支援の充実に努めること。

○読書活動の充実

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことができないものであることから、その推進が必要であり、「第 4 次大阪府子ども読書活動推進計画」（令和 3 年 3 月）の趣旨を踏まえ、読み聞かせやビブリオバトル等を計画的に設定し、発達段階に応じて、児童・生徒が読みたいと思う本と出会う機会の拡大や読書への興味・関心を高め、子どもの自主的な読書活動が行われるよう、環境の整備を図ること。

学校・家庭・地域、更には公立図書館が実施する学校図書配送事業やタブレットおとどけ Books 事業の活用や、学校司書、司書教諭、ボランティアとの連携など、市の図書館網を活用し、ディベート教育をはじめ各教科等の学習に学校図書館の活用を位置づけ、言語能力、情報活用能力、問題解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成に向けて、児童・生徒の主体的な学習活動を支援すること。

○体力づくり

児童・生徒の体力づくりに向け、各中学校区の体力向上プラン「児童・生徒体力づくり推進計画」に基づき、体育の授業改善とともに、体を動かす時間を多く確保できるように学校全体で取り組むこと。その際、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や各学校が実施する体力テストの結果を分析・活用するなど、PDCI サイクルに基づく体力づくりの推進を図ること。また、実施の際は「新体力テスト測定マニュアル」や「新体力テスト測定計時ポスター」（平成 29 年 3 月）、「体育の授業が変わる簡単プログラム（体力向上実践事例活用プログラム）」（令和元年 7 月）、「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」（令和 3 年 3 月）、「スポーツテスト（新体力テスト）チェックシート」（令和 4 年 6 月）の動画教材や資料等を積極的に活用すること。さらに、心の健康の問題にも十分

配慮し、家庭との連携も密にし、日常生活において適切な体力づくりについての実践を促し、生涯にわたって楽しく明るい豊かな生活ができるよう指導に努めること。学校における教育活動全体を通して、生涯にわたりスポーツ等に親しむ能力や態度を育て、合わせて体力の向上や健康の増進を図ること。また、学年を超えて活動することにより、自主性や協調性、仲間意識を育成し、生徒指導面においても有効に働くよう努めること。

○クラブ・部活動の活性化

生徒の自主的、自発的な参加により行われる中学校運動部活動・文化部活動については、生徒にとって望ましい環境の構築や心身の成長を促すという観点に立ち、地域との連携・協働等、多様な形で実施すること。さらに、生徒への専門的な指導や、教職員の長時間の勤務の解消等も考慮し、部活動指導員配置による拠点校制度を積極的に活用するとともに、学校部活動の指導等について、教職員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。また、「寝屋川市部活動の在り方に関する方針」に則り、部活動の方針を作成し、活動日数、時間を検討し、計画的に実施すること。なお、各校の方針については、ホームページ等で保護者・地域に対して周知を図ること。

○安全管理・保健指導・食に関する指導

・事故防止対策

体育の授業や体育的行事、部活動等の体育活動中の事故防止対策について、ゴールやテント等については確実に固定するなど、適切な対応がなされるよう徹底を図ること。特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど、練習環境に配慮すること。柔道においては、受け身を安全にできるよう十分な指導を行い、また、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導すること。熱中症予防については、こまめな水分・塩分の補給や休息、児童・生徒の健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。また、中学校においては、学習指導要領に基づき、心肺蘇生法などの実習を行うこと。

・保健指導

大麻・覚せい剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。更に「がん」そのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育を推進し、外部講師を活用したがん教育を実施するなど、子どもたちの理解を深めること。

感染症対策においては「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」という観点を踏まえた取組の重要性を教職員が理解するとともに、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。

・食育指導

生涯にわたって健康で生き生きした生活を送ることを目指し、食に関する指導の全体

計画を基に、その計画や推進体制の見直しを行い、児童・生徒一人一人の正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成を図ること。さらに、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。特に、中学校区での食の指導体制やカリキュラムの構築についての推進を図るなど、食に関する指導の積極的な取組を図ること。とりわけ、栄養教諭配置校では、栄養教諭の専門性を生かし、各中学校区において、学校給食を活用した指導や、各教科、道徳科、総合的な学習の時間等における食に関する指導など積極的な取組を進めること。また、学校・家庭・地域が連携した取組を推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や、食物を大事にする心などを育成すること。

・食物アレルギー等への対応

府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長を責任者として、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、各校の状況について、状況把握に努め日ごろから事故防止対策を行うこと。保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の状況に応じた対応に努めること。また、食物アレルギー事故等の緊急時に備え、校内で対応に関する研修を実施するとともに、必要に応じ、対応の見直しを図ること。

重点取組 2 特色ある「寝屋川教育」の確立

- 小中一貫教育を推進し、中学校区の3校で継続性、系統性、計画性のある教育活動を実施すること。
- 学校園運営にあたっては、校園長自ら教育活動全般にわたり現状の把握に努め、各中学校区・学校園の課題とその解決に向けた具体的な目標、計画を設定し、校園長の学校経営方針と合わせて教職員に周知すること。その際、保護者等に対しても、学校園の目指す目標等について周知を図るよう努めること。
- 児童・生徒のいじめや問題行動に対しては、各校の「学校いじめ防止基本方針」のもと、組織的な生徒指導体制の充実を図るとともに、家庭・地域・関係諸機関・監察課との連携を図りながら、早期解決に努めること。
- 「開かれた学校づくり」を推進し、家庭・地域と一体となって子どもたちを育む、「寝屋川」だから学べる」特色ある教育を確立・推進すること。
- 教職員の意識改革や資質向上を図るため、教職員研修及び実践研究の充実に努めるとともに、校内研修の充実を図ること。
- 就学前教育・学校教育・社会教育にわたり、生涯を通じて学び続けることができる環境づくりを推進すること。

○小中一貫教育の推進

小学校、中学校の段差をなくし、義務教育9年間を見通した継続性、系統性、計画性のある教育活動の中で、一人一人の個性や能力を伸ばしていく小中一貫教育を推進すること。ねやがわスタンダードに基づいた実践を行うこと。そのために中学校区ごとの機能的な組織を編成し、教職員間の授業交流、合同研修会を実施するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、組織的・計画的なカリキュラム・マネジメントに努めること。なお、教育課程を編成する際には、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことに留意すること。その際、児童・生徒の負担を踏まえるとともに、学校における働き方改革に配慮すること。また、学校行事については、行事間の関連や統合を図る等、実態に応じて精選・重点化を図ること。

各中学校区で作成した小中9年間を見通したカリキュラムについては、継続して検証と見直しを行い、取組の充実を図ること。また、小学校間の積極的な連携にも努めること。

○学校の組織力の向上

校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学び合い育ち合う同僚性を高めつつ、一体となって学校組織のマネジメントを進めていくこと。学校運営に当たっては、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるよう見直しを図ること。

○学校運営協議会の開催

学校は、保護者や地域の方々とともに、学校運営や子どもに必要な支援について、それぞれの立場で子どもの成長を支え、積極的に取り組んで行くことで、地域がつながり、相互の信頼関係を深め、学校・地域がともに活性化するよう連携を図ること。

○学校教育自己診断の活用

児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画に基づく教育実践を展開するとともに、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について点検・評価を行うこと。なお、これらの結果については、学校便りやホームページ等を通じて公表することで、保護者等への説明責任を果たすこと。

○英語教育の充実

国際社会を主体的に生きるために必要な資質や能力の基礎を育成できるよう、国際コミュニケーション科及び英語科の授業の更なる充実に努めること。そのために、外国人英語講師（NET）等の有効活用を図るとともに、教科用図書その他、「Let's Try! 1・2」等の文部科学省が作成した小学校外国語活動教材や「大阪版英語学習 DVD 教材 DREAM」（平成 27 年 12 月）、「STEPS in OSAKA・大阪版 CAN-DO リスト」（令和 5 年）及び寝屋川市オリジナル教材「音声から文字へのゆるやかな 5 ステップス」を活用し、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする資質・能力の育成に努めること。また、英語村事業等を活用するなどし、就学前から小・中学校において一貫した英語教育を行えるよう研究を進め、幼児・児童・生徒が、英語を使って身のまわりの出来事について伝え合ったり、自分の考えを述べ合ったりする言語活動の充実に図り、中学校卒業時に英検準 2 級～3 級程度の力を身に付けることを目指すこと。実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を培うため、学校間の交流や効果的な研修を通して指導力の向上に努めるとともに、「CAN-DO リスト」等の明確な達成目標のもと、児童・生徒と目標を共有し、英語の 4 技能（5 領域）をバランスよく指導するとともに、英語でコミュニケーションを行う目的、状況や場面を設定し、互いの考えや気持ちなどを英語で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行い、主体的にコミュニケーションを図ることができる力を身につけられるよう「中学校英語定着確認プリント」（平成 30 年 10 月）「スピーキング力向上ツール」（令和元年度版）、英語デジタル教科書や 1 人 1 台端末などを効果的に活用し、指導を行うこと。その際、「英語による英語の授業」を基本とするよう指導すること。また、話や文章等の内容を正確に捉え、概要や要点を把握し、自分の考えを書いたり、伝えたりする活動の充実に努めること。小学校中学年では、音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ「聞くこと」「話すこと」を通して、また、高学年では、「読むこと」「書くこと」につなげる指導につなげ、英語で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の基礎的な力を養うこと。

○ICT 活用による学びの充実・情報活用能力の育成

全児童・生徒に配備した 1 人 1 台のタブレット端末を積極的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点での効果的な活用、オンライン授業や長期休業期間における活用を通して、全ての子どもたちの学びを保障すること。

また、感染症や災害の発生等の非常時に、一定の期間児童・生徒がやむを得ず学校に登校できない場合には、タブレット等を活用した、学習指導と学習状況の把握を行うこと。その際、指導要録の「指導に関する記録」の別記に適切に記入すること。

情報活用能力は、情報及び情報手段を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力であることから、教科横断的な視点を持ち、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解し、自らの情報活用を評価・改善する力をつけるための授業等を通して、

情報活用能力を育成すること。情報活用能力の育成に当たっては、小中学校9年間を見据えた体系的な指導の実施に努めること。

また、様々な教育活動において、パソコン・電子黒板・タブレットパソコン等の情報機器を効果的に活用した「わかる授業」の実現に向け、校内研修の充実を図ること。小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して、「プログラミング的思考」を育み、問題を解決しようとする態度を育てるよう指導すること。また、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が普及した反面、有害情報や悪意のある情報発信が発生しているという現状を踏まえ、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。特に、児童・生徒の携帯電話やスマートフォン等への過度の依存やメールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に向け、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うとともに、必要に応じて「大阪府子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し、対応すること。

生成AIを活用する場合には、「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」（令和5年7月）を踏まえて実施すること。

○情報管理体制の確立

様々な情報については、個人情報保護法、寝屋川市教育情報ネットワーク管理運用要綱及び寝屋川市立小中学校における学校用ICT機器利用規程に従い、適切な管理、保護や引き継ぎに向けて組織的に取り組むこと。また、情報セキュリティマニュアル等を作成し、ネットワーク等を通じて、個人情報の漏洩が生じないように、全教職員に周知・徹底するとともに、パスワード等により情報を保護する等、対策を講じること。個人情報を含む文書・電磁的記録等の取り扱い・管理・保管については研修などを通して、一人一人の自覚を深めるよう努めること。

○指導方法の工夫改善・少人数指導の充実

「ねやがわスタンダード」を基盤とし、教職員で指導方法等について協議し、共通した方針のもと、児童・生徒の指導にあたること。各教科の授業では、単元指導計画等をもとに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこと。その際、子どもたちの実態を把握するとともに、その実態や目的に応じた教材・教具や授業展開等を工夫するよう留意すること。「ことばの力」（平成30年6月）及び「ことばの力活用事例」（平成30年9月）を活用した「言語活動を大切にした授業づくり」に取り組み、指導方法の工夫・改善に努めること。また、言語能力や情報活用能力等の資質・能力の育成にあたっては、大阪府作成資料「カリキュラム・マネジメントのてびき」（令和3年）等を参考に、教科横断的な視点を持ち、全ての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うこと。更に、教材の開発をはじめ、学校司書と連携した学校図書館の活用や、タブレット等のICT機器の有効活用を通して、児童生徒のICT機器活用能力を育成すること。また、大学や高等学校等との連携を図り、地域人材や専門的な知識を有する人材の知識・技能の活用すること。さらに、国は、小学校高学年において、段階的に教科担任制を実施していくこととしていることから、担任外教員等を効果的に活用し、専門的なきめ細かな指導と中学校の学びにつながる指導の充実に向けた取組を進めること。

さらに、個に応じたきめ細かな指導により、基礎・基本の定着を目指し、「確かな学

力」の育成を図るため、個別指導やグループ別指導など少人数指導や習熟度別指導などを推進すること。そのため、教員一人一人の指導技術や子ども理解等の資質の向上を図るとともに、加配教員や少人数教育推進人材等の計画的な活用を一層推進すること。

○指導と評価の一体化

学習の評価については、『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（令和2年3月）等を踏まえ、評価規準にもとづいて児童・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、「わかる授業」「魅力的な授業」を目指して、教員が自らを振り返って評価し、不断に授業改善に取り組むことはもとより、児童・生徒・教職員・保護者等が参画して、多様な観点から授業を検証するなど、学校として授業改善に努めること。特に中学校では、府立高等学校入学者選抜制度の変更に伴い、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の説明責任が求められることを踏まえ、学力調査等の客観的な結果も活用し、評価活動について、組織的な検証改善の取組を確実に進めること。

○各学力調査の活用

全国学力・学習状況調査や中学生チャレンジテスト、小学生すくすくウォッチ、学習到達度調査を活用し、教科の目標や内容の実現状況を把握・分析すること。また、児童一人一人の学力向上を目指し、9年間を見通した指導方法や授業内容の工夫・改善を図るなど、学校の組織的な取組を一層進めること。更に、保護者・地域への結果公表等を通じて説明責任を果たすとともに、家庭・地域と協働し、学力向上の取組を進めること。

○キャリア教育・進路指導の推進

幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ、一人一人の進路を保障し、望ましい職業観、勤労観を育み、将来、社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開すること。指導に際しては、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材（キャリア・パスポート）等を作成し、活用するよう指導すること。その中で、児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力の育成に努めること。その際、「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）、「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」（平成31年3月）、「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けて一キャリア・パスポートの活用一」（令和2年1月）等の活用を図り、各中学校区の全体指導計画の検証・改善を行うとともに、児童・生徒が自信や自己有用感・自己肯定感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組を推進すること。また、キャリア教育の中核をなす進路指導については、一人一人の生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、児童・生徒が自らの生き方を考え、目的意識をもって、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力や態度を身につけることができるよう、組織的、計画的に推進すること。日本語指導等、配慮を要する児童・生徒においては、一人一人のニーズに応じた進路選択等に係る情報の周知を図ること。なお、中学校においては、職場体験学習を実施する際は、働くことの意義や、そのために必要な知識・技能・態度など、基礎的な力の育成に努めること。さらに、進路指導の重要な課題である進路未定者の減少に向けた取組を進めること。

進路指導事務に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適切に行うこと。

○生徒指導

・生徒指導の充実

暴力行為等、問題行動の未然防止及び早期発見・早期解決・再発防止に向けては、正しい子ども理解と信頼関係に基づき、全ての児童・生徒に対し、思いや気持ちを敏感に受け止める中で、共感的理解に努め、日常的な働きかけの中で、自他ともに認め合える人権感覚やきまりを守る等の規範意識等の社会的資質や行動力を高める指導を行うこと。また、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成25年8月)等の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、加害者への早期の指導や被害の拡大の未然防止等、必要な対応を図るとともに、情報共有や方針の決定など、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと、組織的な対応に努めること。その際、小学校においては、非行防止教室等を活用した規範意識の醸成や、担任が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する体制を整えること。中学校においては、問題解決能力の育成に力点を置いたコーディネート機能の向上に努めること。更に、子どもサポート会議のもと、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を活用し、小・中学校間や関係諸機関を含めたケース会議を実施するとともに、家庭・地域との連携、中央子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関との連携ネットワークの構築など、チーム支援の充実に取り組むこと。また、ピア・サポート等「発達支持的生徒指導」(成長を促す指導)の充実を図り、児童・生徒自身が自らの課題を解決していける力の育成に努めること。支援を要する幼児・児童・生徒に対する生徒指導等においては、人権尊重の視点に立って、組織的に対応すること。また、児童・生徒が自発的・主体的に自らを発達させていく過程を教職員が支えるという観点に立ち、学習指導と生徒指導を相互に関連付けるよう留意すること。

・教育相談機能の充実

平素から児童・生徒との信頼関係を深め、カウンセリングマインドをもって相談活動の充実を図るとともに、児童・生徒が誰にも悩みを伝えられないまま深刻な状況に陥ることもあることから、登校支援教室、さわやかフレンド、フリーダイヤル電話相談、スクールカウンセラー等を活用した教育相談機能の充実を図ること。さらに、定期的なスクリーニングやアンケート等の実施に加え、一人一台端末の活用、授業観察等、様々な方法で日頃から子どもの些細な変化をつかむ取組を進めること。

・いじめへの対応

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月)や「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定)等に示されているように、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、「いじめは絶対に許されない」との強い決意のもと、学校年間計画に沿って、未然防止・早期発見に努めること。平素から児童・生徒の理解に努め、年4回以上のアンケート調査やスクリーニングシート等のあらゆる機会を通じて、日ごろからこどもの状況把握を行うとともに、生徒指導上の課題の早期発見、早期対応につなげるなど、実態を的確に把握し、「いじめ対応プログラム実践事例集」(平成20年7月)、「いじめ対応プログラム指導案集」

(平成 23 年)、「5 つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成 25 年 8 月)、「いじめ対応セルフチェックシート」(令和元年 6 月)等を活用した取組を二層推進するとともに、「小学校におけるチーム支援 SSW 活用事例」(平成 30 年 3 月)を活用し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協働して早期発見・早期対応と解決に努めること。

感染症や障がい、外国へのルーツ、性的マイノリティ等に係るいじめが行われることのないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒への必要な指導を適切に行うこと。認知したいじめについては、速やかに教育委員会へ報告するとともに、監察課との連携を図ること。

いじめに対しては、教育的アプローチとして組織的に事実を正確に把握した上で、情報共有を行い、迅速かつ適切に対応すること。その際には、加害児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした指導をするとともに、被害児童・生徒の心理的ケアに努めること。また、全ての児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒自らがいじめを乗り越える力を引き出すこと(エンパワメント)や、いじめを起こさない集団づくりに努めること。いじめの解消については、相当の期間(少なくとも 3 か月を目安)においていじめに係る行為が止んでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守ることが重要であるとともに、解消後においても再発防止に努めること。また、携帯電話等での SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や無料通話アプリ等を介したネット上のいじめをはじめとした課題については、利用実態に応じた指導を年間計画に位置づけるとともに、研修等により教職員も正しい理解を深め、保護者への啓発にも努めること。また、スマートフォン等の使い方の指導とともに、「寝屋川市立小中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン」(令和 2 年 10 月策定)、「寝屋川スマホ・ネット 5 か条」(令和 2 年 10 月改訂)の家庭・地域への周知を図ること。さらに、いじめへの対応に当たっては、事態の深刻化を防ぐため、必要に応じて、警察や少年サポートセンターとも連携し、対応に当たること。

・不登校への対応

不登校については、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年 10 月)や「不登校児童生徒への支援実践事例集」(平成 29 年 8 月)等を活用し、家庭及び関係諸機関との連携をはじめ、小・中学校間の連携等を密にすること。また、不登校の未然防止のため、全ての児童・生徒にとって学校が安心して過ごせる居場所となり、子ども同士の絆が感じられる活動の場となるよう、授業・行事・課外活動において、学力の保障や自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを推進し、日頃から児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、児童・生徒が欠席しがちになった時は、機を逸することなく家庭訪問を行うなど、きめ細かく適切な対応を図ること。その際、不登校担当者を中心に校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、チームによる支援体制を整えるとともに、登校復帰のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に考えられるよう配慮し、多様な学びの場が確保されるよう努めること。特に、中学 1 年生時に不登校生徒が増加する傾向が依然として続いていることから、小学校段階から不登校の兆しのある児童や定期的なスクリーニングシートやアンケート、日ごろの授業観察等を通じて気になる生徒については、スクールカウンセラー等の専門家を活用するなど中学校入学段階での小中連携を引き続き積極的に進めること。更に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」(平成 29 年 3 月)に基づき、不登校等支援委員会や教育支援センター等と連携し、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援を推進し、教育の機会確保を図

るよう努めるとともに、中学校卒業後の進路を見据えた支援を行うこと。欠席した児童・生徒に対しては、家庭訪問等を行い、本人確認を行うこと。また、1人1台端末を活用したオンライン授業等については、児童生徒の学習保障の観点から積極的に行うこと。さらに、不登校への対応については、個々の児童・生徒の支援ニーズに応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内の教室以外の居場所（校内教育支援センター等）の設置に加え、市の教育支援センターや関係機関等との連携を図り、学びにアクセスできない子どもをなくすこと。

・体罰の防止

体罰は、法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。また、体罰は教職員の信用を失わせるだけでなく、暴力肯定の考え方を助長させ、いじめや暴力行為などが生じやすい土壌を生むおそれがあることを認識し、正しい子ども理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「体罰防止マニュアル」（平成19年11月改訂）、「不祥事予防に向けて（改訂版）」（平成22年9月）、「子どもを守る被害者救済システム」（平成29年12月改定）等を活用しながら研修等を実施し、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を行うこと。また、事案が生じた場合には、事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に努めること。特に、部活動指導中の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持つこと。

・虐待の防止

児童虐待の相談対応の件数が全国的に増加する中、尊い命が絶たれるという重大な事象が後を絶たないなど、子どもへの児童虐待の問題が深刻になっていることを踏まえ、虐待の防止に当たっては、「生徒指導提要」等にもあるように、教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもがどんなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、児童虐待に対する認識を深める中で、「児童虐待の防止等に関する法律」や「寝屋川市児童虐待防止マニュアル」等に基づき、子どものわずかな変化も見逃さないよう、気になる子どもに対しては、児童生徒支援人材や家庭教育サポーターと連携し、家庭訪問を積極的に行うなどして、日頃から早期発見・早期対応に努めること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対しては、定期的な安全確認を行うこと。また、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、学校は速やかに市町村の教育委員会や福祉部局に情報提供又は通告すること。とりわけ虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても、中央子ども家庭センターやこどもを守る課に速やかに通告するとともに、警察等関係諸機関とも連携し、継続的に支援すること。その際、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止の手引き～重点編」（令和元年12月）、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月）等を活用しながら、子どもが安心して学校生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行い、学校として組織的に対応するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して継続的な支援を行うこと。要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている、もしくは必要と認める児童・生徒について、1か月に1回以上、書面にて情報提供を行うとともに、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握したときは、速やかに情報提供又は通告を行うこと。特に一時保護を解除され、帰宅した児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、こどもを守る課、中央子ども家庭センター等と

日常的な連携を行うこと。また、進学・転学の際の学校間の情報共有については、ケース会議等の開催により、伝達する内容に漏れがないよう整理した上で、対面・電話連絡・文書等による学校間での引継ぎを行うこと。

・ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについては、本人が家族の状況を知られたくない場合ややりがいを感じている場合、本人や家族が支援を必要と考えていない場合等、その状況は様々であり表面化しにくいことから、「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」（令和3年9月）等を活用しながら、教職員の理解を深めるとともに、日頃からの子どもの状況把握に加え、生活アンケートを工夫する等、教職員がその把握に努めること。ヤングケアラーを把握した際には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協働し、リスクに配慮しながら、子どもや家庭にそった支援につなげること。また、学びに向かう環境が守られるよう、必要に応じて、中央子ども家庭センターやこどもを守る課等の関係機関との連携を図ること。

○危機管理体制の確立

市「危機管理マニュアル（改訂版）」や、文部科学省や大阪府の不審者侵入時の危機管理マニュアルを参考に、各校の危機管理マニュアルについて、常に見直し、点検を行うとともに、緊急時の連絡・参集体制や万一の事故への対処、感染症・食中毒の予防及び熱中症の事故防止など、教職員としての的確な行動がとれるよう徹底すること。そして、4月、6月、9月、1月、2月を「子どもの安全確保推進月間」として、保護者、地域への啓発に努め「みんなの目と心」を大切にされた地域と協働した取組を、より一層進めること。

学校安全活動においては、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域全ての観点から、具体的な実施計画を策定する等、学校安全の推進体制を整備すること。

また、登下校の指導においては、「登下校プランについて」（平成30年6月文科省）、「登下校時における児童生徒等の安全確保について」（平成30年12月文科省）を踏まえた取組の充実に努めるとともに、道路交通法に基づいた交通安全に関する指導を推進すること。

○防災教育の推進

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また台風をはじめとする自然災害等の教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害等に備え、学校の実態に応じ、火災のみならず、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童・生徒が自らの命を守りぬき、地域の一員としての役割が果たせるよう、「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実に努めること。また、「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」（令和元年12月文科省）を踏まえ、府「学校における防災教育の手引き（改訂2版）」（令和元年6月改訂）を参考に防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ること。防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の幼児・児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危

機管理体制の確立を図ること。

○教育環境の整備

教育環境づくりは、情操教育の一環として、児童・生徒の学校生活にも深く関わっていることから、常に学校の環境美化に努めること。

○国旗・国歌の指導

入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な節目をつけ、厳粛で清らかな気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるという意義を踏まえ、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱を適切に実施すること。その際、学習指導要領及び「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、教員は教育公務員としての責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。

○働き方改革

教職員の適正な勤務時間管理及び健康管理を徹底し、「寝屋川市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年5月）に基づき、時間外勤務の上限である「月45時間以内」を厳守すること。長時間勤務の縮減に向けては、勤務時間の割振りの変更や部活動拠点校制度、校務支援システム、学校と保護者をつなぐオンライン連絡網、コールセンターによる緊急時連絡体制等を有効活用すること。また、行事等を精選するとともに、定時退勤日や全校一斉退勤日、最終退勤時間、部活動の活動時間・ノークラブデー（部活動休養日）を明確にし、実施すること。また、「全国の学校における働き方改革事例集（改訂版）」（令和5年3月）等も参考にしながら、各校の特色や状況に応じた取組を推進するとともに、教職員一人一人の意識改革を図ること。なお、休憩時間については、適切な対応に努めること。

○服務規律の徹底

・服務規律の確立

全ての教職員が法令等の遵守など、教育に携わる公務員としての自覚を一層高めるため、「不祥事予防に向けて 自己点検〈チェックリスト・例〉（改訂版）」（令和2年度3月改訂）や「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和2年2月）等を活用した校内研修等を充実し、服務規律の徹底を図り、不祥事の防止、根絶に向けた取組を進めること。「ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和3年2月）を踏まえ、職場におけるセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向け、研修の充実及び相談体制の整備を図り、快適で働きやすい環境づくりを進めること。「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について」（令和2年12月）の主旨を踏まえ、教職員が児童・生徒と、電話、メールおよびSNS等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことを禁止し、児童・生徒及び保護者の信用を損なうことのないよう徹底を図ること。

また、休暇等の承認に当たっては、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続きとなるよう徹底を図ること。交通手段等の虚偽申請による旅費の不正受給においては厳に慎むこと。

・セクシュアル・ハラスメントの防止

「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改訂）や「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」（平成29年5月改訂）等を踏まえ、性的指向・性自認をからかったり、いじめの対象としたりすることもセクシュアル・ハラスメントであることから、教職員一人一人が、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であることを十分に認識するとともに、その未然防止のための学校体制を確立すること。なお、児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為はもとより、教職員と児童・生徒との不適切な交際についても、根絶を図ること。

○評価・育成システムの活用

「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により、教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化に努めること。授業を行う教員の評価に当たっては、授業アンケートの結果や教員の授業観察、職務への取組状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行うとともに、教員に対する指導育成に努めること。

○教職員研修

・研修の充実

教職員の資質の向上を図り指導力を高めるため、管理職による一人一人の教職員に応じた研修等の受講奨励などを通じて、校内研修はもとより、市が実施する研修等にも積極的に参加し自己研鑽に努めること。また、ディベート実践校や、学力上位の自治体などへの訪問に参加した教職員や府・市での研修参加者を講師として活用するなどして、学校づくり・授業づくり・ICT活用に関する校内研修・研究授業の充実を図ること。

また、校内研修においては、社会人講師など多様な人材の招聘や、参加体験型の研修を取り入れるなど、内容・形態を工夫すること。市「キャリアステージごとに求める教職員の資質能力」や府「OSAKA教職スタンダード」を参考にし、研修で学んだ理論を校内で系統的・計画的に実践すること。

・重点研究の推進

本市教育の目指すべき姿及び目標を踏まえ、重点項目（ディベート教育、道徳教育、ねやがわスタンダード）について、研究を行うこと。また、研究会等を通じて、その成果を市全体に広めること。

・初任者を含む若年教職員研修の充実

初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教職員に対して、市「小・中学校初任者研修の手引き」や「小・中学校初任者研修指導者用資料」等を踏まえながら、実践的指導力と使命感を養わせるとともに、教職員としての基礎的な知識、当面する学校の諸課題等について研修を行い、公教育に携わる者としての資質の向上を図ること。また、主席や・指導教諭等を活用した日常的なOJTの推進等によって、学校全体でチームとして教職員全体の指導力向上に努めること。更には、数年後には学校運営の中核を担うだけの力をつけるよう、教職員一人一人の課題や適性に応じた計画的・組織的・継続的な育成に取り組むこと。学校間・異校種間の連携を図りながら、校内はもとより市や府をはじめとする校外の研修会にも積極的に参加させること。

○家庭・地域との連携

・家庭教育の推進と支援

学校・家庭・地域の協働のもと、家庭教育を支える総合的な体制づくりに取り組むこと。とりわけ、子育てに悩みを持つ家庭や、孤立しがちな保護者に対し、家庭教育サポーター等の様々な人材を活用し、支援体制の整備に努めること。幼少期からの子育ての大切さを重視し、PTA・地域・行政とも協働して、全ての小学校区において、多様な機会に広く親学習の実施を図り、保護者の持っている力を高めるとともに、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力向上に努めること。

また、家庭学習習慣や生活習慣と学力との関係が明らかであることを踏まえて、あらゆる機会を通じて発信に努め、学校・家庭・地域の連携・協力を深めることにより、子どもたちの自学自習力の育成、学習習慣の定着を図ること。

・教育コミュニティづくりの推進

子どもたちの学びや成長を支えるため、学校運営協議会を中心とした地域と学校が連携・協働して行う「教育コミュニティづくり」をより一層推進すること。

・学校施設の開放

地域住民の身近な学校施設は市民の共有財産であるという認識のもと、校庭や体育施設・図書室等については、地域への開放に努めること。

・地域人材の活用

地域活動の核となる人材の育成・定着を図るとともに、多様な社会人講師や学校支援ボランティア等の地域人材を活用し、学校教育の活性化に努めること。

・放課後児童対策

放課後や週末に、小学校の校庭や体育館等を活用して、全ての児童にとって、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学校と地域社会の様々な人々が協働し、学習やスポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流が図られるように努めること。

なお、活動拠点（居場所）については、安全・安心な場所となるよう、けがや事故等の未然防止及び、事故発生時の適切に対するなど、関係者の意識の向上を図ること。

・地域教育協議会（すこやかネット）活動の充実

地域教育協議会（すこやかネット）を通じて、子どもたちが多くの人々とのふれあいの中から豊かな人間性を養い、「生きる力」を育むため、青少年の健全育成や学校教育を支援する体制づくりに向けた取組を推進し、その活動の支援・充実に努めること。

また、地域の教育力向上のため、地域人材の発掘に努め、その有効な活用を図ること。

・子どもを守る地域ネットワークの充実

地域で子どもたちが安心して過ごせるよう、関係諸団体との連携を図り、「子どもを守ろう みんなの目と心で」を基本認識とし、地域パトロールカーの運用や子どもの安全見守り活動に努め、地域ぐるみでより強固な「子どもを守る地域ネットワーク」の充実に努めること。

○幼稚園教育

・特色ある就学前教育の充実

「考える力」を育む「寝屋川教育」の基礎が形成されるよう、「寝屋川市就学前教育・保育プログラム(ねやっCo-エージェンシープログラム)」に基づく対話を重視した教育活動により、子どもたち一人一人がエージェンシーを発揮できるように努めること。また、地域の人材を活用して、家庭や地域社会における幼児教育の在り方などを踏まえた教育活動を行うこと。

・指導内容の工夫・改善

教育課程の編成に当たっては、幼児一人一人の発達や特性を踏まえ、遊びや集団活動を通して、社会性・道徳性等、「心の教育」の基礎を培う活動の充実に努めるとともに、絵本をはじめ教材教具の有機的な活用を図るなど指導方法の工夫・改善に努めること。また、幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮し、取り組むこと。

・保育所園・認定こども園・私立幼稚園や小学校との連携

幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、小学校でのグッドスタートにつながるよう、幼児・児童の交流や教員の合同研修等、保育所園・こども園・私立幼稚園や小学校との連携及び相互理解を深め取組を進めること。

・開かれた幼稚園づくり

園庭開放、絵本室開放、文庫貸し出し等の活用を通して、家庭、地域社会との連携を深め子育て支援活動の充実が図られるよう、開かれた幼稚園づくりに努めること。

・子育てステップの活用

幼稚園は保護者・地域と目指す子ども像を共有化し、子育て支援の充実を図るため、「子育てステップ」(平成23年2月改訂)の一層の活用を努めること。

議案第14号

寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則
について

寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

現在、総合教育研修センター内にある教育支援センターの機能を令和6年4月から中央幼稚園に移設するため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則（平成31年寝屋川市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(平成30年寝屋川市条例第59号)」を「(平成30年寝屋川市条例第59号。以下「条例」という。)」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。
(教育支援センター)

第4条 センターの附属施設として、教育支援センターを置く。

2 条例第3条第2号に規定する事業については、前項の教育支援センターにおいて行うものとする。

附則に次の1項を加える。

(教育支援センターの位置)

3 第4条第1項の教育支援センターの位置は、当分の間、大阪府寝屋川市初町19番1号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

寝屋川市総合教育研修センター条例施行規則

No. 1

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、寝屋川市総合教育研修センター条例（平成30年寝屋川市条例第59号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（教育支援センター）</u></p> <p>第4条 センターの附属施設として、教育支援センターを置く。</p> <p>2 条例第3条第2号に規定する事業については、前項の教育支援センターにおいて行うものとする。</p> <p>（センターの施設の使用）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（教育支援センターの位置）</u></p> <p>3 第4条第1項の教育支援センターの位置は、当分の間、大阪府寝屋川市初町19番1号とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、寝屋川市総合教育研修センター条例（平成30年寝屋川市条例第59号）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（センターの施設の使用）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（委任）</p> <p>第5条 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="255 283 920 409">附 則 (施行期日) この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	

議案第15号

令和6・7年度寝屋川市青少年指導員の市長への内申について

寝屋川市青少年指導員要綱実施要領第2条第1号の規定に基づき、各中学校区寝屋川市青少年指導員推薦会議から推薦があった寝屋川市青少年指導員候補者を、市長に内申するため教育委員会の議決を求める。

令和6年3月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市青少年指導員の任期満了に伴い、新指導員を市長に内申するため。

令和6・7年度 寝屋川市青少年指導員名簿

令和6年4月1日予定

中学校校区	小学校区	氏名	就任年度	在任
一中	中央	蛭子 弘宣 えびす ひろのぶ	R6. 4～	新任
二中	池田	福岡 泰平 ふくおか たいへい	R6. 4～	新任
七中	南	髙谷 寿恵美 たかたに すえみ	R6. 4～	新任
七中	堀溝	小西 博子 こにし ひろこ	R6. 4～	新任
九中	啓明	景谷 清美 きやうたに きよみ	R6. 4～	新任
中木田中	楠根	水上 伸子 みづかみ のぶこ	H15. 4～	21年
中木田中	木田	小田 智美 おだ ともみ	R6. 4～	新任
中木田中	木田	三村 直美 みむら なおみ	R6. 4～	新任